

『元典章 禮部』校定と譯注（三）——禮制三（婚禮 喪禮 葬禮 祭祀）——

「元代の法制」研究班

前冊を承けて『大元聖政國朝典章』卷三十、禮部三の校定本文と譯注を掲載する。これは「元代の法制」研究班による共同研究の成果の一端である。

各條の末尾に校定本文、譯注などの作成者名を注記した。本號掲載部分については「婚禮」類を森田憲司氏、「喪禮」類を古松崇氏、「葬禮」類を中島樂章氏、「祭祀」類を水越知氏と市丸智子氏がそれぞれ擔當した。

文書構成をどのように理解したかを示すために、記事ごとに構成を圖示する。圖示の方法は植松正氏が考案されたものであり、ここに掲載した圖はすべて同氏作成にかかる。圖示の方法には工夫がなされており、單純な字下げなどの方法よりも遙かに明瞭である。この獨特の圖示方法については、本誌第八一冊に掲載した植松氏による解説を参照されたい。

モンゴル語による人名、術語のうち元綴との對應關係が明らかなものについては、ウイグル文字モンゴル語にもとづく轉寫を示し

た。推定によるものは綴りの頭に「*」を附して區別した。また、當時の音價にもとづいて讀音を示すことは不可能であるので、ローマ字轉寫を機械的にカタカナに置き換えるという方法によって讀みを示した。轉寫、讀音の點檢と統一については、古松崇志氏の手を煩わせた。厚く鳴謝する。

凡例は本誌第八一冊に掲載したので、参照されたい。（岩井茂樹）班員としてこの共同作業に参加された方々は以下の通りである。

阿風 安承俊 石野一晴 市丸智子 岩井茂樹 植松正 王錦萍
オユンゴア（烏雲高娃） 小野達哉 加藤雄三 魏敏 金文京
桂華淳祥 伍躍 櫻井智美 清水智樹 沈衛榮 武田時昌
堤一昭 寺田浩明 中島樂章 范金民 藤本猛 舩田善之 武歩
夫馬進 古松崇志 水越知 宮宅潔 毛利英介 森田憲司
矢木毅 山崎岳 Jesse Sloane Wang Liping（汪利平）（敬稱略）

元典章 禮部三 目錄

禮部 卷之三 典章三十 禮制三

婚禮

一 〔婚姻禮制〕

二 〔指腹割衫爲親革去〕

三 〔禁夜筵宴例〕

四 〔革去諸人拜門〕

五 〔嫁娶禁約邀欄〕

喪禮

表一 〔本宗五服之圖〕

表二 〔外族服〕

表三 〔三殤服〕

表四 〔女嫁爲本族服〕

表五 〔三父八母服〕

表六 〔妻爲夫之族服〕

六 〔定爲三年之喪〕

七 〔畏吾兒喪事體例〕

八 〔禁喪葬紙房子〕

九 〔禁約焚屍〕

十 〔禁送殯迎婚儀從〕

十一 〔樂人休迎出殯〕

十二 〔禁治居喪飲宴〕

十三 〔喪服各從本俗〕

葬禮

表七 〔墓地禁步之圖〕

十四 〔收埋暴露骸骨〕二款

十五 〔中都西南許葬〕

十六 〔墓上不得蓋房舍〕

十七 〔移葬嫁母骨殖〕

十八 〔占葬墳墓遷移〕

十九 〔禁約厚葬〕

二十 〔祖先牌座事理〕

二一 〔禁治停喪不葬〕

祭祀

二三 〔祭祀典神祇〕

二三 〔配享三皇體例〕

二四 〔祭祀三皇錢數〕

二五 〔三皇配享〕

二六 〔祭社稷風雨例〕

二七 〔祭郊社風雨例〕

二八 〔添祭祀錢〕

二九 〔立社稷壇〕

三十 〔霖雨不止享祭〕

三一 〔祈風雨不得支破官錢〕

三二 〔入病禱祭不禁〕

三三 〔革去拜天〕

三四 〔禁祭星〕

（以上本冊に掲載。以下待續。「禮部」全體の目錄は本誌第八一冊に掲載。）

禮部卷之三 典章三十 禮制三 婚禮

一〔婚姻禮制〕 (30|01|01 典章30 禮部 婚禮 1 a)

至元八年九月、尙書禮部¹。契勘、人倫之道、婚姻爲大²。即今聘財筵會、已有定例³外、據拜門一節、係女眞風俗、通行合屬革去外、據漢兒人舊來體例、照得、朱文公家禮⁴內婚禮、酌古准今、擬到下項事理。呈奉尙書省劄付⁵：再送翰林院兼國史院披詳、相應。移准中書省咨⁶：議得、登車乘馬、設次之禮、亦貧家不能辦外、據其餘事、依准所擬、遍下合屬、依上施行。仍關各部照會。

【婚姻禮制】 (典章三〇、禮部卷三)
至元八年九月

尙書禮部〔符文〕 契勘、人倫之道、婚姻爲大、即今聘財筵會、已有定例外、據拜門一節、係女眞風俗、通行合屬革去外、據漢兒人舊來體例、照得、朱文公家禮內婚禮、酌古准今、擬到下項事理。 呈奉	尙書省劄付 再送翰林院兼國史院披詳、相應。 移准	中書省咨 議得、登車乘馬、設次之禮、亦貧家不能辦外、據其餘事、依准所擬、遍下合屬、依上施行。 仍關各部照會。	一曰、……前件議得、…… 七日、……前件議得、…… 擬奏。據比等之家、擬合令權依時俗見行之禮而行。雖非古禮、亦難
--	---	---	---

(譯)

〔婚姻の禮制〕

至元八年(一二七二)九月、尙書禮部〔の符文〕。契勘するに、人たるの道では、婚姻が最も大事である。今、聘財と筵會とについては已に定まった法例が有るほか、拜門のことについては、女眞の風俗であるから、管下に遍く文書を下して止めさせるほか、漢兒人の昔からの決まりについては、調べたところ、朱文公『家禮』の中に婚姻の儀禮があるが、「それに基づき」昔えの制度を踏まえて現今のやり方を参照して、以下の項目を擬案した。呈して奉じた尙書省の劄付に、「翰林院兼國史院に再送し、よく調べさせたらよいであろう」とあった。移文して准けた中書省の咨に、「検討するに、登車と乘馬および設次の禮も、また貧家ではおこなうことができないが、それ以外の事については、擬案してきたものに依准し、管下に遍く文書を下して、上のとおりに施行せよ。なお各部に文書を送り通知する」とあった(中書省咨、禮部符文)。

(注)

(1) 尙書禮部——至元七年(一二七〇)、制國用使アフマドを平章尙書省事として尙書省に六部を總領させた。中書省と併存したが、九年、尙書省は廢された。のち至元二十四年から二八年、至大二年(一三〇九)から四年にも尙書省が置かれた。

(2) 人倫之道、婚姻爲大——『孟子』萬章上の孟子の言をふまえる。「萬章問曰、詩云、「娶妻如之何、必告父母」(國風「南山」)、信斯言也、宜莫如舜。舜之不告而娶、何也。孟子曰、告則不得娶。男女居室、人之大倫也。如告、則廢人之大倫、以慙

父母。是以不告也」。

- (3) 定例——聘財および筵會の法例については後出の三「禁夜筵宴例」條（至元七年四月）を参照。聘財は「納幣」の際に男性側が女性側に送る財。

- (4) 拜門——事實婚によってある程度の期間夫婦生活を送った後に、「拜門」すなわち女性の實家への里歸りと男性からの贈答をおこなう場合と、納幣に先立って男性側が酒食を持ちこんでおこなう「拜門」とがあった。後出四「革去諸人拜門」條（至元八年七月）参照。

- (5) 女眞——『新編事文類聚翰墨全書』（關連記事①）は「女直」に作る。

- (6) 朱文公家禮——朱熹『家禮』卷二、婚禮。『家禮』婚禮の儀注が、司馬光『書儀』卷三、婚儀上の文章をもとにしたことはよく知られている。山根三芳『宋代禮說研究』第二章「司馬光の禮說」第三節（溪水社 一九九六年）が兩書の婚禮の記載を比較検討している。以下、『家禮』については吾妻重二氏の校訂本『朱熹『家禮』の版本と思想に關する實證的研究（補訂版）』（平成十二年度／平成十四年度科學研究費補助金研究成果報告書 關西大學文學部 二〇〇三年）を参照し、各項ごとに對應する本文を附して、『元典章』との間に差異がある箇所を傍線によって示した。なお、この至元八年の法例を載録する『翰墨全書』（關連記事①）と『通制條格』（關連記事②）とのほか、『翰墨全書』乙集卷四、『事林廣記』（至順本）前集卷十などにも『家禮』を引くが、必要箇所以外は異同を注記しない。
- (7) 割付——元刻本は通常「割付」の文字を使うが、ここは「札付」となっている。『翰墨全書』（關連記事①）も同じ。

- (8) 翰林院兼國史院——中統年間に翰林學士（承旨）を任命し、至元元年（一二六四）に「翰林兼國史院」の官署を設置した。承旨、學士、侍讀學士、侍講學士、直學士の定員があった。

一曰、議婚。身及主婚者、無期以上喪、乃可成婚。必先使媒氏往來通言、^(使)俟^(俟)女氏許之、然後納采^(俟)。

前件議得、其諸議婚之家、合依此例而行。

（譯）

一、議婚。本人および婚姻を主る者が期（二年）以上の服喪中でなければ、婚姻をしてよい。必ず先に媒氏（仲人業者）に往來させて話を通じさせ、女性側が承諾するのをまって、その後納采する。

この件を検討したが、およそ婚姻をおこなう家は、此の規定に依って行なわねばならない。

（注）

- (1) 主婚者——婚姻を主る者とは具體的に誰であるのか、結婚する當人からみていかなる血縁者であるのかという問題については、次項「納采」の注（2）を参照。

- (2) 媒氏——訂婚のさいの媒妁人。「媒婆」や官に登録されて媒妁を業とする「官媒」に手数料を支拂って媒妁させることがひろく見られた。『元典章』卷十八、戸部四、婚禮「女婿財錢定例」には、媒妁人の濫設を止めようとする榜文が見える。高い媒妁錢を取ることが問題とされていた。妾を買おうとする家に口入れる業者も媒家と呼ばれた。

- (3) 使——朱熹『家禮』、司馬光『書儀』はともに「俟」に作る。

『翰墨全書』(關連記事①)は『元典章』と同じく「使」に作るが、『通制條格』(關連記事②)は「俟」に改めている。「使」は「俟」の誤とするのが妥當である。

(4) 納采——納采の次第は下文に見える。祠堂や先祖の位牌にむかい子女の訂婚を告げる儀式である。

(關連記事)

『家禮』

議昏。男子年十六至三十，女子年十四至二十，身及主昏者無期以上喪，乃可成昏。必先使媒氏往來通言，俟女氏許之，然後納采。

二曰，納采【係今之下定也】^①。主人具書，夙興，奉以告祠堂。【人之大倫，於禮爲重，必當告廟而後行，示不忘祖】^②。而今往往俱無祠堂，或畫影及寫立位牌，亦是^③。及使子弟爲使者如女氏，主之出見使者，遂奉書以告于祠堂，出以復書授使者，遂禮之。使者復命，婚主復以告于祠堂。或婚主人等，親往納采者，聽。

前件議得，婚姻之禮，人之大倫，於禮爲重，必當告廟而後行，示不忘於祖先。擬合依上施行。

(譯)

二、納采【今の下定である】。婚主は書面をととのえ、早朝に興き、書面を奉じて祠堂に告する。【(結婚は)人たるの大いなる道であり、禮において重いものである。必ず廟に告げて後に行なわなければならないのは、祖先を忘れないことを示すのである。しかし今日では、しばしばみな祠堂が無いので、或いは遺影を書き、位牌を寫^かいて立てれば、それでもよい】。子弟を使者として女性側に行かせ、「女性側の」主人が出て使者に會い、そして書面を捧げて祠堂に告する。出て復書を使者に授ける。そし

て禮する。使者は復命し、婚主は復た祠堂に告する。もし結婚を主どる者らが、親しく往って納采するのであれば、それを聽す。この件を検討したが、婚姻の禮は、人たるの道の根本であり、禮において重いものである。必ず廟に告して後に行なうのは、祖先を忘れないことを示すのである。上の原案によって施行することを提案する。

(注)

(1) 下定——『東京夢華錄』卷五、「娶婦」に「女家以淡水二瓶，活魚三五箇，筋一雙，悉送在元酒瓶內。謂之回魚筋。或下小定、大定」とある。入矢義高、梅原郁譯注『東京夢華錄——宋代の都市と生活』岩波書店、一九八三年の頁一八九、注六は以下のように解説する。「定」とは「定物」あるいは「紅定」の略で、つまり結納の紅絹のこと。元代以降も結納に紅絹を使うのが普通で、そこから結納を入れることを「下定」とか「下紅定」という。

(2) 主人——上項に見える「主婚者」と同じであろう。司馬光『書儀』は「主人」について「壻之祖父若父也。如無則以即日男家長爲之。女家主人准此」と注す。つまり小家族の家長が婚姻の主導者であるとともに、「告廟」など先祖にたいする儀禮の主宰者となる。これにたいし、朱熹『家禮』の注は「女氏亦宗子爲主人。……其父於主人之右，尊則少進，卑則少退」とあり、「主人」は祖父や父親ではなく「宗子」であるとする。司馬光『書儀』が「影堂」としていた(女性側の家でも「女家主人亦告于祖禰」である)ものを、下文に見えるように朱熹は「祠堂」とした。婚禮について司馬光は家族を中心としたが、

朱熹『家禮』は大宗主義に立って異説を唱えたわけである。

- (3) 具書——民間では「草帖」のやりとりを通じて訂婚の合意がなされた。これはいわゆる釣書であって、身元および奩田奩具の數目を示す。その後正式の婚書たる「定帖」の交換と結納の品の贈答がおこなわれる（納幣の儀式に相當）。これらの文書のひな形は、『翰墨全書』卷五、諸式門「雜文諸式」、「新編婚禮備用月老新書」卷一、啓狀諸式門「帖子式」などに見える。
- (4) 不忘祖先——『左傳』「隱公八年」、「四月甲辰、鄭公子忽如陳、逆婦嬀。……陳鍼子送女。先配而後祖。鍼子曰、是不爲夫婦。誣其祖矣。非禮也。何以能育。【集解：鍼子陳大夫。禮逆婦必先告祖廟而後行。故楚公子圍稱告莊公之廟。鄭忽先逆婦而後告廟。故曰先配而後祖】」
- (5) 人之大倫、……亦是——「人之大倫」以下の雙行の注記は『翰墨全書』（關連記事①）にもあるが、『家禮』の諸本には見えない。
- (6) 使子弟爲使者——婚姻の合意がなされると媒妁人ではなく、族中の子弟を女方の家に使者として送る。司馬光『書儀』の注に「使者、擇家之子弟爲之」とあったものを、朱熹は本文に組みこみ、媒酌人と使者との區別を際立たせた。
- (7) 主之——『翰墨全書』（關連記事①）は「上之」に作る。『通制條格』（關連記事②）は『家禮』の文に従って「女氏主人」に作る。「主之」「上之」では讀みにくい。ここでは『元典章』の「主之」は「主人」を誤ったものと解しておく。

（關連記事）

『家禮』

納采【納其采擇之禮、即今世俗所謂言定也】。主人具書、夙

興、奉以告于祠堂。乃使子弟爲使者如女氏。女氏主人出見使者、遂奉書以告于祠堂。出以復書授使者、遂禮之。使者復命壻氏、主人復以告于祠堂。

三曰、納幣【保今之下財也】^①。具書、遣使如女、授書而復書、禮賓、使者復命。並同納采之儀。

前件議得、擬合酌古准今、照依已定、筵會以男家爲主、會請女氏諸親爲客、先入坐。男家至門外、陳列幣物等、令媒氏通報、女氏主人出門迎接。相揖、俟女氏先入、男家以次隨幣而入、舉酒、請納幣、飲酒、受幣訖、女氏主人回禮、婚家飲酒畢、主人待賓如常禮。許婿氏、女子各各出見、並去世俗出羞之弊。

（譯）

三、納幣【今の下財である】。書面を整え、使者を遣わして女性側に行かせる。相手に書面を渡し、「女性側は」返書し、もてなす。使者は復命する。いずれも、納采の儀と同じ。

この件を検討したが、昔の事を考え、今のやり方を参照し、已に定まったことに照らし合わせ、宴會は男家を主人とし、女性側の親族をまとめて客とし、「女性側が」まず入って座る。男性側は、門の外に着くと、贈り物をならべ、媒氏に告げさせ、女性側の主人が門を出て出迎える。たがいに揖し、女性側がまず入るのを俟って、男性側はその後贈り物とともに入る。酒を舉げ、贈り物を納めるように請い、酒を飲む。贈り物を受けとり訖れば、女性側の主人が答禮する。兩家が酒を飲み畢れば、主人は賓客をもてなすこと、通常の禮のようにする。（納采がすめば）婿さんと女性がそれぞれ出て對面するのをみとめ、世間によくある「未だ出會ってはならない二人が面會して」恥をかくという

弊害を除去する。

(注)

(1) 下財——下財禮のこと。『夢梁錄』卷二十「嫁娶」に「且論聘禮，富貴之家，當備三金送之。(中略)謂之下財禮」とある。『東京夢華錄』卷五「娶婦」にもこの語が見える。

(2) 照依已定——『元典章』卷十八、戸部四、婚姻、婚禮「嫁娶聘財體例」(至元八年二月)の第二條の規定を指すと考えられる。條文は後掲三「禁夜延宴例」注(2)を參照。

(3) 令媒氏通報——司馬光『書儀』および朱熹『家禮』では、納采と納幣の使者には族中の子弟を充てることとし、媒酌人は登場しない。元朝の當局は納幣の儀にさいしても、媒酌人に到着の通知をさせることを提案している。當時の實情に合わせて、先儒の禮說からの逸脱を是認しようというわけである。また、納幣後の相互の請宴が済めば、婚約した男女が相まみえることまでは認めている。これらは當時の實情に沿った規定であり、儒家の儀禮に一致しないものであった。

(4) 出差之弊——『翰墨全書』(關連記事①)と『通制條格』(關連記事②)は「弊」を「幣」に作る。「幣」であれば、世俗でおこなわれている「出差」の贈答は廢止させる、という意味になる。「出差」とは恥をかく、面子を失うという意味である。婚姻に關連して「出差」の語が用いられる例が元曲に見える。『詐妮子調風月』(元刊本)第三折に「燕燕上覆傳示煞曾經，誰會甚兒女成婚聘。甚的是許出差下紅定。向這洛陽城，少甚末能言快語官媒證。燕燕怎敢假名托姓。但交我一權爲政，情取火上等冬凌！」この「出差を許す」という表現は奇妙に感じられる

かもしれない。婚約の段階で男女を面會させることが本來は「出差」の行爲であるにもかかわらず、現實にはありがちなことであり、世俗においても「出差」を大目に見る風潮があったことよって、「出差を許す」という表現が生まれたのである。下文に見えるように、遼金時代以來の華北では「拜門」という自由婚(掠奪婚)の事後承諾すらひろまっていた。元朝はさすがに「拜門」の風俗は禁止したものの、婚姻の過程における男女の接觸を儒家の禮說によってきつく縛ることを放棄し、「納幣」が済めば男女の面會を公に認めるといふ禮制の變通を選択したわけである。

(關連記事)

『家禮』

納幣【古禮有問名、納吉。今不能盡用，止用納采、納幣，以從簡便】。具書，遣使如女氏。女氏受書，復書，禮實，使者復命。並同納采之儀。

四日，親迎。前迎期一日，女氏使人張陳其婚之室。質明，婿家設位于室中，女家設次于外。初(婚)^①，(昏)^②，(姻)^③盛服，主人告于祠堂，遂醮其子而命之迎。婿出(乘)^④馬，至女家，俟于次。女家主人告于祠堂，遂醮其女而命之。主人出迎，婿入奠雁。(姻)^⑤，(姆)^⑥奉女出登車，(婿)乘馬先行。婦車至其家，導婦以入。婿婦(之) (交)拜，就坐飲食。畢，婿出，復入，脫服，(獨) (燭)出，主人禮(贊) (實)。

前件議得，擬照依此例而行。所據登車乘馬，設次奠雁之禮，近下貧窮之家，不能辦者，從其所便。

(譯)

四、親迎。婚姻の期日の前日、女性側は人を派遣して、新婚の

部屋を飾りつける。明けがた、婿の家では神位を新婚の部屋に設け、女性側の家では「家の」外に次を設ける。黄昏時、婿が正装し、婚主が祠堂に告す。そしてその子に盃を與えて迎えに行くように命じる。婿は出て馬に乗り、女性側の家に至り、次で待つ。女性側の主人が祠堂に告し、そしてその娘に盃を與えて、「出かけるように」命じる。「女性側の」主人が出て迎え、婿は入って雁を奠する。母が女性を連れて出て車に乗せる、婿は馬に乗って先行する。新婦の車がその家に着いたら、新婦を導いて「家に」入る。新郎新婦は互いに拜を交わし、坐に就いて飲食する。畢れば婿は外に出る。復た部屋に入り、服を脱ぎ、燭を外に出す。主人は賓客をもてなす。

この件を検討したが、此の決まりによって行ない、登車、乗馬、設次、奠雁の禮については、下戸と同じ程度に貧窮している家で、これらをおこなうことができれば、その便宜に従うことを提案する。

(注)

- (1) 初昏——元刻本および『翰墨全書』(関連記事①)、『通制條格』(関連記事②)はいずれも「初婚」に作る。「昏」と「婚」は通用するが、『儀禮』士昏禮では、「期初昏、陳三鼎於寢門外……」と婚禮の儀式を黄昏時に始めることについて「初昏」の表現を用いている。朱熹『家禮』の「初昏」の語は、この『儀禮』の意を踏まえるもの。
- (2) 婿——元刻本および『翰墨全書』(関連記事①)は「姻」に誤る。『通制條格』(関連記事②)は「婿」に作る。
- (3) 醯其子——彭大翼『山堂肆考』卷一九二、飲食、酒「主人

醯酒」に「酌而無酬曰醯」とある。

- (4) 乗馬——元刻本および『翰墨全書』(関連記事①)は「乗」字を闕く。

- (5) 母——元刻本は「姻」に誤る。

- (6) 婿乗馬——元刻本および『翰墨全書』(関連記事①)は「婿」字を闕く。

- (7) 交拜——元刻本は「交」字を「之」字に誤る。

- (8) 燭出——元刻本は「燭」字を「獨」字に誤る。

- (9) 禮賓——元刻本および『翰墨全書』(関連記事①)は「禮贊」に作る。

(関連記事)

『家禮』

親迎。前期一日、女氏使人張陳其壻之室。厥明、壻家設位于室中、女家設次于外。初昏、壻盛服。主人告于祠堂、遂醯其子而命之迎。壻出、乘馬、至女家俟于次。女家主人告于祠堂、遂醯其女而命之。主人出迎、壻入奠雁。姆奉女出登車、壻乘馬、先婦車、至其家、導婦以入。壻婦交拜、就坐飲食、畢、壻出、復入、脫服、燭出。主人禮賓。

五曰、婦見舅姑。明日夙興、婦見舅姑。次見于諸尊長。若(婦家)「家婦」^①、則饋於舅姑、舅姑饗之^②。

前件議得、合依此例而行。

(譯)

五、婦が舅姑に見える。翌日、早く起き、新婦が舅姑にお目見えする。次いで一族の尊長たちにお目見えする。もし跡繼ぎの嫁であれば舅姑に食事を進め、舅姑は彼女をもてなしてねぎら

う。

この件を検討したが、此の決まりでおこなうべきである。

(注)

(1) 婦家——『翰墨全書』(關連記事①)は『元典章』に同じく「婦家」に作る。「家禮」は「冢婦」に作る。『通制條格』(關連記事②)が「家婦」とするのは筆寫の誤りであろう。司馬光は「冢婦」のみが「舅姑に饋する」のが古禮だが、「然饋主供養、雖庶婦不可闕也」として「鹽饋之禮」は「冢婦」「庶婦」(次男以下の妻)ともおこなうべきであり、そのさいの酒食は婦家が備えるべきもの(婦家具盛饌酒壺)としている。至元八年(一二七一)の「婚姻禮制」は朱熹の儀注に基づくと明言しているのであるから、ここの「婦家」は「冢婦」と訂正さるべきであろう。しかし、司馬光の儀注に見えるように、舅姑にたいする「鹽饋之禮」を新婦の家が用意するという慣行が定着していたとするならば、このことが「若婦家、則饋於舅姑」という文言に反映していると見ることもできよう。

(2) 舅姑饗之——司馬光『書儀』では「舅姑共饗婦於堂上」とする。答禮の意をこめて舅姑が新婦に酒杯を取らせることである。

(關連記事)

『家禮』

婦見舅姑。明日夙興，婦見于舅姑，舅姑禮之，婦見于諸尊長。若冢婦則饋于舅姑，舅姑饗之。

六日，廟見。三日，主人以婦見(婦)〔于〕^①祠堂。

前件議得，合依此例而行。如無祠堂，或懸影^②及寫位牌，亦是。

(譯)

六、廟見。三日目、主人は新婦を連れて祠堂にお目見えさせる。この件を検討したが、此の決まりで行なうべきである。もし祠堂がなければ、遺影を懸けたり、位牌を寫^かいたりしてもよい。

(注)

(1) 婦——衍字。『翰墨全書』(關連記事①)、『通制條格』(關連記事②)ともにこの位置に「于」字を置く。

(2) 懸影——『翰墨全書』(關連記事①)は「懸影像」に作り、『通制條格』(關連記事②)は「懸形」に作る。

(關連記事)

『家禮』

廟見。三日，主人以婦見于祠堂。

七日，婿見婦之父母。明日，婿往見婦之父母，次見婦黨諸親。婦家禮^①婿，如常儀。

前件議得，酌古准今，婦之父母受婿拜禮，餘依上儀。

(譯)

七、婿が婦の父母に見える。翌日、婿は出かけて新婦の父母にお目見えする。次いで新婦の一族の人々にお目見えする。新婦の家が婿をもてなすことは、通常の禮のようにする。

この件を検討したが、昔の事を考え、今のやり方を参照し、新婦の父母は婿の拜禮を受けることとし、それ以外は、上の儀禮のようにせよ。

(注)

(1) 婦家——『翰墨全書』(關連記事①)は「親家」に作る。

(關連記事)

『家禮』

婿見婦之父母。明日、婿往見婦之父母。次見婦黨諸親。婦家禮壻、如常儀。

切見、目今作贅召婿之家、往往「甚多」⁽²⁾蓋是貧窮不能娶婦、故使作贅。雖非古禮、亦難擬革。⁽³⁾據此等之家、擬合令權依時俗見行之禮而行。

(譯)

考えるに、當節、婿を取る家に入り婿することがしばしばみられる。貧窮していて、妻を娶ることができないので、入り婿となるのである。古の禮ではないけれども、革めることは難しい。こうした家については、かりに一般の風習や現在行なわれている儀禮に依據しておこなわせればよいであろう。

(注)

(1) 目今——『翰墨全書』(關連記事①)は「自今」に誤る。

(2) 往往——『通制條格』(關連記事②)は「往往甚多」とし、上句にかける。この方がよい。

(3) 擬革——『通制條格』(關連記事②)は「革撥」に作る。

(4) 據——『翰墨全書』(關連記事①)、『通制條格』(關連記事②)ともに「據」字は無い。

(關連記事)

① 『新編事文類聚翰墨全書』乙集卷四、婚禮門、事類、古今婚禮「至元婚禮」。「至元八年九月、尙書禮部。契勘、人倫之道、婚姻

爲大。即今聘財筵會已有定例外、據拜門一節、係女直風俗、通行合屬革去外、據漢兒人舊來體例、照得、朱文公家禮內婚禮、酌古準今、擬到下項事理。呈奉尙書省札付、再送翰林院兼國史院、披詳相應。移中書省咨、議得、登車乘馬、設次之禮、亦貧家不能辦外、據其餘事、依准所擬。遍下合屬、依上施行。仍關各部照會。(下略)」

② 『通制條格』卷三、戶令「婚姻禮制」(第四一條)。「至元八年九月、尙書省。禮部呈：契勘、人倫之道、婚姻爲大。即今聘財筵會、已有定例外、據拜門一節、係女真風俗、通行合屬革去外、據漢兒人舊來體例、照得、朱文公家禮內婚禮、酌古準今、擬到各項事理。都省議得、登車乘馬、設次之禮、貧家不能辦者、從其所欲外、據其餘事理、依准所擬。(中略)一、目今作贅召婿之家往往甚多、蓋是貧窮不能娶婦、故使作贅。雖非古禮、亦難革撥。此等之家、合令權依時俗而行」。

(森田憲司)

二 (指腹割衫爲親革去) (30-01-02 典章30 禮部 婚禮 2a)

至元六年四月、中書戶部。近爲男女婚姻娉財、寫立婚書、已經通行各路外、又慮諸人依前或有指腹并割衫襟等爲親、既無定物、婚書、難成親禮。今後並行革去。但結親婚姻、照依已行、寫立婚書、依理成親。

(譯)

〔指腹割衫して婚約するのを止めさせる〕

至元六年(一二六九)四月、中書戶部〔の符文〕。近ごろ男女の婚姻と聘財について婚書を作成させることのために、すでに各路に遍く文書を下したほか、さらに、人々が以前のように、或いは妊娠中に腹を指し、また〔しるしとして〕下着の襟を割いて婚約

し、定物^{ゆいぶつ}や婚書が無いので、婚姻の禮を成し遂げることができないことを憂慮する。今後は、いづれも止めさせよ。およそ婚姻をするばあいには、すでにおこなわれている法例により、婚書を作成し、理めに依って婚姻せよ(中書戸部符文)。

(注)

(1) 寫立婚書——『元典章』卷十八、戸部四、婚姻、婚禮「嫁娶寫立婚書」(至元六年三月)は、婚書文約を立てるべきこと、約定すべき事項、および主婚者、保證人、媒酌人らの署名について規定する。「至元六年三月十一日、中書戸部。契勘、人倫之道、男女婚姻爲大。據各處見行禮數、事深不一、有立婚書文約者、亦有不立元議婚書、止憑媒妁爲婚。已定之後、少有相違、男家爲無婚書、故違元議、妄行增減財錢。或女婿養老出舍、爭差年限、訴訟到官。其開循情、及媒妁人等偏向、止憑在口詞因、以致詞訟不絕、深爲未便。省部公議得、今後但爲婚姻、議定寫立婚書文約、明白該寫元議聘財錢物。若招召女婿、指定養老或出舍年限、其主婚、保親、媒妁人等畫字、依理成親、庶免爭訟。除外、仰遍行所屬、依上施行」。

(2) 指腹——「指腹爲婚」が金朝治下で流行したことは洪皓『松漠紀聞』に見える。この習俗の記録が六朝時代まで遡ることについては、洪亮吉『曉讀書齋雜錄』初録、卷上、および『陔餘叢考』卷三二「指腹爲婚」などが指摘している。

(3) 割衫襟——楊景賢『西遊記』(鹽谷溫排印本)卷四、第十五齣「導女還裴」に「朱太公引十兒云、自小裏割衫襟爲定、家裏做媳婦」。また『禮部志稿』卷二十「庶人納婦」に「或有指腹割衫襟爲親者、竝行禁止」とある。

(4) 定物——定物については、前條の「納采」の項の注を参照。(關連記事)

① 『通制條格』卷四、戸令「嫁娶」(第七六條)。「至元六年四月、中書戸部。議得：男女婚姻或以指腹并割衫襟爲親、既無定物婚書、難成親禮、今後竝行禁止」。

② 『元史』卷一〇三、刑法志二「戸婚」。「諸男女議婚、有以指腹割衫爲定者、禁之」。(森田憲司)

三 〔禁夜筵宴例〕 (30-01-103 典章30 禮部 婚禮 2a)

至元七年四月、中書(省)戸部。據太原路申：本路人氏、嫁女娶妻、不量己力、或夜宴、動作餽饌三二十道、通宵不散、其中引惹鬭訟。及問妻室之家、先備筵宴飲饌一二十道、粧簇按酒三二十棹。不惟費耗、有損無益、乞行革去。省部相度、既是於民無益、今後嫁娶、只就白日至禁(鍾)〔鐘〕已前筵會、除聊備按酒外、飲饌、上中戸不過三味、下戸不過二味、無致似前費耗外、據其餘筵會、亦同此例。行下太原路、遍行所屬、出榜張掛、置立粉壁、省諭施行。

(譯)

〔夜行禁止の時間帯に宴會することについての規定〕

至元七年(一二七〇)四月、中書戸部(の符文)。「太原路の申に、『本路の人々が、娘を嫁がせ妻を娶るとき、己の力を量らず、或いは夜に宴會をして、ややもすれば料理を二、三十種類も作り、終夜散ずることがなく、中にはけんかや訴訟を引き惹くこともある。また、(婿が)妻の家に對して宴會の料理を一、二十種類、飾り立て盛り合わせた酒肴を二、三十卓も用意するよう要求することもある。これは無駄遣いというだけでなく、マイナ

【禁夜筵宴例】（典章三〇、禮部卷三）
至元七年四月

中書省戶部 據

太原路申
本路人氏、嫁女娶妻、不量己力、或夜宴、動作餽饌三十道、通宵不散、其中引惹鬪訟、及問妻室之家、先備筵宴飲饌二十道、粧簪按酒三十棹。不惟費耗、有損無益、乞行革去。
省部相度、既是於民無益、今後嫁娶、只就白日禁鐘已前筵會、除聊備按酒外、飲饌、上中戸不過三味、下戸不過二味、無致似前費耗外、據其餘筵會、亦同此例。行下太原路、通行所屬、出榜張掛、置立粉壁、省諭施行。

スばかりで益となることはない。どうか止めさせていただきたい（太原路申）。中書戸部の考えるのには、民に益がない以上、今後は、嫁娶りは晝間から夜禁の始まる時間に限って宴會をおこない、いくらかは酒肴を用意するほかは、料理は、上戸、中戸は三種を過ぎず、下戸は二種を過ぎてはいけない。前のように無駄遣いをせぬようにさせるほか、それ以外の宴會についても、この規定と同じくせよ。太原路に行文を下して、管下全體に命令して榜示を出して掲げ、壁に書き出させる。諭して施行させる（中書戸部符文）。

（注）

- （1）中書省戸部——「省」は衍字と見るべきであろう。
（2）粧簇按酒——『朴通事』巻上の宴會の場面で、卓上に蔬菜、果物、肉などをならべ、「席面上寶粧高插花」と花をかざることになっている。このような飾りつけのある酒肴を指すのであろう。

- （3）禁鐘——一更を告げる鐘が鳴り終わると夜禁の時間帯と

なる。『元史』巻一〇五、刑法志四「禁令」に以下の法例が擧げられている。「諸夜禁、一更三點、鐘聲絕、禁人行。五更三點、鐘聲動、聽人行。違者笞二十七、有官者聽贖。其公務急速、及疾病死喪產育之類不禁」。「諸有司曉鐘未動、寺觀輒鳴鐘者、禁之」。「諸江南之地、每夜禁鐘以前、市井點燈買賣、曉鐘之後、人家點燈讀書工作者、並不禁」。「其集衆祠禱者、禁之」。「諸犯夜拒捕、斬傷徼巡者、杖一百七」。また、『吏學指南』禁制に「鐘禁。『刑統』云、「閉門鼓後、開門鼓前、謂之犯夜」。唐韋永貽詩曰、「三條燭盡鐘初動」。如此則唐已有鐘禁矣」とある。

- （4）上中戸不過三味、下戸不過二味——『元典章』巻十八、戸部四、婚姻、婚禮「嫁娶聘財體例」に以下の法例が見える。『翰墨全書』乙集巻四、「至元聘禮」もこの法例を参照する。
至元八年二月、欽奉聖旨：據中書省奏：定民間嫁娶婚姻聘財等事。准奏、仰通行諸路、照會一體施行。

一、婚姻聘財、表裏頭面諸物在內、並不以元寶鈔爲則。以財畜折充者、聽。若和同、不拘此例。

品官 一品二品、五百貫。三品、四百貫。

四品五品、三百貫。六品七品、二百貫。

八品九品、一百二十貫。

庶人 上戸、一伯貫。中戸、五十貫。

下戸、二十貫。

一、筵會高下、男家爲主。

品官 不過四味。

庶人 上戸中戸、不過三味。下戸、不過二味。

（關連記事）

- ①『元典章』巻十八、戸部四、婚姻、表一「嫁娶聘財等第」。「筵

席……省部定例、但有筵會、白日至禁鍾已前罷散。

- ② 『通制條格』卷二七、雜令「私宴」(第五二三條)。「至元七年(一二七〇)四月、中書戶部。據太原路申：本路人民嫁女娶妻、不量已力、或作夜筵、餽饌三十道、按酒三十棹、通宵不散、其中引惹鬥訟、不惟耗費、有損無益、乞行革去。省部相度、今後會親、止許白日至禁鍾已前筵會、除聊備按酒、飲膳上中戶不過三味、下戶不過二味、無致似前費耗。其餘筵會亦同此例通行禁約施行」。

- ③ 『元史』卷一〇三、刑法志二「戶婚」。「諸嫁娶之家、飲食宴好、求足成禮、以華侈相尚、暮夜不休者、禁之」。

(森田憲司)

四 「革去諸人拜門」 (30-01-04 典章30 禮部 婚禮 2b)

至元八年七月、尚書戶部承奉尚書省劄付：近據禮部呈：契勘、人倫之道、婚姻爲大。即今聘財筵會已有定例外、據拜門一節、未曾舉覆。^①照得、國朝蒙古婚聘、并自來典故內、俱無如此體例。此係女真風俗。其漢人往往微學、習以成風、徒費男家錢物、致起爭訟、甚非禮制。若令革去、似爲便當。移准中書省咨：依准所擬施行。

(譯)

〔諸人が拜門するのを止めさせる〕

至元八年(一二七二)七月に尚書戶部が承奉した尚書省の劄付に、「近頃據けた禮部の呈文に、『契勘するに、人たるの道、婚姻が最も大事である。今日、聘財と筵會とはすでに決まった法例があるほか、拜門については、まだ取りあげて検討されていない。調べてみるに、我が朝のモンゴルの婚禮や昔からの慣わしの中に、いずれもこのような決まりはない。これは女眞の風俗であ

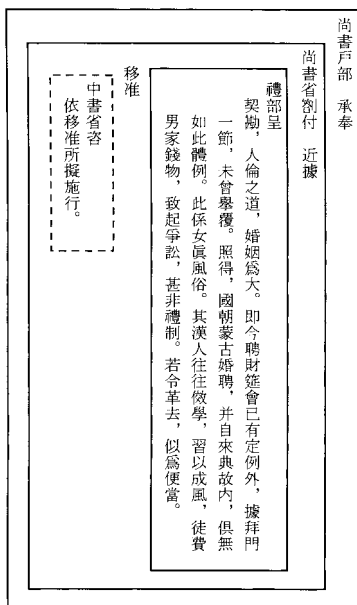
る。そもそも漢人がしばしば見倣って〔その習俗を〕學んで、それが風習となった。無駄に男性側の財産を費やさせ、争いごとを引き起こして、はなはだ禮の制度にもとっている。もし止めさせれば、妥當であろう』(禮部呈。移文して准けた中書省の咨に、『擬案を准め、それによって實施せよ』とあった)(尚書省劄付)。

(注)

- ① 聘財筵會已有定例——前條の注(4)に引く「嫁娶聘財體例」(至元八年二月)を指す。

- ② 拜門——「拜門」については、以下のようにいくつかの史料があり、婿が妻の家に行く點では同じだが、その内容や時期は異なる。ここで禁止の對象となっているのは『契丹國志』や洪皓『松漠紀聞』が記す事實婚(掠奪婚)の事後承諾の風習、

【「革去諸人拜門」(典章三〇、禮部卷三) 至元八年七月



および納幣に先立つ豪奢な拜門であらう。

『契丹國志』卷二六「翁舍展國」。「契丹貴游子弟及富家兒、月夕被酒、則相率携樽馳馬戲飲。其地婦女聞（聞）其至、多聚觀之、聞令侍坐與之酒則飲、亦有起舞歌謳以侑觴者。邂逅相契、調諠往返、反即載之以歸。婦之父母知之亦不爲之顧。留數歲有子、始具茶食酒數車歸寧。謂之拜門。因執子壻之禮。其俗謂男女自媒勝於納幣而壻者」。洪皓『松漠紀聞』にもほぼ同じ記事があるが、これを「契丹女眞貴游子弟及富家兒」間の習俗だとする。『松漠紀聞』「金國舊俗、多指腹爲婚姻。既長、雖貴賤殊隔、亦不可渝。婿納幣皆先期拜門、戚屬偕行以酒饌饗、少者十餘車、多至十倍」。また、『東京夢華錄』卷五「娶婦」。「婿復（往）叅婦家、謂之拜門。有力能趣辦、次日即往、謂之復面拜門。不然三日七日皆可」。

(3) 舉覆——他に用例を見ない。

(森田憲司)

五 嫁娶禁約邀欄

(30-01-05 典章30 禮部 婚禮 2b)

至元五年八月、中書右三部¹⁾「符文」。契勘、嫁娶之禮、必就吉時、今有不畏公法、游手好閑人等、但遇嫁娶、糾集人衆、以障車爲名、刁蹬婚主、取要酒食財物、故將時刻阻誤。又因而起鬪、致傷人命。今略舉濟南路見申：爲李在與王二障車相爭。其李在用石頭打傷王一身死。官司捕送李在在獄、後因鞫問傷風身死。如是致傷二命、蓋是各處官司不爲禁約。莫若通行諸路禁治、是爲便當。呈奉都堂鈞旨：依准所呈、仰通行禁約施行。

(譯)

〔嫁取りでは邀欄を禁じる〕

至元五年（一二六八）八月、中書右三部（の符文）。「契勘するに、嫁取りの禮は、必ず吉時におこなう。今、法を畏れないごろつきたちが、もし嫁取りに出遇えば、群衆を集め、「障車」を名目として、婚主に難癖をつけ、酒食や財物を要求し、それで時刻が狂ってくる。また、それで喧嘩を起こして、人命を損なうこととなる。ここに濟南路の申を略舉すると、李在が王二と障車で争い、李在は石を用いて王二を打って死なせた。役所は李在を捕らえて取り調べているうちに、取調べが原因で傷風になって死んだ。このようにして二つの人命が損なわれた。思うに、これは各地の役所がきちんと「障車」の禁止をおこなわなかったからで、あまねく各路に文書を下して禁止するのがよいとしているのが至當であろう」（中書右三部呈）。呈して奉じた都堂の鈞旨、「呈したところに従って、命じてあまねく禁止を命じて、實施せよ」（都堂鈞旨、中書右三部符文）。

【嫁娶禁約邀欄】（典章三〇、禮部卷三） 至元五年八月

中書右三部「符文」

契勘、嫁娶之禮、必就吉時、今有不畏公法、游手好閑人等、但遇嫁娶、糾集人衆、以障車爲名、刁蹬婚主、取要酒食財物、故將時刻阻誤。又因而起鬪、致傷人命。今略舉濟南路見申、爲李在與王二障車相爭。其李在用石頭打傷王二身死。官司捕送李在在獄、後因鞫問傷風身死。如是致傷二命、蓋是各處官司不爲禁約。莫若通行諸路禁治、是爲便當。呈奉

都堂鈞旨

依准所呈、仰通行禁約施行。

(注)

(1) 右三部——『元史』卷八五、百官志一「兵部」。「世祖中統元年，以兵、刑、工爲右三部，置尙書一員，侍郎二員，郎中五員，員外郎五員，總領三部之事。至元元年，別置工部，以兵、刑自爲一部。尙書四員，侍郎三員，郎中如舊，員外郎五員。三年，併爲右三部。五年，復爲兵、刑、工三部。尙書一員，省侍郎二員，郎中如故，員外郎一員。七年，始列六部」。

(2) 障車——「擁車」とも言う。これについては、下のような資料が得られる。

『東京夢華錄』卷五「娶婦」、「至迎娶日，兒家，以車子，或花檐子發迎客，引至女家門。女家管待迎客，與之綵段，作樂催粧上車。檐從人未肯起，炒咬利市。謂之起檐子。與了然後行。迎客先回至兒家門，從人及兒家人乞覓利市錢物花紅等。謂之欄門」。本條についての鄧之誠の註は、「欄門」について、次の二つの記事を引く。

『新編事文類聚翰墨全書』乙集五「唐人婚嫁」、「俟女至內則擁門塞巷，至不得行。謂之障車，有詔禁止」。

『新編事文類聚翰墨全書』乙集卷九「請新人拜，佳期綺席詩」の按語、「按娶婦之家，親迎入門。婦下車，婿揖以入，行交拜合卺之禮，如是而已。雖曰酒食以召鄉黨僚友，安得塞路填門，厚要錢物以爲利市者乎。唐人擁車有禁，今世俗欄門，自當罷去。擯相固亦古者相禮之意，交拜合卺脫服當以婦女增之。閨房之間，男女喧雜，開門揭幃，坐牀撒帳，開禁拔花以爲戲樂。果何理耶。知禮君子，自當一正其失。（下略）」

また、前掲入矢、梅原譯注『東京夢華錄——宋代の都市と生活』、頁一九〇、註十一に「このように祝儀を乞うときは、それぞれ決まりの詩や歌が唱えられる。元刊本の『新編事文類聚翰墨全書』丁集卷九（乙集卷九）と『新編纂圖增類羣書類要

事林廣記』壬集卷二（至順本では前集卷十・森田）には、「闌門詩」と「答闌門詩」とを載せている。「闌門」は「欄門」と同じ。新婦の乗物をさえぎって門に入らせぬこと。唐の建中元年（七八〇）に、禮儀使の顏真卿らが、公主・郡主・縣主の婚儀の際に見られる俗習について、禁止せらるべしと請うた項目のなかに「障車の詩」というのがある（『唐會要』卷八三）。つまり宋代の「欄門詩」に當る」とある。

『舊唐書』卷四五、輿服志「後記」、「太極元年，左司郎中唐紹上疏曰：（中略）又士庶親迎之儀，備諸六禮，所以承宗廟，事舅姑，當須昏以爲期，詰朝謁見。往者下俚庸鄙，時有障車，邀其酒食，以爲戲樂。近日此風轉盛，上及王公，乃廣奏音樂，多集徒侶，遮擁道路，留滯淹時，邀致財物，動踰萬計。遂使障車禮既，過於聘財，歌舞喧譁，殊非助感。既虧名教，實蠹風猷，違紊禮經，須加節制。望請婚姻家障車者，竝須禁斷。其有犯者，有蔭家請準犯名教例附簿，無蔭人決杖六十，仍各科本罪。制從之」。

『唐會要』卷八三「嫁娶」にも、同じ上疏があり（省略あり）、上の表文の後に、「至十一月十二日敕，王公已下嫁娶，比來時有障車。既虧風教，特宜禁斷。」とある。また、同建中元年十一月二日の禮儀使顏真卿等奏にも、「竝請停障車下婿及卻扇詩等」とある。

(3) 傷風——いわゆる風邪の症狀を示す病。

（関連記事）

『通制條格』卷二七、雜令「障車害禮」（第五一九條）「至元五年八月，中書省右三部呈：契（酌）（勘），嫁娶必用吉時。今有一等不畏公法游手好閑人等，但遇嫁娶，糾集人衆，以障車爲名，刁蹬婚主，取要酒食財物，故將時刻阻誤，又因而起鬥致傷人命，擬合嚴加禁治。都省准呈」。

（森田憲司）

圖之服五宗本

喪禮（禮部卷之三 典章三十 禮制三）
表一 本宗五服之圖

五服年月 斬衰三年 齊衰三年 大功九月 小功五月 總麻三月					母父祖高				
					月三衰齊				
				姑祖曾族	母父祖曾	母父祖曾族			
				麻總	月五衰齊	麻總			
			姑祖族	姑祖祖從	母父祖正	母父祖叔伯	母父祖叔伯族		
			嫁室總麻 不服	嫁室小功 總麻	齊衰 不杖期 若嫡孫承 祖同父母	功小	麻總		
			姑族	姑堂	姑	母父	母父叔伯	母父叔伯堂	母父叔伯族
			嫁室總麻 不服	嫁室小功 總麻	嫁室杖期 大功	齊衰三年 斬衰三年	齊衰 不杖期	功小	麻總
	妹姊族	妹姊從再	妹姊堂	妹姊	身己	妻及弟兄	弟兄堂	弟兄從再	弟兄族
	嫁室總麻 不服	嫁室小功 總麻	嫁室大功 小功	嫁室杖期 大功	爲人所後父 斬衰三年	齊衰 不杖期 小功	功大	功小	麻總
			女姪從再	女姪堂	女姪	婦子	婦及姪	婦及姪堂	姪從再
			嫁室總麻 不服	嫁室小功 總麻	嫁室杖期 大功	長子斬衰 衆嫡婦杖期 衆婦大功	齊衰 不杖期 小功	總麻小功	麻總
			女孫姪堂	女孫姪	婦孫	婦及孫姪	孫姪堂		
			嫁室總麻 不服	嫁室小功 總麻	衆嫡婦總功 大功	不嫡孫齊衰 衆大杖期	總麻小功	麻總	
					女孫曾姪	孫曾	孫姪曾		
				嫁室總麻 不服	麻總	麻總			
				孫元					
				麻總					

服			族		外
兩姨兄弟 兄弟姊妹 謂從母之親	母父祖外			姑舅兄弟 姑之子爲外兄弟 舅之子爲內兄弟	
	小功				
	妹姉母	母父妻	弟兄母		
	小功	總麻	小功		
	弟兄姨兩	妻	弟兄舅姑		
	總麻	周年	總麻		
	婦甥	婿	甥		
	總麻	總麻	總麻		
	婦孫外		孫外		
	總麻		總麻		

三 殤 服					表三 三殤服
殤哭之以日易月 小功哭之五日 期哭之十三日 總麻哭之三日 大功哭之九日 未生三月者不哭	姑 堂	姑	父	叔	叔 堂
	長三月	中七月 下五月		中七月 下五月	長三月
	妹 姉 堂	妹 姉	身 己	弟 兄	弟 兄 堂
	長五月	中七月 下五月		中七月 下五月	長五月
	妹 姉 母	女 姪	女 子	姪	弟 兄 母
	長三月	中七月 下五月	中七月 下五月	中七月 下五月	長三月
		女 孫 姪	孫 嫡	孫 姪	
		長三月	中七月 下五月	曾元同 長五月	
			孫 衆		
			中下三月 長五月 男女同		

殤者男女未成人而死可哀殤男女已娶嫁許者皆不爲殤也
十九至十六爲長殤 十五至十二爲中殤 十三至八歲爲下殤

表四 女嫁爲本族服

服族本爲嫁女				
降本服一等	母父祖高		婦人出嫁各	
	總麻			
	母父祖曾			
	小功			
	姊姊祖	母父祖	弟兄祖	
	適人無服	期年	總麻	
姊姊堂父	姊姊父	母父	母父叔伯	弟兄堂父
適人無服	在室大功	期年	大功	總麻
姊姊堂	姊姊	己身	弟兄	弟兄堂
適人無服	在室大功		大功	小功
女姪堂	女姪	母父祖外	姪	姪堂
總麻	在室大功	總麻	大功	總麻

表五 三父八母服

服母八父三			
父繼居同			
謂子無大功之親從母適齊衰不杖期人所適者亦無大功之親			
夫人嫁母繼從		父繼居同不	
繼母嫁而子從之育者齊衰杖期若不從或繼母出無服		謂先同今異居者齊衰三月元不同居則無服	
母慈	母繼	母嫡	母養
齊衰三年父命之爲	齊衰三年同親母父再娶母	齊衰三年妾生子喚父正室曰嫡母	齊衰三年養同宗及遺棄子同親母
母出		母嫁	
父在而離棄被出之者齊衰杖期母爲子乃齊衰不杖期		父亡母改嫁適人者齊衰杖期母爲子乃齊衰不杖期	
母庶		母乳	
妾所生子總麻三月喚曰庶母		幼年乳哺已者總麻三月	

表六
妻爲夫之族服

服 族 之 夫 爲 妻								
				父高夫 母祖之				
				總麻				
			姑祖曾夫	父曾夫 母祖之	父叔曾夫 母祖伯			
			無服	總麻	無服			
		姑祖堂夫	姑祖夫	母父祖夫	父叔夫 母祖伯	母祖伯夫 父叔堂		
		無服	總麻	大功	總麻	無服		
	姑堂從夫	姑堂夫	姑親夫	姑舅	父伯夫 母叔之	父伯夫 母叔堂	父伯從夫 母叔堂之	
	無服	總麻	小功	齊斬 衰三年	大功	總麻	無服	
妹姉族夫	妹姉堂從夫	妹姉堂夫	妹姉夫	主夫	姪嫁夫 婦妹兄	弟兄堂夫	兄弟從夫 弟堂之	弟兄族夫
無服	無服	總麻	小功	三斬 年衰	小功	總麻	無服	無服
	女姪堂從夫	女姪堂夫	女姪夫	婦子	婦并姪夫	婦并姪堂夫	姪堂從夫	
	總麻	小功	周年	衆嫡衰長 婦子杖三年 大功期期齊	大功不 杖期	總麻小 功	總麻	
	女孫姪堂夫	女孫姪夫	婦孫	婦并孫姪大	孫姪堂夫			
	總麻	小功	總大功 麻功	總小 麻功	總麻			
		女孫姪曾夫	孫曾	孫姪曾夫				
		總麻	總麻	總麻				
			孫元					
			總麻					

表一	〔本宗五服之圖〕
表二	〔外族服〕
表三	〔三殤服〕
表四	〔女嫁爲本族服〕
表五	〔三父八母服〕
表六	〔妻爲夫之族服〕

〔注〕

*本宗五服之圖など——「本宗五服之圖」以下列挙される六つの表のうち、「本宗五服之圖」「外族服」「三父八母服」「妻爲夫之族服」は、基本的に朱熹の『家禮』に附せられた家禮圖に收められる「本宗五服之圖」「外族母黨妻黨服圖」「三父八母服制之圖」「妻爲夫黨服圖」にもとづく。「三殤服」は家禮圖にはみえず、『家禮』喪禮、成服に「凡爲殤服以次降一等」とある記事にもとづき表化したもので、『大徳典章』に同様の表が載せられている（關連記事②）。「女嫁爲本族服」も家禮圖にはみえず、『家禮』喪禮、成服に「凡男爲人後者、女適人者、爲其私親、皆降一等」とあるのにもとづき表化したものと考えられ、『大徳典章』に載せられていた「女出嫁爲本族内外服圖」と同様の内容を持つ（關連記事②）。ここでもとづいた『家禮』の版本（關連記事①）にみえる家禮圖は、現存版本のなかでもっとも完備したもので、明代以後の中國、朝鮮、日本で流行する家禮圖のものになるものであるが、吾妻重二が明らかにしたように、大徳四年（一二三〇）以後に成立したものである（吾妻重二『『家禮』の刊刻と版本——『性理大全』まで』『關西大學文學論集』四八・三、一九九九年）。ただし、表を附した

『家禮』の版本はつとに存在していて、ほかの朱子學のテキストと同様に、南宋歸附以前の十三世紀前半の時点でモンゴル支配下の華北に傳わっており（『國朝文類』卷三七、楊奐「與姚公茂書」）、のちのクビライ政權成立後の漢地での禮制整備において利用された。喪服にかんする以上の六つの表もまた、『家禮』の本文、表を参照して、モンゴル政權によって作成され、漢地に頒布されたものであると考えられる。五服についての規定は、以下に提示する『元典章』本卷の六「定爲三年之喪」や關連記事③などによれば、大徳八年（一二三〇）になって定められたように讀めるが、實際にはそれよりも早く、至元二年（一二九一）に頒行された『至元新格』にすでに掲載されており（關連記事⑤）、官僚の服喪規定は世祖クビライ時代より實施されていたことが分かる。關連記事②『永樂大典』所引『大徳典章』は、大徳年間に刊行された『元典章』の最初のヴァージョンを録したものと考えられるが、十二・十四葉に、「新降本族五服之圖」「女出嫁爲本族内外服圖」「妻爲夫内外親服圖」「本族三殤服圖」「女内外服」「四父六母（もとタイトルなし）」の六つの表を載せる。『元典章』本條の表とはタイトル、順序、内容に若干のちがいがあ（仁井田陞『永樂大典本「大徳典章」續考』『史學雜誌』五一・九、一九四〇年、のち同『中國法制史研究』4法と慣習・法と道德』東京大學出版會、一九六四年所收參照）。『大徳典章』にみえる「新降本族五服之圖」とは、關連記事⑧に「至元新降服制」とあることから、至元年間に頒行されたものである可能性が高く、あるいは『至元新格』に載せられていたものと同じものかもしれない。また、延祐（至治）年間に編纂された『大元通制』にも五

服の規定が掲載されており、條格には「服制」の項目が立てられていた(關連記事⑤⑥)。そこには、『元典章』と同様の五服圖が複數載せられていたと推測される(政書に載せられる五服圖については、宮紀子「對策」の對策——科學と出版——「同『モンゴル時代の出版文化』名古屋大學出版會、二〇〇六年、四四二～四四三頁參照)。元代には、朱子學の普及もあって、五服圖は非常に流行していたようであり、五服圖を解説した專著さえ國家出版されている(關連記事⑦)。さらに、同時代の類書に、司馬光の『書儀』や朱熹の『家禮』にもとづく五服圖が數多く載せられていることも注目される(關連記事⑧⑨⑩など)。なお、以上の表一・表六は、『永樂大典』卷七三八五に引く「元國朝典章喪禮」にまったく同じ表が載せられている。

(關連記事)

- ① 『家禮』(臺灣故宮博物院藏元至正年間刊朱子成書本)「家禮圖」、「本宗五服之圖」、「三父八母服制之圖」、「妻爲夫黨服圖」、「外族母黨妻黨服圖」
- ② 『永樂大典』卷七三八五、「喪」所引『大德典章』
- ③ 『國朝文類』卷四二、經世大典序錄、憲典、名例篇「五服」。「昔者先王因親立教，以道民厚。由是服制興焉。法家者用之，以定輕重，其來尚矣。然有以服論而從重者，諸殺傷姦私是也。有以服論而從輕者，諸盜同屬財是也。大要不越於禮與情而已。服重則禮嚴，故悖禮之至從重典。服近則情親，故原情之至從恕法。知斯二者，則知以服制刑之意矣。國家初得天下，服制未行。大德八年，飭中外官吏，喪其親三年。至治以來，通制成書，乃著五服於令。嗟夫先王所以正倫理、明等威、辨疏戚、別嫌疑，莫

大於是也。豈特爲法家者設哉」。

- ④ 『元史』卷一〇二、刑法志一、「五服」
- ⑤ 吳輔「丹墀獨對策科大成」(國立公文書館內閣文庫藏鈔本)卷十五、刑書「八議」。「五服著令，見於通制、國朝典章、至元新格」。
- ⑥ 沈仲緯『刑統賦疏』(『枕碧樓叢書』所收)。「通例(制?)條格祭祀 戶令 學令 選舉 宮衛 軍房 儀制 衣服 公式 祿令 倉庫 廩牧 關市 捕亡 賞令 醫藥 田令 賦役 假寧 獄官 雜令 僧道 營繕 河防 服制 站赤 樵貨」。
- ⑦ 龔端禮『五服圖解』(『續修四庫全書』所收中國國家圖書館藏元刊本)
- ⑧ 『新編羣書類要事林廣記』(和刻本)壬集卷四「五服年月」。「五服總敘。許謹注淮南子曰，五服之等蓋原于夏，備于商周。今制雖見于溫公書儀，然猶未能全其說焉。今以諸家禮書互相參攷，乃知本宗有正服，婦道有義服，男出繼、女適人則有降服，有降服，母黨、妻屬有報服，有無服，四父諸母與夫諸婦，各有服制。五服之外，又有五世祖免。皆畫爲圖。今觀至元新降服制，大體增損一同，更不別入」。
- ⑨ 『新編纂圖增類羣書類要事林廣記』(內閣文庫藏元至順年間建安西園精舍刊本)前集卷十、家禮類「五服年月」【司馬溫公喪儀】
- ⑩ 『新編事文類要啓劄青錢』(德山毛利家藏元刊本)別集卷七、喪禮門「五服之圖」
- ⑪ 『新編古今事文類聚』(元刊本)前集卷五二、喪事部、居喪「五服圖」
- ⑫ 『新編事文類聚翰墨全書』(『續修四庫全書』所收中國國家圖書

館藏明初刊本) 戊集卷二、喪禮門「文公家禮服制圖」

⑬『新編居家必用事類全集』乙集、「喪禮」

(古松崇志)

六

〔定爲三年之喪〕

(30-02-01 典章30 禮部 喪禮 8a)

〔見吏部職制丁憂類〕

(譯)

〔定めて三年の服喪とする〕

〔吏部、職制、丁憂類に見える。〕

(注)

① 見吏部職制丁憂類——關連記事①を指す。ここには月が記されていないが、『大元通制』にもとづくと考えられる關連記事②によって、大德八年(二三〇四)正月聖旨の條畫のうちのひとつであることが判明する。

(關連記事)

①『元典章』卷十一、吏部五、職制二、丁憂「官吏丁憂終制敘任」。

「大德八年 月、欽奉詔書内一款節該：三年之喪，古今通制。

【三年實二十七個月。】今後除應當怯薛人員、征戍軍官外，其餘官吏，父母喪亡，丁憂終制，方許敘仕。奪情起復，不拘此例。

②『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門「國朝頒降喪葬格

例綱目」。「大德八年正月内一款。三年之喪，古今通制。【三年

實二十七個月。】今後除應當怯薛人員、征戍軍官外，其餘官吏，父母喪亡，丁憂終制，方許敘仕。奪情起復，不拘此例。庶民父母及夫亡之喪，一遵前例。婦人服闋守志者，從其所願。若志節卓異，無可養贍，官爲給糧存恤。夫亡貧窮，不能終喪制者，不

在此限。蒙古、色目人各從本俗，願依上例者聽」。

③ 龔端禮『五服圖解』至治二年龔端禮自序。「昨自大德八年春，

欽奉詔書内一款節該：三年之喪，古今通制。【三年實二十七個月。】今後除應當怯薛人員、征戍軍官外，其餘官吏，父母喪亡，

丁憂終制，方許敘仕。奪情起復，不拘此例。庶民父母及夫亡之喪，一遵前制。欽此。」

(古松崇志)

七〔畏吾兒喪事體例〕 (30-02-02 典章30 禮部 喪禮 8a)

一件，斷了氣後頭，交穿衣服者。那害的人，自心索要衣服呵，與穿者一件，女孩兒、媳婦兒每，帶白孝，散頭髮者。於內若有親眷孩兒每做和尙合帶的孝呵，交肩甲上掛白財帛者。俗人每散頭髮者。

一件，人死呵，休推着做享祭的茶飯殺馬、殺牛、殺羊者。伴靈聚的人每根的，與素茶飯者。

一件，棺子上貼的、畫的、釘鏤釘子刻來的太歲頭、雙祭物、單祭物有者。合脰上、乳頭上、肚臍上放(的)〔着〕金子，牽駝、馱馬根前拿大麥盤子的、掛甲的、走靈馬唱的、孝軍前承應的、澆奠路祭的、墳上蓋苔的、立墳地的、埋葬的、或是揚了骨殖的、齋和尙念經者。已上應合用的，都教有者。依着這體例裏，量氣力行的，他每識者。

一件，休似漢兒體例行者。搭麻花掛孝、穿團頭都休穿帶者。燒了收骨殖呵，休似人模樣包裹者。休煖墓兒者。休引靈者。或是揀莫那箇七條裏，休依漢兒體例。紙做來的金銀、紙房、紙人、紙馬、襖子，休做者。行御史臺准御史臺咨：承奉中書省劄付該：准咬老瓦思、八撒海迷失、脫烈、脫因納文字〔譯〕該：畏吾兒田地裏，從在先傳留下底各自體例有來。這漢兒田地裏底衆畏吾兒每，喪事體例有呵，自己體例落後了，隨着漢兒體例，又喪事多宰殺做來底勾當每，上位聽得上頭，

【畏吾兒喪事體例】(典章三〇、禮部卷三)

行御史臺 准

御史臺咨 承奉

中書省劄付該 准

咬老瓦思、八撒海迷失、脫烈脫因納文字〔譯〕該
畏吾兒田地裏、從在先傳留下底各自體例有來。這漢兒
田地裏底衆畏吾兒每喪事體例有呵、自己體例落後了、
隨着漢兒體例、又喪事多宰殺做來底勾當每、上位聽
得上頭、帖薛、不速蠻也喪事裏依各自體例行有。
……那畏吾兒底家緣一半斷了者。麼道、聖旨了也。
依着了底聖旨、畏吾兒底喪事裏、合做底體例寫了、
和這文書一處、將的去也。只依這體例文字、教知者。
欽此。

帖薛、不速蠻也喪事裏依各自體例行有。從今已後、這漢兒田地裏衆
畏吾兒每、喪事裏只依在先自己體例行者。漢兒體例休隨者。休宰殺
者。從今已後、不揀那裏、畏吾兒喪事裏、自己畏吾兒體例落後了、漢
兒體例隨呵、宰殺呵、那畏吾兒底家緣一半斷了者。麼道、聖旨了也。
依着了底聖旨、畏吾兒底喪事裏合做底體例寫了、和這文書一處將的
去也。只依這體例文字、教知者。欽此。

(譯)

(ウイグルの喪事のきまり)

一件、息が絶えた後で、衣服を着せよ。その病んだ人が、自ら衣
服を求めれば、與えて着せよ。

一件、娘や妻らは、白い喪服を着て、髪をほどけ。うちにもし親
族の子供らに佛僧となつて喪服を着るべきものがあれば、肩に

白い絹をかけさせよ。俗人らは髪をほどけ。

一件、人が亡くなれば、お供えにする食べ物にかこつけて馬を
殺したり、牛を殺したり、羊を殺したりするな。通夜をしに集ま
る人らには、精進料理を與えよ。

一件、棺の上には、貼ったり、描いたり、釘を打ち込んで彫りつ
けたりする太歲頭、雙祭物、單祭物をつけよ。ほほの上や乳頭の
上、へその上に金を置き、ひき駱駝や荷馬の前で大麥の大皿を
持つもの、よろいをつけるもの、靈馬を走らせて歌うもの、孝車
の前で奉仕するもの、酒をまいて祀り、葬送の道中で祀るもの、
墳墓の上に建物を作るもの、墳墓を作るもの、埋葬するもの、
骨灰をまくものは、佛僧に施しをし、經を念ぜよ。以上に用いる
べきものはすべてあらしめよ。このきまりによって、力を量つ
て行ふものは、彼らが知れ。

一件、漢人のきまりのように行うな。搭麻花掛孝、穿團頭は、す
べて着るな。焼いて骨灰を収めたら、人のような形状で包むな。
煖墓の祭りをするな。靈を導くな。あるいはいかなる七條のう
ちであっても、漢人のきまりによるな。紙で作った金銀や紙の
家、紙の人、紙の馬、紙の上着は作るな。

行御史臺の受け取った御史臺の咨。つつしんで受け取った中書
省の劄付のあらまし。受け取った咬老瓦思、八撒海迷失、脫烈、
脫因納の文書の譯のあらまし。ウイグルの地ではむかしから傳
わってきたそれぞれのきまりがあった。この漢人の地にいるも
ろものウイグルたちは、喪事のきまりがあるのに、自分のき
まりを捨てて、漢人のきまりに従い、また喪事で多く屠殺をな
したことを、お上が耳にしたために、「帖薛〔キリスト教
徒〕、不速蠻〔ムスリム〕もまた喪事においてそれぞれのきまり

によって行っている。今より以後、この漢人の地にいるもろのウイグルたちは、喪事ではただ以前のみずからのきまりにだけ従って行え。漢人のきまりに従うな。屠殺するな。今より以後、どこであつても、ウイグルの喪事では、みずからのウイグルのきまりを捨てて、漢人のきまりに従つたり、屠殺をしたりすれば、そのウイグルの家産の半分を没收してしまえ。」とて、聖旨がなつたぞ。よって従う聖旨に、「ウイグルの葬儀においてなすべききまりを書いて、この文書といっしょに持つて行くぞ。ただこのきまりの文書のみに従つて、知らしめよ。」欽此（咬老瓦思・八撤海迷失・脫烈・脫因納文字譯談、中書省割付、御史臺咨）。

(注)

- (1) 畏吾兒——ウイグル (Uigur)、元代漢文文獻では畏兀兒とも記す。モンゴル高原に出自をもつテュルク系の部族集團で、九世紀前半、モンゴル高原のウイグル帝國が瓦解したあと、その一派が東部天山一帯に移住し、ビシュ・バリクやコーチョ（高昌）を中心とする「西ウイグル」あるいは「天山ウイグル」と史上よばれる牧農複合國家を形成した。十三世紀初頭にチンギス・カンがモンゴル高原を統一してイェケ・モンゴル・ウルス (Yeke Monggol Ulus) を建國すると、一二〇九年、西に隣接するウイグルがいちはやくみずからモンゴルに服属した。その結果、ウイグル王族は、モンゴル朝廷において、モンゴル王族に準じた厚遇を受けることとなった。數百年にわたって中央ユーラシアで獨立國家を保持し、独自の文化を發展させてきたウイグルの知恵と経験は、ウイグル文字の導入などモンゴルの國家建設に大いに活かされ、モン

ゴル時代を通じてウイグル人が重用されつづけることとなった。そして、ウイグル王はイドウクト（亦都護、Uig. Idugut—Mong. Idugut）の地位を保持して、天山東部、のちには河西（永昌）において、みずからの所領と官府組織を維持するいっぽうで、多くのウイグル人たちが、モンゴル政權との密接なつながりを背景に、集團としてのまとまりを保持したまま大元ウルス支配下の各地で活動した。元代政書にウイグル関連の案件がいくつも收録されているのは、元代におけるウイグル人集團コミュニティの存在を示すものにほかならない。『元典章』には、本條のほか「爺的錢物要分子」（卷十九、戸部五、田宅、家財）、「畏吾兒等公事約會」（卷五三、刑部十五、訴訟、約會）、「都護府公事約會」（卷五三、刑部十五、訴訟、約會）、「畏吾兒若無頭目管民官斷」（新集刑部、訴訟、約會）が、『通制條格』には、「畏兀兒家私」（卷四、戸令、第九六條）、「女多捨死」（卷四、戸令、第二二五條）が收録されている。本條もまた、元代中國のウイグル人社會において、東部天山あるいは河西のウイグルの地で行われた独自の慣習法が維持され続けていたことを示す貴重な記録である。

- (2) 體例——ここではウイグルの慣習法 (Uig. törü—Mong. tore) を指すと考えられる。
- (3) 白孝——孝は喪服、白い喪服を指す。
- (4) 財帛——ここでは絹のことを指すか。
- (5) 伴靈——棺のそばに付き添い、通夜をすること。
- (6) 根的——「根底」に同じ、モンゴル語與位格語尾の對譯。
- (7) 與素茶飯者——通夜にさいして、馬、牛、羊を屠殺することとを禁じ、素食を供應するのは、言うまでもなくウイグル人

のあいだに廣がつていた佛教にもとづくものである。

- (8) 釘鏤釘子刻來——鏤は字書にもみえず、未詳。「磨」と同意か。さしあたり、石製あるいは木製の棺の表面に線刻することと解した。

- (9) 太歳頭——太歳は木星(歳星)のことで、ほぼ十二年で天球を一周することにもとづき、中國天文學では天空を十二分割して十二次とし、一年を一次とした。民間では凶神とみなされ、特に土木工事には不吉とされた。『水滸傳』第二回の史進のせりふに「好大膽、直來太歳上動土」とあるが、これは身の程知らずという意味である。太歳頭を棺に描くのは凶神をもって他の凶神の侵入を阻む、あるいは盜掘を防ぐ目的かと思われる。

- (10) 雙祭物、單祭物——ウイグル人を埋葬した墓はいまだに發見されておらず、棺を飾ったというこうしたものの具體的な圖像はいっさい不明である。ただし、近年中國で出土があいつぐ北朝時代以後のソグド人をはじめとする中央アジアに出自を持つ人びとの墓から、石棺の線刻やレリーフが發見されている。石棺に刻まれる圖像は、墓主の生活を描くものが多いが、これらの信仰の對象である拜火壇や寶珠などが描かれていた事例もいくつかあり、そうしたものを指すのかもしれない。もちろん、元代のウイグル人は佛教を信仰していたから、佛教の色彩を帯びた圖像であった可能性が高いだろう。

- (11) 合胘上——「合」は「領」字の略體。「領」と同じく、あごから頬にかけてを指す。「胘」は頬。領／領と胘／頰との二字が熟すること、元曲『小尉遲將鬪將認父歸朝』に「不由我這胡

髯乍滿領頰人、一似虎出山馬、一似龍離海、『駁案新編』に「取菜刀疊砍致傷王敷恩右額角、右腮腴、右頰頰、并咽喉等處、殞命」、同「隨手將刀背抵格、適傷彭金貴頰頰、跌下山礮、磕傷腦後、旋即殞命」などの用例から知られる。

- (12) 放的金子——原文では「ほほの上や乳頭の上、へその上に置く金」となり、以下の文章とうまくつながらない。「的」を「着」に換えて解釋した。

- (13) 大麥——當時、中央ユーラシアの乾地農業地帯では小麥と並ぶ主要な作物であった。たとえば、甘肅の亦集乃路で納められる税糧の作物の種類は小麥と大麥であった(李逸友編『黑城出土文書(漢文文書卷)』科學出版社、一九九一年参照)。

- (14) 靈馬——モンゴル皇帝の葬送について記した『元史』卷七七、祭祀志六、「國俗舊禮」に、「凡宮車晏駕、棺用香楠木、中分爲二、剗肖人形、其廣狹長短、僅足容身而已。殮用貂皮襖、皮帽、其靴襪、繫腰、盒鉢、俱用白粉皮爲之。殉以金壺瓶二、盞一、碗、櫛、匙、筯各一。殮訖、用黃金爲箍四條以束之。輿車用白氈青緣納失失爲簾、覆棺亦以納失失爲之。前行、用蒙古巫媼一人、衣新衣、騎馬、牽馬一匹、以黃金飾鞍轡、籠以納失失、謂之金靈馬。日三次、用羊奠祭。至所葬陵地、其開穴所起之土成塊、依次排列之。棺既下、復依次掩覆之。其有剩土、則遠置他所。送葬官三員、居五里外。日一次燒飯、致祭三年、然後返」とある。

- (15) 孝車——未詳。葬送のさいに棺を載せる車か。

- (16) 澆奠——酒をまいて弔いの禮をおこなうこと。宋代では、臣僚が亡くなったときに皇帝がみずからその家に赴いて、弔うことがあった。『宋史』卷一二四、禮志二七、凶禮三參照。

『元刊雜劇』嶽孔目「借鐵拐李還魂雜劇」。「一覺裡停屍在眼前，則落的你洒茶澆奠」。

- (17) 路祭——葬送の道中に祭壇を設けて死者を弔うこと。『永樂大典』卷七三八五所引『大德典章』晉寧路總管府の文書に、「綵結舉樓，寶粧壇面，布設路祭，亂動音樂，施引靈柩，遠遠正街，爲孝者雖有哀容，揚揚自得」。金、南宋より事例がある。『金史』卷十九、世紀補、顯宗。「(大定)二十五年」十一月甲申，靈駕發引，世宗路祭于都城之西。『宋史』卷四一四、史彌遠傳。「卒，遣表聞，帝震悼，輟朝三日，……及其喪還，遣禮官致路祭于都門外，賜蠶、佩玉、黹纁」。また、いわゆるマルコ・ポーロ『東方見聞錄』の葬送習俗を記した箇所にも、葬送の道中に金糸や絹で飾った木造の小屋を建て、亡骸が通りかかるとたくさんの供え物をして祀るという風習が記されていて、この路祭を描いたものであると考えられる(頁二四八關連記事④)。

- (18) 蓋蒼——「蒼」を「搭」と音通とみて「蓋搭」とし、墳墓のうえに建物などを建てる意味で解釋した。

- (19) 揚了骨殖的——骨灰を撒くこと。『元典章』卷十八、戸部四、婚姻、服内婚「焚夫屍嫁斷例」に「媒人陳一嫂、撒揚骨殖人趙百三、各斷四十」とある。ウイグル人のあいだでも、遺骸を焼いてから埋葬する火葬が行われ、漢人にたいしては禁止されていた骨の散布を行う習俗があったことが分かる。

- (20) 和尚——佛僧。モンゴル人、ウイグル人のあいだではトイン(Uig. toyin~Mong. toyin)と呼ばれ、直譯體漢文において「和尚」の譯語があてられる。

- (21) 休似漢兒體例行者——周知のとおり、漢兒はモンゴル語

で Kitai(契丹にもとづく)、ふつう舊金領の北中國を指すが、本條は行御史臺に送られた文書であることから、ここでは舊南宋領も含めた地域に居住する漢人のことを指すと思われる。

- (22) 搭麻花掛孝、穿團頭——未詳。すぐ後に「都休穿帶者」と続くので、身につける衣服などの種類を指すと考えられるが、どこで語が區切られるのかも判然としない。後考を待つ。

- (23) 休似人模樣包裹者——ウイグルでの考古遺物は不明だが、十世紀から十二世紀に大興安嶺南麓一帯を中心に築えた契丹(遼)の支配下において、火葬した遺骨を人の形をした木偶に入れて埋葬することが、佛教を信仰する漢人のあいだで流行していた。實際に出土した事例は、『遼上京文物摘英』遠方出版社、二〇〇五年、一六一頁、Hsueh-man Shen (ed.), *Gilded Splendor: Treasures of China's Liao Empire* 907-1125, Milan, 2006, pp. 218-219, などを参照。

- (24) 煖墓兒——埋葬後すぐに墓参りをして祭ることか。時代は明代に下るが、萬曆『順天府志』卷一、「地理志 風俗」に「殯三日，具祭墓所，曰煖墓。卽禮虞祭也。」と見え、埋葬の三日後に墓所で行う祭りを煖墓と呼び、『禮記』檀弓にみえる虞祭になぞらえられていたことが知られる。本條より、元代中國で廣がっていた風習であることが分かる。

- (25) 七條——未詳。ウイグルの葬送にかかわる慣習法として定められたものであろう。

- (26) 紙做來的金銀、紙房、紙人、紙馬、襖子、休做者——次項の八「禁喪葬紙房子」を参照。

- (27) 行御史臺——本條は年紀を持たず、いつ出された文書な

のか不明であるが、行御史臺が受け取った文書を録したものであることから、南宋歸附後の江南に行御史臺が設立された至元十四年(一二七七)以後でしかあり得ない。『元典章』の他所での事例より、たんに「行御史臺」と記される場合は、江南行御史臺を指す。すなわち、本條は中書省より全國の官司に向けて發せられた同一案件にかんする文書のうち、江南で監察をおこなう江南行御史臺に送られたものであり、ほかの文獻史料からも徴證されるように、江南にも數多くのウイグル人が居住していたことを示す。

(28) 咬老瓦思——ヤラワチ (Yalawaci)。テュルク語で使節を意味するが、ここは人名とみなすべきだろう。

(29) 八撤海迷失——バサ・カイミシ (Basa-Qaymis)。ウイグル人の人名であろう。未詳。

(30) 脫烈——トレク (*Tolïk)。ウイグル人に比較的好くみられる名前で、トゥルファン出土のモンゴル時代ウイグル語契約文書(山田信夫『ウイグル文契約文書集成2』大阪大學出版社、一九九三年参照)などより、脫烈は Tolïk の音寫であるとしてよい。本條にみえるこの人物については、危素が撰したウイグル人古速魯觀驢の神道碑(『危太樸文續集』卷五、「古速魯公墓誌銘」)に、その父の名として脫烈がみえる。そこには、「父脫烈、世祖皇帝求賢四方、高昌王以脫烈應詔、既見上、奏對稱旨、以爲御位下怯里馬赤、備宿衛。尋擢嘉議大夫、功德使領帝師堂下兼奏吐蕃事。丞相桑葛微時嘗依功德使、後燭其儉衷、絕不與通、桑葛憾之。已而桑葛驟見信用、且嫉其能出己上、即搆誣以罪、下獄墮之、三年卒無左驗、乃詐以獄成報上、功德使遂遭禍、沒其貲」とあって、高昌王(イドゥクト)の推

薦によってウイグルの地よりクビライのもとに送り込まれ、多言語に通じた才を買われて、怯里馬赤 (Mong. kelemeč, 通譯) に任じられケシクの一員となり、のちに功德使に拔擢されたが、至元十九年(一二八二)、もともと近しい關係にあったサンガ(桑葛)に佛事への官費使い込みを弾劾されて(『元史』卷十二、世祖本紀九、至元十九年十一月戊寅)、三年間獄につながれたうえに、至元二十二年(一二八五)に死刑に處せられたという事跡を残した人物であることが知られる。また、これと同一人物かは不明だが、至元十四年(一二七七)に寺院の碑文の撰述を命ずるクビライの聖旨を翰林院に傳えた「奉御脫烈」がみえ(『秋澗先生大全集』卷六七、「順德府大開元寺重建普門塔碑銘」)、至元二十年(一二八三)にウイグル人の阿魯渾薩理 (Aryun-Sai) をクビライに推薦した侍臣として「脫烈」という人名がみえている(趙孟頫『松雪齋文集』卷七、「全公神道碑銘」、『元史』卷一三〇)。本條の脫烈はこれらの文獻にみえる脫烈と同一人物である可能性も考るが、決定的な證據はなく、あくまで推測にとどまる。

(31) 脫因納——トイナク (*Toynaq)。關連は不明だが、やはりトゥルファン出土のモンゴル時代のウイグル語契約文書にトイナクという名を持つ人名がみられる(前注山田信夫『ウイグル文契約文書集成2』参照)。また、『元典章』卷五三、刑部十五、訴訟、約會「畏吾兒等公事約會」に收められる大德五年(一二三〇)の聖旨に、ウイグルの都護府の官人の一人として、「脫因納」がみえ、同一人物の可能性がある。

(32) 文字譯該——ヤラワチ以下四人のウイグル人が中書省に送ったモンゴル語で書かれた文字 (Mong. bičig、文書の意)

を直譯體の漢文に譯したものの。「該」とあるので、もとの文書の内容を節略したものである。各地のウイグル人のあいだで以前から定められた慣習法を犯した葬禮がおこなわれていることを問題視したヤラワチ以下の四人が、その現状を皇帝に報告し、それに對する對處を命ずる聖旨を直接皇帝より受け取り、文書化して中書省に送ったものである。これを受けて、中書省より管民系統（行省および腹裏の路總管府など）と監察系統（御史臺）の官司へ文書が送られて、全國に通知されたと考えられる。すなわち、ヤラワチ以下は、皇帝に直接對面したはずである。ただし、その時期がいつなのか、皇帝がだれなのか、現有史料からだけでは分からない。後考を待つ。

- (33) 畏吾兒田地裏——本來はビシュ・バリク (Bis-Balïq) と高昌 (Qoco) を中心とする東部天山の地を指し、ペルシア語文獻でいうところのウイグルスタンに一致するであろう。大元ウルスと敵對していたチャガタイ家ドゥア (Dua) の東部天山地方への侵攻によって、至元二年（一二八五）ごろ以後に、大元ウルスはいったんウイグルスタンを放棄し、その結果、ウイグル王家のうち大元ウルス側についた集團は河西涼州ちかくの永昌へと東遷しており、時期がくだれば「畏吾兒田地」は河西のウイグル分封地をも指す可能性がある。

- (34) 従在先傳留下底各自體例有來——天山ウイグル國時代以來のウイグルのさまざまな慣習法が、モンゴルに歸附してからも保持されてきたことを示す。

- (35) 落後——ここでは捨て去ること。

- (36) 這漢兒田地裏底：隨着漢兒體例——漢人の地に移り住んだウイグル人のあいだに、漢人の習俗が傳わり廣まっていた

ことが知られると同時に、移住したかれらが依然としてウイグル人としての自己同一性を明確に保持していたことをうかがわせる。

- (37) 帖薛——キリスト教徒を意味するペルシア語 *tas̄q*。漢文文獻では「迭屑」とも音寫される。『長春真人西遊記』巻上には、丘處機の一行が東部天山の北麓をビシュ・バリクから西に進み輪臺に達したさいに「迭屑頭目」の出迎えを受けたとの記述がある。その部分に附した王國維校注『蒙古史料校注四種』三六葉裏）がすでに指摘するように、一二五六年、シラ・オルドでおこなわれたカアンのモンケ (Möngke) 御前での宗教論争を華北の禪僧が記録した『大元至元辨偽錄』卷三に、モンケの言葉として「迭屑人奉彌失詞、言得生天」とみえ、タルサーがネストリウス派キリスト教徒を指すことが分かる。

- (38) 不速蠻——ムスリムを意味するペルシア語 *musulmān*。明初のいわゆる乙種本『華夷譯語』のひとつである漢語・ペルシア語對譯辭書『回回館譯語』雑字、地理門に「*musulmān* 回回 母蘇里媽恩」がみえる（本田實信『『回回館譯語』』『モンゴル時代史研究』東京大學出版會、一九九一年、頁四六四）。漢文文獻にあらわれる多様な漢字音寫については王國維『長春真人西遊記校注』巻上（前掲三八葉裏）参照。

- (39) 家緣——家産。方齡貴『通制條格校注』頁四一九、注（二）参照。

- (40) 依着了底聖旨——ウイグルのきまりを遵守することを命じた聖旨が発給されたあと、遵守すべき具體的な内容を列挙させて中書省へ提出することを命ずるために改めて出された

聖旨のこと。「依着了底聖旨」という句はこのみにみられる。

- (41) 畏吾兒底喪事裏合做底體例——本條冒頭の「二件」で列擧される五箇條を指す。

(古松崇志)

八〔禁喪葬紙房子〕 (30-02-03 典章30 禮部 喪禮 8b)

至元七年十二月、尙書刑部奉尙書省劄付該：准中書省咨：十一月十八日、奏過數内一件：民間喪葬、多有無益破費。略擧一節、紙房子等近年起置有。每家費鈔一兩定鈔底、至甚無益。其餘似此多端。奉聖旨：紙房子無疑禁了者。其餘商量行者。欽此。都省議得、除紙錢外、據紙糊房子、金(錢)銀、人馬并綵帛、衣服、帳幕等物、欽依聖旨事意、截日盡行禁斷。咨請照驗施行。

(譯)

〔葬儀での紙の家を禁ずる〕

至元七年(一二七〇)十二月、尙書刑部の受け取った尙書省劄付のあらまし。受け取った中書省の咨。十一月十八日、奏したうちの一件。「民間の葬儀では、無益な浪費が多い。簡單に一例を擧げれば、紙の家などを近年設置している。どの家も鈔一、二錠を費やしており、無益の極みである。そのほか、このようなことは多岐にわたる」。奉じた聖旨に、「紙の家は疑いなく禁じてしまえ。そのほかは相談して行なえ」欽此。中書省が審議したところ、紙錢を除き、紙を糊で貼り合わせて作った家、金銀、人馬、綵帛、衣服、帳幕等の物については、つつしんで聖旨の事意に従って、即日ことごとく禁止せよ。咨を送って検討のうえ施行することを請う(中書省咨、尙書省劄付)。

【禁喪葬紙房子】 (典章三〇、禮部卷三)
至元七年十二月

尙書刑部 奉
尙書省劄付該 准
中書省咨
十一月十八日、奏過數内一件、民間喪葬、多有無益破費、略擧一節、紙房子等、近年起置有、家費鈔一兩定鈔底、至甚無益、其餘似此多端。奉聖旨、「紙房子無疑禁了者。其餘商量行者。」欽此。
都省議得、除紙錢外、據紙糊房子、金錢、人馬、并綵帛、衣服、帳幕等物、欽依聖旨事意、截日盡行禁斷。咨請照驗施行。

(注)

- (1) 略擧——ある事柄について、要點、あらましをとりあげること。

- (2) 起置——設置すること。『永樂大典』卷一九四一七、站、站赤二、所引『經世大典』、至元四年七月一日「每站給牛一十隻、祇應羊一百口、起置館舍衾褥、標撥種養之地」。

- (3) 紙錢——周知のとおり、中國において葬送時に紙錢を焼く風習は非常に古く、現在に至るまで行われている風習であり、このときも紙錢はとりしまりの對象から除外されている。唐・封演『封氏聞見記』卷六、紙錢「今代送葬爲鑿紙錢、積錢爲山、盛加雕飾、昇以引柩。按古者享祀鬼神有圭璧幣帛、事畢則埋之。後代既實錢貨、遂以錢送死。漢書稱盜發孝文園瘞錢是也。率易從簡、更用紙錢。紙乃後漢蔡倫所造、其紙錢魏晉

以來始有其事。今自王公逮於匹庶，通行之矣。……」

- (4) 紙糊房子——關連記事③は至元五年（一二六八）から至元八年まで監察御史の任にあった王惲が御史臺に提出した文書（呈）で、中都（のちの大都）において盛行する火葬の禁止を献策したものであるが、同時に、多くの人がびとが葬儀のために紙で作った「房室、侍從、車馬等儀物」を買っている現状を指摘し、その禁止も提案している。王惲の提言は本條の時期とはば重なり、おそらく關連を持つものと考えられる。なお、マルコ・ポーロのいわゆる『東方見聞錄』でも、タングトの地域（舊西夏領の河西）を述べたくだりで、東方の佛教徒の葬送について、紙製の人や馬、ラクダ、錢などを、遺骸とともに焼く風習があったことを傳えており（關連記事④）、本條にみえる記述と符合する。
- (5) 金銀——元刻本は「金錢」に作る。關連記事①⑤によって改める。

（關連記事）

- ① 『元史』卷一〇五、刑法志四「禁令」。「諸民間喪葬，以紙爲屋室、金銀、爲馬、雜綵、衣服、帷帳者，悉禁之」。
- ② 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門「國朝頒降喪葬格例綱目」「民間喪葬，除紙錢外，禁治紙糊房子、金錢、人馬、綵帛、衣服、帳幙等物。【至元七年。】」
- ③ 王惲『秋澗先生大全集』卷八四、烏臺筆補二「論中都喪祭禮薄事狀」。「切惟送終人子之大事。今見中都風俗薄惡，於喪祭之禮有亟當糾正者。如父母之喪，例皆焚燒，以爲當然。習既成風，恬不知痛。敗俗傷化，無重於此。契勘，係契丹遺風，其在漢民，斷不可訓。理合禁止，以厚薄俗外，據除六，無問貴賤，多破錢

物，市一切紙作房室、侍從、車馬等儀物，不惟生者虛費，於死者寔無所益。亦乞一就禁止。據此合行具呈。」

- ④ Henry Yule, *The Book of Ser Marco Polo: The Venetian Concerning the Kingdoms and Marvels of the East*, Volume I, London, 1903, p. 204. 月村辰雄・久保田勝一譯『全譯マルコ・ポーロ東方見聞錄』驚異の書』fr. 2810 寫本』岩波書店、二〇〇二年、頁五七。

- ⑤ 『元典章』卷三十、禮部三、禮制、葬禮「禁約厚葬」。本冊、頁二六六。

（古松崇志）

九〔禁約焚屍〕（30-02-04 典章30 禮部 喪禮 9 a）

至元十五年正月，行臺准御史臺咨：承奉中書省劄付：近准北京等路行中書省咨：北京路申：同知高朝列牒：伏見，北京路百姓，父母身死，往往置于柴薪之上，以火焚之。照得，古者聖人治喪，具棺槨而厚葬之。今本路凡人有喪，以火焚之，實滅人倫，有乖喪禮。本省看詳，今後除從軍邊遠或爲羈旅從便焚燒外，據久居土著之家，若准本路所申，相應。准此。送禮部，議得，四方之民，風俗不一，若便一體禁約，似有未盡。參詳，比及通行定奪以來，除從軍應役，并遠方客旅，諸色目人許從本俗，不須禁約外，據土著漢人，擬合禁止。如遇喪事，稱家有無，置備棺槨，依理埋葬，以厚風俗。及據禮部呈，隨路廟院寄頓骸骨，合無明立條教，以革火焚之弊，俾民以時喪葬。若貧民無地葬者，聽於官荒地內埋了，若無人收葬者，官爲埋瘞。本部議得，除火焚之弊已行禁治外，其貧民無地葬者，則於官荒地埋了，無人收葬者，官爲埋瘞，似爲相應。都省准呈，仰遍行合屬，依上施行。

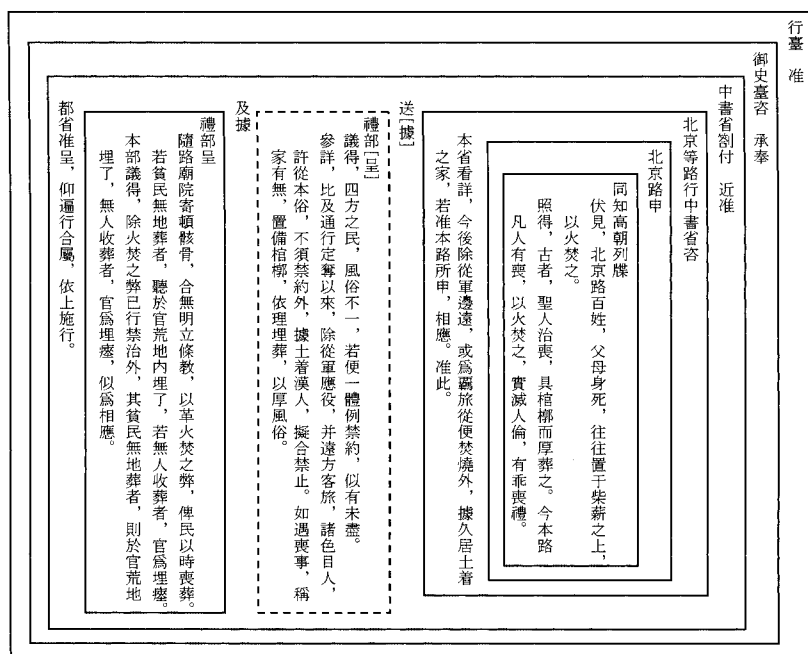
(譯)

〔火葬を禁じ取り締まる〕

至元十五年(二二七)正月、行臺の受け取った御史臺の咨。つつしんで受け取った中書省の劄付。近ごろ受け取った北京等路行中書省の咨。北京路の申。同知の高朝列大夫の牒。「伏して見るに、北京路の百姓は、父母が亡くなると、往々にして柴薪の上に置いて、火で亡骸を焼く。さて、いにしえには聖人が喪事を整え、棺槨をそなえて厚く亡骸を葬った。今は本路ではおよそ人の葬儀があれば、火で亡骸を焼いているのは、まことに人倫を滅ぼし、葬送の儀禮に背くものである」(同知高朝列牒、北京路申)。本省〔北京等路行中書省〕がつまびらかに検討し判斷するところでは、今後は邊遠の地に從軍しているものや旅人は便宜に火葬するほか、それ以外の長く住んで土着している家については、本路〔北京路〕の申の言うとおりにするのがよろしい。准此〔北京等路行中書省咨〕。

禮部に送り、「その回呈に」「議論したところ、四方の民は風俗を異にしているので、もしただちに同じように禁止してしまえば、不十分なところがあるようである。子細に検討するに、文書をくだして通知して沙汰する以前は、從軍して軍役にあたっているもの、遠方に出かけている旅人、さまざまな色目人でその風俗に従うのを許すものは、禁止取締する必要がないのを除いて、それ以外の土着の漢人については、禁止すべきである。もし葬儀を行うことになれば、家の貧富に應じて、棺槨を準備し、ただしく埋葬し、それによって風俗を厚くしたい」(禮部呈)。禮部の呈を受け取ったところ、「各路の廟や院に亡骸を預けるのに、はっきりと規則を立てて、火葬の弊害を改め、民にしかるべき

【禁約焚屍】(典章三〇、禮部卷三)
至元十五年正月



時に葬儀を行なわせるべきであろうか。もし貧民に葬る土地がなければ、官有の荒地に埋葬することを許し、もし遺骸を収めて葬むる人がいなければ、官が埋葬を行なう。本部〔禮部〕が議論したところ、火葬の弊害はすでに禁止したのでを除き、貧民で葬る土地がない場合は、官有の荒地に埋葬し、遺骸を収めて葬むる人がいない場合は、官が埋葬を行なうのがよろしいようである〔禮部呈〕。都省は呈に従い、おおせつけて廣く所屬機關に文書を下し、以上の通り施行されたい〔中書省劄付、御史臺咨〕。

(注)

- (1) 北京等路行中書省——北京はモンゴリア東南部のラオハ・ムレン(土河)流域の都市で、その歴史は、契丹時代の十一世紀に、もともと奚族の本據地だった當地に五京のひとつ中京大定府が造營されたことに端を発する。金代には十二世紀半ばの海陵王による中都遷都にともない北京と名を改め、モンゴルの支配下に入ってから、その名を踏襲した。クビライ政權成立後、行中書省が設けられた〔『元史』卷五、世祖本紀二、至元元年八月乙巳〕。その後、本條と同じ年の四月に宣慰司に改められる〔『元史』卷十、世祖本紀七、至元十五年四月壬午〕。

- (2) 北京路——北京路總管府の略。『元史』卷五九、地理志二の大寧路の條に「大寧路……元初爲北京路總管府、領興中府及義瑞、興、高、錦、利、惠、川、建、和十州。……〔至元〕七年、興中府降爲州、仍隸北京、改北京爲大寧。二十五年、改爲武平路、後復爲大寧」とあって、至元七年(一二七〇)以後、大寧と改められたことく記すが、本條や『元史』本紀の記述によ

り、至元三十五年(一二八八)到北京路を武平路と名を改め(東北一帯を戰場としたナヤンの亂の影響であろう)、至元三十年以後に大寧路と改められたことが知られる。

- (3) 同知高朝列——朝列は朝列大夫の略で、文資品の從四品である。同知の高某は未詳。

- (4) 父母身死、往往置于柴薪之上、以火焚之——關連記事②③は、いずれも中都・大都における葬送儀禮が、佛教式の火葬でおこなわれていたことを記し、本條と軌を一にする。このうち關連記事②において、火葬が契丹(これは北中國を意味する Kitān ではなく、文字通り遼を立てた契丹のことを指す)以來の風俗であることを明記する點が注目される。本條の北京は、まさしく中都とならなでかつて契丹の都のひとつが置かれた地であり、その火葬の風習は佛教が大流行した契丹以來のものであろう。實際に、近年の考古學の成果によって、契丹時代における火葬流行の事實が裏付けられている。

- (5) 比及通行定奪以來——「比及……以來」は「……しないうちには」の意。龍潛庵編『宋元語言詞典』上海辭書出版社、一九八五年、頁一〇七参照。

- (6) 諸色目人許從本俗——「諸色目人」は漢人以外の人びとを指す。前掲の七「畏吾兒喪事體例」から明らかのように、ウィグル人やムスリム、キリスト教徒など、それぞれの慣習法にもとづいた葬送儀禮をおこなうべきであると考えられていた。

- (7) 本部議得——これより前の部分、すなわち「隨路廟院」以下「官爲埋瘞」に至る部分は、「合無明立條教」といった上級機關に沙汰を求める文言(事實上は原案を提示しているが)が含まれていることから考えて、どこかの官司から中書省へ

と上申した文書であると考えられる。「隨路廟院」の前の部分に本來附せられていたはずの文書の發給元および文書の種類が省略されているのであろう。中書省からまわってきた文書に對する禮部の判斷を示したのが、ここの「本部議得」以下の文章である。

〔關連記事〕

① 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門「國朝領降喪葬格例綱目」「從軍應役、并遠方客旅、色目人等許從本俗外、土著漢人稱家有無、以時埋葬。若貧民無地葬者、於官地內埋瘞、無人葬者、官爲埋瘞。【至元十五年】」

② 王惲『秋澗先生大全集』卷八四、烏臺筆補二「論中都喪祭禮薄事狀」(前掲、頁二四八、關連記事③)

③ 『析津志輯佚』「風俗」。「城市人家不祠祖禰、但有喪孝、請僧誦經、喧鼓鉦徹宵。買到棺木、不令人喪家、止於門簷下、候一二日即昇屍出、就簷下入棺。擡上喪車、即孝子扶輓、親戚友人挽送而出、至門外某寺中。孝子家眷止就寺中少坐、一從喪夫燒燬、寺中親戚飲酒食肉、盡禮而出。燒畢、或收骨而葬於壘壘之側者不一。孝子歸家一哭而止、家中亦不立神主。若望東燒、則以漿水、酒飯望東灑之、望西燒、亦如上法。初一、月半、灑酒飯於黃昏之後。色目、大食等、則各從本俗。近年亦有色目人不丁憂之例」。

(古松崇志)

十 【禁送殯迎婚儀從】 (30-02-05 典章30 禮部 喪禮 9 a)
至元二十一年九月、行御史臺〔准御史臺〕咨：據陝西漢〔東〕〔中〕道按察司申：所轄城廓內、值喪求親之家、往往盡皆使用祇候人等、掌打

茶褐傘蓋、銀裏校椅、儀仗等物送殯。權勢之家、官爲差撥、士庶之戶、用錢雇倩。詳此一端、實違國家置備儀從之禮、擬合禁斷。得此。呈奉中書省劄付：送禮部、議得、若品官遇有婚喪、止依品職合得儀從送迎外、禁斷無官百姓人等、不得僭越、似爲中禮。都省准呈施行。

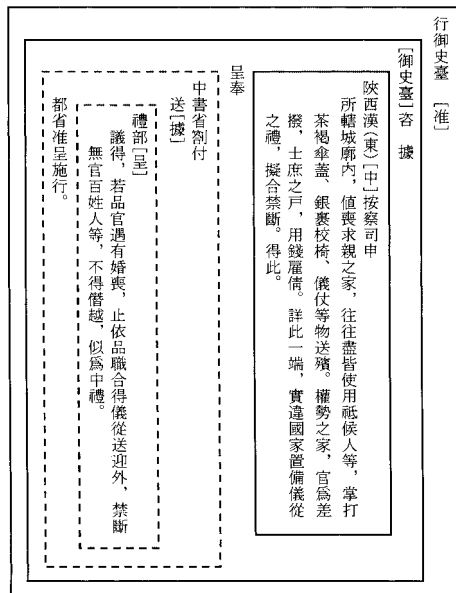
(譯)

〔葬送や婚禮の儀從を禁ずる〕

至元二十二年(二二八四)九月、行御史臺の受け取った御史臺の咨を受け取った陝西漢中道按察司の申。「所轄の城郭の中で、不幸があったり、婚禮を行ったりする家は、しばしばみな祇候人等を使役して、茶褐色の天蓋や、銀の折りたたみ椅子、儀仗等の物を

【禁送殯迎婚儀從】 (典章三〇、禮部卷三)

至元二十一年九月



持たせ、葬送している。權勢のある家は、官が派遣し、下級役人や庶民の家は、金を拂って雇用している。このことの一端をつまびらかにすると、まことに御公儀が儀従を置いている禮に背くことであるから、禁斷すべきである」。得此（陝西漢中道按察司申、御史臺咨）。「御史臺が」呈文を送って受け取った中書省劄付。「禮部に送り、（その回呈に）『議論したところ、もし品官に婚禮や葬儀があるときには、ただ品職にもとづき得るべき儀従が送迎するほかは、官位を持たない庶民の人たちを禁斷して、僭越してはならないようにすれば、禮にかなうようである』（禮部呈。都省は呈に従って施行する」（中書省劄付）。

（注）

- （1） 行御史臺咨——雲南行御史臺が設置されるのは至元二七年（一二九〇）、陝西行御史臺が設置されるのは大徳元年（一二九七）だから、この時點で存在する行御史臺は江南行御史臺にはかならない。當時は杭州に置かれていた（『永樂大典』卷二六一〇所引『南臺備要』『行臺移杭州』參照）。直後にみえる陝西漢中道按察司の申を受け取ったのは、江南にある行御史臺ではなく、中央の御史臺であると考えられるので、ここは正しくは「行御史臺准御史臺咨」とすべきだろう。

- （2） 陝西漢中道按察司申——『大元官制雜記』（『永樂大典』輯本）（至元）十九年二月、既以盡得西川之地、増一道按察司於成都、曰西蜀四川道、以陝西之司、曰陝西漢中道」とあるように、至元十九年（一二八二）に設置された。

- （3） 求親——嫁を娶ることをいい、ここでいう「求親之家」とは嫁を迎える婿側の家を指す。朱熹『家禮』にもとづいて官に

よって定められた婚禮にかんする規定は、『通制條格』卷三、戶令「婚禮禮制」（第四一條）、『元典章』卷三十、禮部三、婚禮一「婚姻禮制」（本冊、頁三二一）參照。

- （4） 祇候人——官衙に勤務し官のもとで働かせる使用人。祇従とも言う。その概要については、『國朝文類』卷四一、經世大典序錄、政典「祇従」に「祇従之徒、出入訶喝、左右指使者也。總以首領、副以面前、猶古首面也。從在京諸司者給食錢、而省、六部、樞密院、御史臺者、積勞得除（征）（正）官。外郡者、免其雜徭役、腹內地取於輸四兩包銀戶、南方則以徵稅至米三石之家充是、皆庶人之在官者也。其額視官府崇卑、事務繁簡而多寡之、出額冒居逐去。又有守狴犴、防囚徒者、曰禁子。追呼保任逮捕者、曰曳刺。附焉」とある。地方官衙において祇候人、禁子、曳刺といった公使人の定員が定められていたことについては、『元典章』卷六十、工部三、役使、祇候人「額設祇候人數」および「禁約濫設祇候」、「通制條格」卷十七、賦役「差撥祇候」（第三九一條）、『至正條格』卷二七、條格、賦役「祇候差稅」（第一四一條）など參照。

- （5） 校椅——交椅に同じ、折りたたみ椅子。

- （6） 送殯——この文章の主語は「值喪求親之家」なので、葬送を意味する「送殯」だけでなく、嫁を迎えたことを示す句も本来はあったはずである。

- （7） 國家置備儀從之禮——儀従は儀式などのさいに用いられる儀仗兵のことで、本條にも「品職合得儀従」とあるように、品官には官品に應じて俸祿、公田とともに、一定數の儀従が支給された。この制度は、クビライ政權成立後の官制整備にともない定められた。『元史』卷五、世祖本紀二、至元元年十

二月乙巳、「定中外百官儀從」、「事林廣記」(元至順年間西園精舍刊本)別集卷一、官制類「官職新制」の「至元元年九月、欽奉中統五年八月 日聖旨、諭中書省節該、以降條格、省併州縣、定立官吏員數、明分品從、加散官、授宣敕、給俸祿、定公田、設儀從。…一、隨路京府州縣官員不一、今特置定各各員數。…仍各依驗品從、給降俸祿、公田、儀從。及擬五品以上授宣、六品以下授敕」など參照。儀從の官品ごとの人數の詳細なリストは、金代のものが残っており、參考になる。『金史』卷四二、儀衛志下「百官儀從」參照。

(8) 依品職合得儀從——前注參照。

(關連記事)

① 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門「國朝領降喪葬格例綱目」「品官遇有昏喪、止依品職合得儀從送迎外、無官百姓人等不得僭越。【至元廿一年】」

(土松崇志)

十一 「樂人休送出殯」

(30-02-06 典章30 禮部 喪禮 9b)

至大三年正月、江西行省准尚書省咨該^①：禮部呈：教坊司呈：至大二年十月初二日、本司官傳奉皇太子令旨：上位承應的樂人每^②、依着在先薛禪皇帝、完澤篤皇帝聖旨體例裏、死人每根底、休送出殯者。那的是有司官管辦勾當^③。您與省部家文書、便教禁約者。麼道、令旨了也。敬此。呈乞照詳。都省咨請敬依施行^④。

(譯)

〔樂人は葬送を迎えるな〕

至大三年(一二三〇)正月、江西行省の受け取った尚書省の咨のあらまし。禮部の呈。教坊司の呈。至大二年十月初二日、本司の

官が傳え奉じた皇太子の令旨に、「お上に仕える樂人たちは、以前のセチェン・カアン(世祖クビライ)、オルジェイトウ・カアン(成宗テムル)の聖旨のきまりによって、死んだ人らのところで、葬送を送迎するな。そのことは有司の官が管掌することである。なんじらが省部に文書を與え、ただちに禁約させよ。」とて、令旨がなったぞ。敬此(皇太子令旨)。呈を遂って照詳された(教坊司呈、禮部呈)。都省は咨を送って令旨に敬しんで従って施行されたい(尚書省咨)。

(注)

(1) 尚書省——武宗カイシャン(Ögözi)の即位後、大德十一年(一二三〇)七月に設けられ(『元史』卷三二、武宗本紀一、大德十一年九月甲申)、チンキムの前例にならって皇太子のアユルバルワダをトップにする中書省と竝立した。至大四年(一二三二)正月のアユルバルワダによるクーデタにより、カイシャンが暗殺されると、尚書省は取りつぶされ、宰相以下の成員は肅清された(『元史』卷二四、仁宗本紀一、至大四年正月壬午)。

(2) 教坊司——宮中に仕える樂人を管理する官司で、このとき禮部に隸屬していた。『元史』卷八五、百官志一、「教坊司、秩從五品。掌承應樂人及管領興和等署五百戶。中統二年始置。至元十二年、陞正五品。十七年、改提點教坊司、隸宣徽院、秩正四品。二十五年、隸禮部。大德八年、陞正三品。延祐七年、復正四品。達魯花赤一員、正四品。大使三員、正四品。副使四員、正五品。知事一員、從八品。令史四人、譯史、知印、奏差各二人、通事一人。」樂人は樂戸として登録され、教坊司が管

理した。『元典章』卷十八、戸部四、婚姻、樂人婚「樂人嫁女體例」、「(元典章)新集至治條例」刑部、諸姦、職官犯奸「縣尉將樂女奸宿」參照。

- (3) 本司官傳奉皇太子令旨——皇太子は皇帝カイシヤンの弟のアウルバルワダ (Ayrbarwada)。令旨は男性王族(皇太子、諸王)の發給する文書 (Mong. üge 言葉の意)。教坊司の官が直接皇太子アウルバルワダから令旨を賜ったことを示す。カイシヤンのカアン即位後、母で皇太后のダギ、弟で皇太子のアウルバルワダとともに「三宮鼎立」と稱される權力分立が生じたことについては、杉山正明「大元ウルスの三大王國——カイシヤンの尊權とその前後——(上)」『京都大學文學部研究紀要』三四、一九九五年參照。本條はまさしくその狀況を如實に示すものである。

- (4) 上位承應的樂人每——宮中に伺候する樂人たちを指す。

- (5) 依着在先薛禪皇帝完澤篤皇帝聖旨體例裏——現存する多くの蒙漢合璧命令文碑に徴して、uridan-u Sečen Qayan-u Öljeitu Qayan-u ba jarly-un yosu-iar というものとのモンゴル語を復元できる。クビライ、テムルの時代にも教坊司に屬する樂人を葬送に驅り出すことを禁じる聖旨がすでに出版されていて、このときの措置がそうした先例をふまえるものであることが分かる。

- (6) 休迎送出殯者——樂人が葬送に驅り出されるのは、次の十二「禁治居喪飲宴」に「至于送殯、管絃歌舞、導引循柩」と明記されるように、亡骸を火葬地の寺院に送る葬列中で、管弦を奏で歌舞するためであった。

- (7) 敬此——皇太子以下の男性王族が發給する令旨や皇太后

以下の女性王族が發給する懿旨を文書中に引用したさいに、その結び部分を明示する語。皇帝が發する聖旨の結び文言「欽此」と截然と區別する。

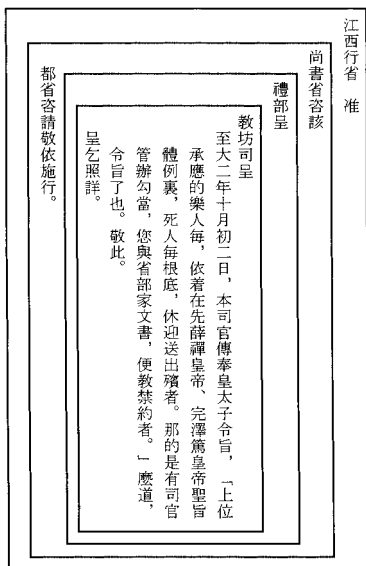
- (8) 敬依——令旨や懿旨につつしんで従うことを意味する文書用語。前注と同様、これも聖旨に従うことを意味する「欽依」と明確に區別されている。

〔關連記事〕

- ① 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門「國朝領降喪葬格例綱目」「承應樂人每、死人根底、休迎送出殯。那是有司管辦底勾當。【至大三年】」

(古松崇志)

【樂人休迎出殯】(典章三〇、禮部卷三)
至大三年正月



十二〔禁治居喪飲宴〕
 30|01|07 典章30 禮部 喪禮 9 b)

延祐元年七月十二日，承奉江浙行省劄付：准中書省咨：御史臺呈：（准）江南諸道行御史臺咨：備監察御史王奉訓呈：伏以父母之喪三年，天下之通喪也。死斂葬祭，莫不有禮。禮曰：披髮徒跣。居於倚廬，寢苦枕塊，哭泣（於世）〔無〕時。歡粥，朝一溢米，夕一溢米。又曰：始死充於有窮。既殯，瞿瞿如有求而弗得。既葬，皇皇如有望而弗至。經曰：食旨不甘，聞樂不樂。此孝子哀感之情。既斂既葬，祭以其時，期而小祥，又期大祥，三年禫祭。霜露既降，春雨既濡，悽愴怵惕，如將見之。此子終身所不忘，豈拘於三年哉。去古日遠，風俗日薄。近年以來，江南尤甚。父母之喪，小斂未畢，茹葷飲酒，略無顧忌。至于送殯，管絃歌舞，導引循樞，焚葬之際，張筵排宴，不醉不已。泣血未乾，享樂如此，昊天之報，其安在哉。興言及此，誠可哀憫。若不禁約，深爲未宜。莫若今後除蒙古、色目合從本俗，其餘人等，居喪送殯，不得飲宴動樂。違者，諸人首告得實，示衆斷罪。所在官司中禁不嚴，罪亦及之。不惟人子所有懲勸，抑亦風俗少復淳古。宜從憲臺劄付各道禁治，相應。具呈照詳。得此。本臺看詳，國家以風俗爲本，人道以忠孝爲先，可以移忠，可以事上。忠孝既立，則人道修而風俗厚，爲治之至要也。三年之喪，古今通制，送終營葬，人子大故，塗車芻靈，禮亦有之。至若忘哀作樂，張筵群飲，敗禮傷俗，宜從合十部分定擬，通行禁止，相應。咨請照詳。准此。具呈照詳。得此。送據禮部呈：參詳，父母之恩，昊天罔極，終身而不能報。聖人定立中制，以爲三年之喪，送終葬祭，當盡其禮。若居喪飲宴，殯葬又動樂聲，實傷風化。如准御史臺所言，除蒙古、色目人各從本俗外，其餘人等禁治，相應。得此。送禮部，行移刑部，議擬去後，今據禮部呈：移准刑部關：議得，父母之喪，至於哀感，其居喪飲宴，殯葬用樂，皆非孝道。除蒙古、色目宜從本俗，餘竝禁止，敢有違犯治罪，相應。關請照驗。准此。本部參詳，

【禁治居喪飲宴】
（典章三〇、禮部卷三）

延祐元年七月十二日

承奉

江浙行省割付准

中書省咨

御史臺呈
（准）
〔准〕

江南諸道行御史臺咨備

監察御史王奉訓呈

人子所有懲勸，抑亦風俗少復淳古。

割付各道，禁治，相應

[illegible]

移忠，可以事

敗禮傷俗，宜從合干部分，定擬通行禁止，相應

1990-1991 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038

100

參詳

各列

了多則邪，受其害云云。

輕部呈

一、

—

1000 2000

五

具呈照詳

自咨請依上施行。

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

如准刑部所擬，遍行照會，相應。具呈照詳。都省咨請依上施行。

(譯)

〔喪に服しているときに宴會することを禁止し取り締まる〕
 延祐元年（一二三四）七月十二日、つつしんで受け取った江浙行省の劄付。受け取った中書省の咨。御史臺の呈。受け取った江南諸道行御史臺の咨。備したる監察御史王奉訓（王恭政）の呈。
 「伏しておもえらく、父母が亡くなった後の服喪期間が三年であることは、天下でみな行うべきことである。死・入棺・埋葬・祭祀には、いずれもかならず禮がある。禮書には、『髪をほどこいて裸足になる。假小屋に居て、苫のうえに寝て土のかたまりを枕にし、たえず哭する。粥をすすするのは、朝に一握りの米、夕に一握りの米だけである』とある。また、『親が亡くなってから、憂えもだえる氣持ちが充滿して道がきわまったかのようにである。もがりを終えると、きよろきよろと見まわして捜し物を求めようとしても得ることができないかのようにである。葬ったあとには、せかせかと落ち着かず待ち人が戻って来るのを望んでも來ないかのようにである』とある。經には、『美味しいものを食べても美味しいと感じず、音樂を聞いても楽しくない。これが孝子の悲しみいたむ氣持ちなのだ』とある。亡骸を棺に収め埋葬してから、しかるべき時に祭祀を行い、一年経って小祥となり、又一年経って大祥となり、三年で禫祭（忌明けの祭祀）を行う。秋に霜が降り、春に雨が降れば、時を感じて悼み悲しみ、亡くなった親に會うことができるかのような氣持ちになる。これは子が終身忘れることのないことであり、どうして三年にこだわることがあろうか。いにしえからは日に日に遠ざかり、風俗は日に日に薄くなっている。近年以來、このことは江

南においてとりわけ甚しい。父母が亡くなって、小斂がまだ終わらないうちに、なまぐさものを食べ酒を飲み、少しもはばかりすることがない。葬送に至っては、管絃で音樂を奏でて歌い踊って、導いたり柩に従ったりし、火葬を行うさいには、宴會を開き、酔いつぶれるまで續けるといふありさまである。泣いた涙の乾かぬうちに、このように享樂にふければ、天のような父母の廣大な恩にどのように報いたらよいのか。このことに言及すれば、まことに哀れむべきことである。もし禁止し取り締まらなければ、たいへん不適切である。今後、蒙古、色目人はその風俗に従うほか、そのほかの人々については、喪に服し葬送を行うときには、宴會を開いたり音樂を鳴らしたりしてはならないようにするのがよい。違反するものは、人が告發して本當であれば、晒し者にして斷罪する。當地の役所の禁令公布が不十分であれば、罪はまた役所にも及ぶ。このようにすれば、人の子たるものに對し惡を懲らしめ善を勧めることができるようになるだけでなく、そもそも風俗もまた眞心のあるいにしえの風をややとりもどすことができるであろう。御史臺、行御史臺から各道の肅政廉訪司に劄付を下して禁止し取り締まったらよいであろう。呈を送り取り計らい願う。得此（王恭政呈）。本臺〔江南行御史臺〕がつまびらかに検討したところ、朝廷は風俗を本とし、人の道は忠孝を優先することで、忠義を君主に盡くし、お上に仕えることができるのである。忠孝の道が立つことによって、人の道が修まり、風俗が厚くなることで、國を治めるうえで肝要なのである。三年の喪は、古今の通制であり、送終を行い葬ることは、人の子が父母を失ったときに行うべきことであり、泥で作った車やわらでつくった人形といった明器は、

禮にもあるものである。悲しみをわすれて楽しみ、宴會を開いて大勢で酒を飲むようなことは、禮をやぶり俗をそこなうことであるから、關係する部署より原案を立てるべきで、廣く禁止するのがよろしい。咨を送り取り計らい願う。准此〔江南行御史臺咨〕。呈を送り取り計らい願う。得此〔御史臺呈〕。

送って受け取った禮部の呈。「子細に検討したところ、父母の恩というものは天が極まりないように廣大であり、終身報いることのできないものである。聖人が定めて中庸を得た制度を立てて三年の喪とし、送終の葬儀は、禮を盡くすべきものとされた。もし喪に服しているときに宴會を開いて酒を飲み、葬送のときに音楽を打ち鳴らせば、まことに人民の教化をそこなうものである。御史臺の言うとおりに、蒙古、色目人はそれぞれの風俗に従うのをぞいて、そのほかの人々は禁止し取り締まればよろしい」。得此〔禮部呈〕。禮部に送って、「〔禮部より〕刑部に文書を送って、議論し原案を立ててから、今受け取った禮部の呈。『文書を送って受け取った刑部の關。『議論したところ、父母の喪は、たいへんいたましいものであるのに、喪に服しているときに宴會を開き酒を飲んだり、葬送のときに音楽を打ち鳴らしたりするのは、みな孝の道に反する。蒙古、色目はその風俗に従うべきであるのをぞき、それ以外はみな禁止し、あえて違反するものがあれば罪を裁くのがよろしい。關を送り取り計らい願う。』准此〔刑部關〕。本部〔禮部〕が子細に検討したところ、刑部が原案を立てたとおりに、ひろく通知文書を送ればよろしい。呈を送り取り計らい願う」〔禮部呈〕。都省〔中書省〕は咨を送り以上の通りに施行されたい〔中書省咨、江浙行中書省劄付〕。

(注)

(1) 監察御史王奉訓——至正『金陵新志』卷六、題名、行御史臺の監察御史に「王恭政、奉訓、至大四年上」とある。危素『危太樸文集』卷三、「翰林國史院經歷司題名記」によれば、大德九年(一二三〇)に翰林國史院都事に任じられていることが知られる。

(2) 父母之喪三年、天下之通喪也——『論語』「陽貨」に「夫三年之喪、天下之通喪也」とある。

(3) 死斂葬祭、莫不有禮——「死」は人が亡くなること、「斂」は亡骸に死に装束を着せ棺に入れること、「葬」は亡骸を埋葬すること、「祭」は死者を埋葬したあとに祭ることをいう。すなわち、葬送儀禮の過程を指していると考えられる。これらは、もとは『儀禮』「土喪禮」、「既夕禮」、「土虞禮」に規定され、それをふまえて整理された『家禮』喪禮が元代にひろく行われた。『事林廣記』(元至順年間西園精舍刊本)前集卷十、居葬雜儀や『新編事文類要啓劄青錢』(德山毛利家藏元刊本)別集卷七などにも、「文公喪禮」とあって、『家禮』にもとづいた葬禮の過程が記されていて、當時の士大夫のあいだで葬禮の規範となっていたことが分かる。

(4) 披髮徒跣——『禮記』「問喪」に「親始死、雞斯徒跣、扱上衽、交手哭。惻怛之心、痛疾之意、傷腎、乾肝、焦肺。水漿不入口三日。不舉火、故鄰里爲之糜粥以飲食之。【鄭玄注：雞斯當爲筭繩、聲之誤也。親始死去冠、二日乃去筭繩、括髮也。今時始喪者、邪巾緇頭、筭繩之存象也。徒猶空也。】」とある。『溫公書儀』卷五「弔醑賻醑」に「主人披髮徒跣、扱上衽自縻左哭而出」と見え、『家禮』(臺灣故宮博物院藏元刊朱子成書本、劉

塚孫増注)「喪禮 初終」に「立喪主、主婦、護喪、司書、司貨、乃易服不食。【注：妻子婦妾皆去冠及上服披髮，男子扱上衽徒跣。】」とある。

(5) 居於倚廬：夕一溢米——『儀禮』「喪服」に「喪服。斬衰裳，直經杖絞帶，冠繩纓，菅屨者。傳曰：……居倚廬，寢苦枕塊，哭晝夜無時。歔粥，朝一溢米，夕一溢米。……」とある。

(6) 始死充於有窮：望而弗至——『禮記』「檀弓上」に「始死，充充如有窮。既殯，瞿瞿如有求而弗得。既葬，皇皇如有望而弗至。練而慨然，祥而廓然」とある。

(7) 食旨不甘，聞樂不樂，此孝子哀感之情——『孝經』「喪親章」に「子曰，孝子之喪親也，哭不偯，禮無容，言不文，服美不安，聞樂不樂，食旨不甘。此哀戚之情也」とある。

(8) 期而小祥，又期大祥，三年禫祭——『儀禮』「士虞禮」に「朞而小祥，曰薦此常事。又朞而大祥，曰薦此祥事。中月而禫。是月也，吉祭猶未配。【正義：釋曰，自附以後，至十二月小祥，故云朞而小祥。……釋曰，此謂二十五月大祥祭，故云復朞也。……鄭玄注：中猶聞也。禫，祭名也。與大祥聞一月，自喪至此，凡二十七月。】」とある。元代には制度上、この『儀禮』「士虞禮」にもとづき、服喪がおこなわれていたことは、『(元典章)新集至治條例』吏部、職制、丁憂「官吏丁憂自聞喪日始」に「延祐五年六月 日，江西行省准中書省咨：爲官吏丁憂，雖有期限，終無始亡聞喪月日理算定例。送刑部：約會禮部官，一同議得，三年之喪，古今通制。凡官吏遭值親喪，以十三月爲小祥，二十五月爲大祥【皆見月爲理】，此則係正喪。大祥後六十日爲禫制。若以始亡月日理算。緣仕宦地方，亦有遠在數千里之外者，比及訃音通報，近則不下數月，遠則已及終制。擬合酌古准今，合自

聞喪月日爲始丁憂，相應。具呈照詳。都省准擬，咨請依上施行」とあるのを参照。

(9) 霜露既降：如將見之——『禮記』「祭義」に「祭不欲數，數則煩，煩則不敬。祭不欲疏，疏則怠，怠則忘。是故君子，合諸天道，春禘秋嘗。霜露既降，君子履之，必有悽愴之心，非其寒之謂也。春雨露既濡，君子履之，必有怵惕之心，如將見之。樂以迎來，哀以送往，故禘有樂而嘗無樂」とある。

(10) 小斂——亡くなった翌朝に死に装束を着ける儀式。『儀禮』「士喪禮」、「家禮」「喪禮」、「小斂」参照。

(11) 至于送殯，管絃歌舞，導引循柩——葬列中の「管絃歌舞」のために官に仕える樂人を使うこともあった。前掲十一「樂人休迎出殯」参照。これに先立つ華北山西における葬送の問題を論じた關連記事③にも同様に、葬列が華美をきわめていた實情が報じられている。

(12) 焚葬之際，張筵排宴，不醉不已——關連記事④『析津志輯佚』「風俗」の大都における葬送の風習を述べたくだりで、遺骸を寺まで運び火葬をおこなうさいに、寺の中で酒を飲み肉を食べる宴會を開くことが行われていたことが記されており、本條の記述と一致する。關連記事⑤もまた、寺院内における肉食、宴會の盛行の現狀を傳える。

(13) 泣血——『禮記』「檀弓上」に「高子臯之執親之喪也，泣血三年。【鄭玄注：言泣無聲如血出。】」とある。

(14) 昊天之夜——『詩』小雅「蓼莪」に「父兮生我，母兮鞠我。拊我畜我，長我育我，顧我復我，出入腹我。欲報之德，昊天罔極。【箋云，之猶是也。我欲報父母是德。昊天乎，我心無極。】」とある。

- (15) 憲臺——御史臺および江南・陝西の二つの行御史臺を指す。
- (16) 移忠——『孝經』「廣揚名章」に「子曰、君子之事親孝，故忠可移於君」とある
- (17) 大故——『孟子』「滕文公章句上」に「今也不幸至於大故。吾欲使子問於孟子，然後行事。」【趙岐注：大故謂大喪也。】とある。
- (18) 塗車芻靈，禮亦有之——塗車は泥で作った車、芻靈は茅で作った人馬で、墓に副葬する明器をいう。『禮記』「檀弓下」に「孔子謂、爲明器者、知喪道矣。備物而不可用也。哀哉、死者而用生者之器也。不殆於用殉乎哉。其曰明器、神明之也。塗車芻靈、自古有之。明器之道也。孔子謂爲芻靈者善。謂爲備者不仁。殆於用人乎哉」【鄭玄注：芻靈束茅爲人馬。謂之靈者、神之類。】とある。
- (19) 父母之恩，昊天罔極——前掲注(14)『詩』小雅「蓼莪」參照。
- (關連記事)
- ① 『事林廣記』(元至順年間西園精舍刊本)別集卷三、刑法類「大元通制 居官丁憂例」。「凡居父母喪、宴飲、婚姻、作樂、皆非孝道。除蒙古、色目人宜從本俗、餘違治罪」。
- ② 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二、喪禮門、「國朝頒降喪葬格例綱目」。「居父母喪宴飲、殯葬用樂、違犯人治罪、蒙古、色目人從本俗。【延祐二年】」
- ③ 『永樂大典』卷七三八五所引『大德典章』。「晉寧路總管府契勘本路、一、父母兄長初亡、殯葬之際、綵結喪車、翠排壇面、鼓樂前導、號泣後隨、無問親疏、皆驗賻禮多寡、支破布帛、少不

如意、臨喪爭競。及追齋纍七、大祥小祥、祭祀之日、遇其迎靈、必須置備酒食、邀請店鋪親朋人等、務以奢靡相尚。遂用百色華麗采段之物、紛然陳列、裝錦梳洗影樓、金銀珍翠壇面、難以僧道、間以鼓樂、服喪之人隨之於後、迎遊街市以爲榮街。既至作齋寺觀、復用采結金橋之類。其齋食、每個有近一斤者爲美齋。此皆虛費於生民、其實無益於死者。或有居喪、無異平日。似此之類、名色多端、不可殫舉。苟不如此、上下爲之怪吝、莫不鄙笑。風俗之壞、以至於此。不惟於被喪之家、生死之際、兩無所益、又富者傾資破產、貧者負債取錢、甚者不能辦給、以致喪亡不能得葬。爲此、行下臨汾縣錄事司、儒學教授、會集宿儒耆老、講究回呈。切詳此端皆由無學之人、恃其豪富、凡遇喪事、不以哀戚爲念、而以奢侈爲務。普破布帛、豈論親疏。綵結輿樓、寶粧壇面、布設路祭、亂動音樂、施引靈柩、遠遶正街、爲孝者雖有哀容、揚揚自得。又以追齋纍七食品數多爲之孝道。繼有一等愚民、極口稱羨、不知葬者藏也、又不問死者於禮安否、以習染爲常、其來也漸。合無今後有喪之家管要依庶人之道、三日以裏出送、不得綵結輿車神樓路祭、及不得用大樂壇面、親者依輕重破服、疏者但助送死之資、不破孝服、最可止往、由當街巷出送。至於復三頭七、只合詣墓祭奠、不可設筵邀客、喪主哀哀之際、奚暇及此。其後願作齋者、不過餽餽粉羹而已、不得用脫食油餅裹蒸之類。不惟枉費其物、即今災餘久旱、食用踴貴、治喪之家、實是生受。親知之人、禮宜津助、又安忍以弊俗相逼破其家產哉。呈乞照詳。得此。總府議得、准擬。如有違犯之人、許諸人陳告到官、喪主並奢靡行禮之人、各決三十七下。一、儒學、司縣講究回呈：爲人子弟者、凡遇尊長不幸、須當喪服行孝。或有不知居喪禮者、腰雖經帶、輒入酒肆茶房、及行吉禮、

而赴吉筵，公然飲酒食肉，習以成俗，見者恬不爲怪，最其事。切詳此端，初由無恥之人亡其父母長上，未及卒哭，輒行吉禮。君子見之而不責，小人見之而爭效。此以俗之弊及乎如此。今後應有父母長上喪服者，毋得入酒館茶房，及行吉禮，赴吉筵。如此不惟中禮盡孝，庶使災餘之民省浮華之費。總府議得，依准所呈。如有違犯，諸人捉拿到官，擬斷三十七下」。

- ④ 『析津志輯佚』風俗（前掲頁二五一、關連記事③参照）
⑤ 『元典章』卷三三、禮部六、釋道、釋教「寺院裏不許筵席」。

（古松崇志）

十三 〔喪服各從本俗〕（30-02-08 典章30 禮部 喪禮 10 b）

延祐二年八月，承奉江浙行省劄付：准中書省咨：御史臺呈：監察御史劉承直呈：切見，江淮之間習俗，喪服有戴布幘頭、布袍爲禮者。夫喪禮，斬喪、齊喪以至總功，自有官服之制，亦有輕重之差。其幘頭、公服，乃人臣服之於朝廷拜賀之吉服也。今愚俗無知，乃敢以布素爲之於凶服之際，揆之禮經典故，皆非所宜，理應禁捕。具呈照詳。得此。送據禮部呈：本部參詳，方今喪服未有定制。除蒙古、色目人各從本俗，其餘依鄉俗，以麻布爲之，據江淮習俗比依公服製造，如准御史臺所呈禁治，相應。具呈照詳。得此。都省除外，咨請依上施行。

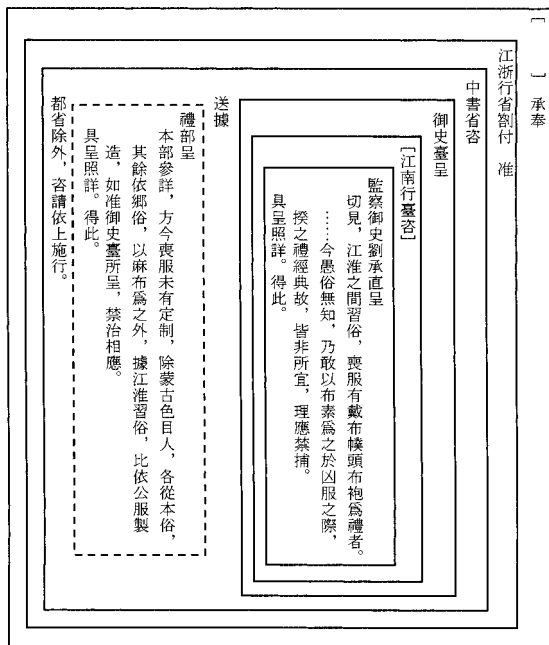
〔譯〕

〔喪服はそれぞれ自分の風俗に従う〕

延祐二年（一二二五）八月、つつしんで受け取った江浙行省の劄付。受け取った中書省の咨。御史臺の呈。監察御史劉承直郎の呈。「ひそかに見るに、江淮地方の習俗では、喪服に麻布の幘頭をかぶり、麻布の上着を着て禮を行うものがある。そもそも喪禮とは、斬喪、齊衰から大功、小功、緦麻にいたるまで、おのず

と官が決めた服裝の制度があり、また輕重の區別がある。幘頭と公服とは人臣が朝廷の拜賀のときに着用する吉服である。今は愚昧な人々がこれを知ることなく、白い布で幘頭と公服を作って喪服にしているのは、禮經にみえる典故にはかかってみると、みな不適切なものであり、理として禁止し捕らえるべきものである。呈を送り取り計らい願う」得此（監察御史劉承直呈、御史臺呈）。文書を送って受け取った禮部の呈。「本部〔禮部〕が子

【喪服各從本俗】（典章三〇、禮部卷三）
延祐二年八月



細に検討したところ、現在、喪服は未だに定まった制度がない。蒙古、色目人はそれぞれ自分たちの風俗に従い、そのほかのものは郷里の風俗に依り、麻布で喪服をつくるのをのぞくほか、江淮の習俗において「喪服を」公服になぞらえて製造していることについては、御史臺の呈文の内容に従って禁止取り締まりを行えばよろしい。呈を送り取り計らい願う」得此（禮部呈。都省は當然のこととして、咨を送り以上の通り施行されたい（中書省咨、江浙行中書省劄付）。

（注）

- （1）監察御史劉承直——呈文のなかで「江淮之間習俗」について報告しているので、この人物は江南行御史臺の監察御史であると考えられる。至正『金陵新志』卷六、題名、監察御史の項に、「劉士英『承直、皇慶二年上』とみえ、この人物であると推定できる。つまり、劉承直の呈は、江南行御史臺に提出されたもので、この前に「江南行御史臺咨」とあるべきなのが、省略されていると考えられる。承直は承直郎の略、文資品正六品。
- （2）夫喪禮、斬喪、齊喪以至緦功、自有官服之制、亦有輕重之差——『儀禮』『喪服』にもとづき、『家禮』『喪禮』の成服の項に、斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五服のそれぞれの服制（喪服や冠、首經など）が詳細に規定されていたことを指す。ここに「官服」とあることから、『家禮』の規定を政府が公定の喪服として定めていたことが分かる。

- （3）其幘頭、公服、乃人臣服之於朝廷拜賀之吉服也——公服は官品によって定まっていた。『元典章』卷二九、禮部二、禮制二、服色一「文武品從服帶」參照（前冊、頁一七二）。

- （4）布素——白い布。『家禮』では、喪服の材質について、斬衰は「極麤生布」、齊衰は「次等麤生布」、大功は「稍粗熟布」、小功は「稍熟細布」、緦麻は「極細熟布」と、細かく定められており、ここでは現状の喪服の材質がまったくこれにもとづいていないことが問題視されているのである。

- （5）禮經典故——「禮經」は朱熹の所説にしたがい「儀禮」を指す。『儀禮經傳通解』朱熹「乞修三禮劄子」に「臣聞之、六經之道同歸、而禮樂之用為急。遭秦滅學、禮樂先壞。漢晉以來、諸儒補緝、竟無全書、其頗存者、三禮而已。周官一書、固為禮之綱領、至其儀法度數、則儀禮乃其本經、而禮記郊特牲、冠義等篇乃其義疏耳。……欲以儀禮為經、而取禮記及諸經史雜書所載有及於禮者、皆以附於本經之下、具列註疏」とある。ここでは具體的には『儀禮』喪服の記述を指す。

- （6）比依公服製造——公服の製造は『元典章』卷二九、禮部二、禮制二、服色一「文武品從服帶」（前冊、頁一七二）參照。（古松崇志）

葬禮（禮部卷之三 典章三十 禮制三）

表七（墓地禁歩之圖）

墓地禁歩之圖



〔墓地禁歩之圖〕

〔按儀制式〕

一品九十歩 二品八十歩 三品七十歩 四品六十歩 五品五十歩
六品四十歩 七品以下二十歩 庶人九歩
庶人墓田^②、四面去心各九歩、卽是四圍相去十八歩。按式度地、五尺爲歩^③。則是官尺^④、每一向合得四丈五尺。以今俗營造尺論之、卽五丈四小尺是也。

〔譯〕

〔墓地の禁域の圖〕

〔儀制式による〕

一品官は九十歩四方 二品官は八十歩四方 三品官は七十歩四方 四品官は六十歩四方 五品官は五十歩四方 六品官は四十歩四方 七品官以下は二十歩四方 庶人は九歩〔十八歩四方〕
庶人の墓域は、四面ともに中心〔墳穴〕から九歩とする。すなわち四邊はそれぞれ十八歩隔たる。式によると、地を測るには、五尺を歩とするので、官尺であれば、一方向ごとに中心から四丈五尺となる。今俗の營造尺によって測れば、卽ち五丈四小尺となる。

〔注〕

(1) 儀制式——具體的にいかなる法典を指すのか不詳。一般的に「儀制の規定」の意味か。墓域面積に關する規定は、唐令では第三二「喪葬令」、『大唐開元禮』では卷三、序例下「雜制」に見える。そこでは、「一品方九十歩、墳高丈八尺。二品方八十歩、墳高丈六尺。三品七十歩、墳高丈四尺。四品六十歩、墳高丈二尺。五品五十歩、墳高一丈。六品以下竝方二十歩、墳

高不得過八尺」とある。この規定は宋代にも引き繼がれ、『慶元條法事類』では卷七七、服制門、喪葬「服制式」、『政和五禮新儀』では卷二四、序例「喪制之制」に見える。ただし宋代では、「六品方四十歩。七品以下方二十歩。庶人方一十八歩」に改められている。『元典章』および『翰墨全書』（關連記事①）の「墓地禁歩之圖」は、宋代の面積制限の文言を踏襲しているが、「庶人九歩」とし、「庶人墓田、四面去心各九歩、卽是四圍相去十八歩」という計算によって一邊が十八歩になるという注記を加えている。宋代の法令に「庶人方一十八歩」とあったものを、わざわざここだけ書き換えているわけである。何故、庶人のものだけ改變したのか些か腑に落ちない。この圖の歩數は、庶人の「九歩」を除き、いずれも墓域を正方形とした場合の一邊の長さを示す。

(2)

墓田——墓域。「墳塋」に同じ。「墓田とは埋葬用の土地であり、均田制の枠外において各戸が自家の墓田を保有（或いは同じ祖先から出た數戸で共有）していることが常態として前提されている。墓田には當然幾つもの墳（土盛りした墓）が造られるが、墳の周圍には何程かの餘地を取って墳を保護するのが普通であり、この餘地を耕作することも可能である」。（譯註日本律令 六、戸婚律十九「盜耕人墓田」解説）

(3)

五尺爲歩——『天聖令』（天一閣抄本）では、卷三十、雜令に「諸度地、五尺爲歩、三百六十歩爲里」の一條がある。

(4)

官尺・營造尺——宋元時代の官尺は一尺二三・二センチメートル。庶人の墓田の中心から四邊までの長さは、三一・二×四五＝一四〇四センチメートル。元代の「營造尺」をここから逆算すれば、一四〇四÷五四＝二六センチメートル

である。清代の工部營造尺¹¹三二センチメートルと大きく異なる。

(關連記事)

- ① 『新編事文類聚翰墨全書』戊戌集卷二「國朝頒降喪葬儀格例綱目」に附された「墓地禁歩之圖」。『元典章』所掲の圖と異なる點は、「按儀制式」という白抜きの文字が無いことのみである。この圖に續く記事は「文公喪禮」であるが、朱熹『家禮』の各種版本にこの圖は見えない。

- ② 『新編纂圖增類羣書類要事林廣記』別集卷三、刑法類、「官民墳地禁限」。「一品四面各三百步、二品二百五十步、三品二百步、四品、五品一百五十步、六品以下一百步。庶人及寺觀各三十步」。『事林廣記』刑法類・公理類譯註「『東方學報』京都第七四冊、二〇〇二年」頁二八五では、この規定は「至元雜令」により、金の法令を踏襲したと思われる、『元典章』では大幅に面積が縮小されている、とする。しかし、『事林廣記』和刻本壬集の目録によると、「至元雜令」は「孝悌賞勸」條で終わり、それ以降の「周歲節假日」「日月蝕六條」「禁斷紅門」「官民墳地」「品官葬儀」には「吉凶雜儀」という標題が前に置かれている。また、「至元雜令」の各條がいずれも「諸……」と律令條の書式であるのにたいし、「周歲節假日」以下の條は冒頭に「諸」字を置かない。これらにより「官民墳地」の規定が「至元雜令」に含まれていたと判斷することには躊躇を覚える。

- 十四 (收埋暴露骸骨) 二款 (30-03-01 典章30 禮部 葬禮 11a)
中統元年五月、中書省奏准、宣撫司條款内一件：據各路見暴露骸骨、仰所在官司、依禮埋瘞奠祭追薦、做好事。

(譯)

〔野ざらしの骸骨を埋葬する〕二條

中統元年（一二六〇）五月、中書省が奏准した宣撫司の條款内的一件。各路の野ざらしの骸骨は、當地の官司に命じ、禮によって埋葬して供養し、法事を營め。

(注)

- (1) 宣撫司條款——中統元年五月、クビライの腹心らを華北十路の宣撫使、同副使に任命し、物資の調達運送、裁判、治安維持、勸農、官吏の監察などの業務を行なわせた。設置と同時に中書省の奏准にかかる宣撫司條款が制定され、そのいくつかは『元典章』に散見する。翌年十一月、宣撫司を撤廢、中統三年二月から十二月にかけて十路宣慰司を設置し、その機能を繼承させた。

(中島樂章)

(關連記事)

- ① 『新編事文類聚翰墨全書』戊戌集卷二「國朝頒降葬儀格例綱目」。「各路見暴露骸骨、所在官司依禮埋瘞奠祭追修、做好事。【中統元年】」

- 十五 (中都西南許葬) (30-03-02 典章30 禮部 葬禮 11a)
中書省。至元六年十月二十日、字羅速魯傳奉聖旨：且休者。新亡歿了底、北壁東壁休殯葬者。欽此。

(譯)

〔中都の西南に埋葬を許す〕

中書省。至元六年（一二六九）十月二十日に、字羅速魯が傳奉し

た聖旨。「まあやめろ。新たに死歿したものは、北側・東側^③には埋葬するな。」欽此。

(注)

(1) 字羅速魯——不詳。

(2) 北壁東壁休殯葬者——元の大都は、金の中都の東北方に建設された。このため中都の北側・東側への埋葬が禁止されたのであろう。「壁」は「邊」の意味である。

(中島樂章)

十六 〔墓上不得蓋房舍〕

(30-03-03 典章30 禮部 葬禮 11 a)

至元八年正月、尙書省准中書省咨、該：今有大司農司字羅文字譯該、欽奉聖旨節該：如今死人墓上、不得教(傳)〔輓〕瓦蓋房舍、在先有底、依舊者。欽此。

(譯)

〔墓の上に房舍を築造するを得ず〕

至元八年(二二七)正月、尙書省が准けた中書省の咨の概要。大司農司字羅の文書の譯文概要による、欽奉した聖旨の概要。今後は死者の墓上に、輓瓦で房舍を建てさせるな。すでに有るものは、舊に依れ。欽此。

【墓上不得蓋房舍】(典章三〇、禮部卷三)

至元八年正月

尙書省 准

中書省咨該

今有大司農司字羅文字譯該、欽奉聖旨節該、「如今死人墓上、不得教(傳)〔輓〕蓋房舍。在先有底、依舊者。」欽此。

(注)

(1) 字羅——大司農卿ボロト(Bolod)。禮部一、迎送「迎接合行禮數」の注(1)を参照(本誌第八一冊、頁一七二)。

(2) 傳——『元史』刑法志(關連記事①)に従い、「輓」に改める。

(關連記事)

① 『元史』卷一〇五、刑法志四「禁令」。「諸墳墓以輓瓦爲屋其上者、禁之」。

② 『新編事文類聚翰墨全書』戊集卷二「國朝頒降葬儀格例綱目」。「死人墓上、不得埽瓦蓋房舍。在先有底依舊。」

(中島樂章)

十七 〔移葬嫁母骨殖〕

(30-03-04 典章28 禮部 葬禮 11 a)

至元七年閏十一月廿三日、尙書省。刑部。來申：孫平告：「妻阿楊、在前與董童一爲妾、身故殯營了當。董(童)二男董拾得、盜元葬骨殖」。取問得董拾得招狀、乞明降。

省府相度、董拾得狀内、別無惡心。止爲伊母於繼父孫平家内身死、雖有生到同產、別無已後祭祀兒男。(因)此上將伊母阿楊骨殖偷掘、於伊父董童二形像^④一處埋葬。量情四十七下。將孫阿楊、於元立墳内、依舊葬埋。仰依上施行。

(譯)

〔婚出した母の骨殖を移葬〕

至元七年(二二七〇)閏十一月廿三日、尙書省(の劄付)。刑部(の呈)。「濟南路からの」來申。孫平の告狀に「妻の阿楊は、さきに董童一の妾であった。その死後はしるべく埋葬した。ところが董童一の息子の董拾得が、埋葬した遺骨を盗んだ」と

【移葬嫁母骨殖】(典章三〇、禮部卷三)
至元七年閏十一月廿三日

尚書省	刑部
來申	孫平告妻阿楊在前與董董一爲妾，身故殯營了當。董(董)一男董拾得盜元葬骨殖。取問得董拾得招狀，乞明降。
省府相度	董拾得狀內，別無惡心。止爲伊母於繼父孫平家內身死，雖有生到同產，別無已後祭祀兒男。此上，將伊母阿楊骨殖偷掘，於伊父董董二形像一處埋葬。量情四十七下。將孫阿楊於元立墳內依舊葬埋。仰依上施行

あった。董拾得の供述を取ったので、ご判断を乞う(濟南路申、刑部呈)。

尚書省が検討するに、董拾得の供述によれば、特に悪意はない。ただ彼の母が繼父の孫平の家内で没し、同腹の子供を産んだが、別にその後「母を」祭祀する男子がいなかった。そのため彼の母である阿楊の遺骨を盗掘し、彼の父である董董一の像とともに埋葬したのだ。情を量って答四七とし、孫阿楊を元來の墳墓にもとどおり埋葬せよ。以上の通り施行せよ(尚書省割付)。

(注)

(1) 刑部——刑部から尚書省への上行文は呈となるはずである。ここでは「刑部」の後の「呈」が略されたと解した。濟南路から刑部への「來申」を受け、刑部が尚書省の判断を仰ぎ、その結果として刑部に下された割付が本條の原資料であろうと推測される。

(2) 來申——關連記事①によってこれは濟南路の申であるこ

とが判明する。

(3) 此上——上に「因」を補うべきであろう。

(4) 形像——この場合、董董一がすでに正妻と合葬されていたため、董拾得が妾であった阿楊の遺骨を、董董一の肖像か人形と合葬したのだろう。

(關連記事)

① 『刑統賦疏通例』(枕碧樓叢書本) 第十七條にこの案牘の節文が見える。『刑統賦疏通例編年』(『元代法律資料輯存』所收)では、頁一六九。

(中島樂章)

十八 「占葬墳墓遷移」(30-03-05 典章30 禮部 葬禮 11b)

元貞二年九月、江西行省據臨江路申：「章能定告胡文玉強葬墳地公事，抄連到關書、文契、宗枝圖本，乞照詳」。議得，胡文玉父子倚恃富豪，強將章能定母墳盜掘起移，卻埋伊祖、母二喪，有傷風化，於理難容。又令人說誘章能信，將祖墳山地，不經批問親鄰，又不經官給據，故意違法成交。已上重罪，幸遇詔恩革撥外，擬責胡文玉，近限遷改強葬墳墓，其地斷還章能定管業，據章能信元受胡文玉買地價鈔中統一十六定，即係違法成交，所合追沒。乞照詳。省府准申，合下仰照驗施行。

(譯)

「墳墓を占據して埋葬し、棺を運び出す」

元貞二年(二二九〇)九月、江西行省がうけた臨江路の申。新喻州の申に、「胡文玉がむりやり墳地に埋葬したことを章能定が訴えてた訴訟については、分家書・土地文書・宗枝圖などを抄寫して粘連したので、ご検討を乞う」とあった。審議するに、胡

【占葬墳墓遷移】（典章三〇、禮部卷三）
元貞二年九月

江西行省 據

臨江路申 備

新喻州申

章能定告、胡文玉強葬墳地公事、抄運到圖書文契宗枝圖本、乞照詳。

議得、胡文玉父子倚恃富豪、強將章能定母墳、盜掘起移、……於理難容。又令人說誘章能定、將祖墳山地、……已上重罪、幸遇詔恩革撥外、擬責胡文玉近限、遷改強葬墳墓、……所合追沒。乞照詳。

省府准申、合下仰照驗施行。

文玉父子は富豪であることを待み、章能定の母の墳墓を盜掘して棺を運び出し、彼らの祖父と母の二つの棺を埋葬したことは、風教を傷つけるものであり、理として許し難い。さらには別人に章能信をたぶらかさせ、祖墳の山地を、親戚隣人に問い合わせず、官から公據を受けることもなく、故意に違法に取引した。以上の重罪は、幸運にも恩赦の詔に遇って除免されたが、胡文玉には、近い期限中に強葬した墳墓を改葬させ、その地は章能定に返還して管業させ、章能信が胡文玉から受領した地價の中統鈔十六錠については、違法取引であり、沒收すべきものである。ご検討を乞う」（新喻州申、臨江路申）。

江西行省はこの申を准め、ただちに檢證のうえ施行することを命じる。

（注）

（1） 不經批問親鄰、又不經官給據——元代の土地賣買制度では、賣卻希望者はまず官に許可を申請し、里正・主首らの檢

證を経て官から「公據」（許可狀）を受ける。さらに先買權のある親戚・隣人に「帳目」を回して購入希望の有無を問い、そのうえで賣り手が賣契を立て、さらに賣り手・買手が税課務において取引税を納入して「契本」を受領し、土地名義を書き換えた。愛宕松男「元代地契」（『愛宕松男東洋史學論集』四、三一書房、一九八八年）。

（2） 所合——『新集至治條例』刑部、刑禁、禁聚衆「禁治集場祈賽等罪」に、「除載祀典者、依例致祭外、各處不畏公法之徒、鳩斂錢物、聚衆裝扮、鳴鑼擊鼓、迎神賽社、所合禁治」とある。これらの「所合」は「擬合」を誤ったものとも考えられるが、ここではそのまま読んでおく。

（中島樂章）

十九 〔禁約厚葬〕（30-03-06 典章30 禮部 葬禮 11b）

至大元年十二月、龍興路奉江西行省劄付：備袁州路（申）：備錄事司申：照略案牘塗全周呈：

嘗觀聖經有曰、「葬也者、藏也。藏也者、欲人之弗得見也」。衣足以飾身、棺周於衣、槨周於棺、土周於槨。又觀漢史則曰、「仲尼孝子、延陵慈父、其葬骨肉、皆微薄矣。非苟爲儉、誠便於體」。德彌厚者、葬彌薄。知愈深者、葬愈微。丘隴彌高、發掘必速。夫聖賢豈不欲厚葬其親、厚之者、適所以薄之也。切見、江南流俗、以侈靡爲孝。凡有喪葬、大其棺槨、厚其衣衾、廣其宅兆、備存殯寶、偶人、馬車之器物。亦有將寶鈔藉尸斂葬、習以成風。非惟甚失古制、於法似有未應。每見厚葬之家、不發掘於不肖之子孫、則開鑿於強切盜賊。令死者暴骸露尸、良可痛哉。如蒙備申上司禁治、今後喪葬之家、除衣衾棺槨依禮贊葬外、不許輒用金銀、寶玉、器玩裝斂、違者以不孝坐罪。似望無起盜心、少

全孝道。惜生者有用之資，免死者無益之禍。若准所言，誠爲敦厚風化。呈乞照詳。得此。

申乞照詳。府司看詳，涂全周所言，理宜禁約。事干通例，乞照詳。得此。檢會，至元七年十二月，尙書省准中書省咨：

十一月十八日奏過數內一件：民間喪葬，多有無益破費。略舉一節，紙房子等近年起置有。每家費鈔一兩定，至甚無益。其餘似此多端。奉聖旨：紙房子無疑禁了者。其餘商量行者。欽此。都省議得，除紙錢外，據紙（湖）（糊）房子、金銀、人馬、綵帛、衣服、帳幙等物，欽依聖旨事意，截日盡行禁斷。咨請照驗施行。准此。

（譯）

〔厚葬を禁約する〕

至大元年（一二〇八）十二月、龍興路が奉じた江西行省の割付。備した袁州路の申。備した錄事司の申。照略案牘涂全周の呈。嘗て聖經（禮記）を觀るに、「葬なる者は、藏なり。藏なる者は、人の見るを得る弗きを欲するなり」とある。帷子は遺體を飾るに足り、内棺は經帷子を周らし、外椁は内棺を周らし、土は外椁を周らすものである。また『漢書』を觀るに、「仲尼は孝子、延陵は慈父にして、其の骨肉を葬るに、皆な微薄なり。苟くも儉と爲すに非ず、誠に體に於いて便たり」とある。徳が厚いほど埋葬は薄くし、知が深いほど埋葬は簡略にする。墳丘が高大であるほど發掘されるのも早くなる。そもそも聖賢が親を手厚く葬ることを望まない譯はない。手厚く葬ることが、かえって薄く遇することになってしまうのだ。見るところ、江南の流俗では、奢侈をもって孝行とし、喪葬ともなれば、棺椁を大きくし、經帷子を厚くし、墓地を廣げ、珍寶・人形・馬車などの明器を副葬し

【禁約厚葬】（典章三〇、禮部卷三）
至大元年十二月

龍興路 奉

江西行省割付 備

袁州路 備

錄事司 申

照（略）〔唐〕案牘涂全周呈
嘗觀聖經有曰、葬也者藏也、……厚之者適所以薄之也。
切見、江南流俗、以侈靡爲孝、……免死者無益之禍。若
准所言、誠爲敦厚風化。
呈乞照詳。得此。

申乞照詳。

府司看詳，涂全周所言，理宜禁約。
事干通例 乞照詳 得此

檢會

A

今據見申，省府欽依已降聖旨事意施行。

檢會

A

至元七年十二月

尚書省 准

中書省咨

十一月十八日、奏過數內一件、「民間喪葬，多有無益破費。略舉一節，……其餘似此多端。」奉聖旨、「紙房子，無疑禁了者。其餘商量行者。」欽此。
都省議得，除紙錢外，據紙（湖）（糊）房子、金銀人馬、綵帛衣服、帳幙等物，欽依聖旨事意，截日盡行禁斷。
咨請照驗施行。准此。

ている。さらには寶鈔を遺體の下に敷くことが風習となっている。甚だ古制にもとるだけでなく、法制上も不穩當である。厚葬の家はといえば、不肖の子孫が發掘するのでなければ、強盜・竊盜に盜掘されるのが落ちで、死者の遺骸は暴露され、痛ましい限りである。上司に上申して禁令を定め、今後葬儀を出す家は、經帷子や棺槨などは禮制によって埋葬するほか、みだりに金銀・寶玉・器玩などを副葬することを許さず、違反者は不孝の罪に坐すべきである。こうすれば盜心は起こらず、いささか孝道を全うし、生者にとって有用の資を大切にし、死者にとって無益の禍を避けることとなる。もし卑見を准されるならば、風俗教化を敦くすることとなる。ご檢討を乞う。得此（涂全周呈）。

〔錄事司より路に〕上申するのでご檢討を乞う（錄事司申）。〔袁州〕路で檢討したところ、涂全周が言うことは、理として禁約すべきものである。事は通例に關わるので、ご檢討を乞う。得此（袁州路申）。〔江西行省が〕調査したところ、至元七年（一二七〇）十二月、尙書省が准けた中書省の咨に次のようにある。

「十一月十八日上奏した内の一件。民間の葬儀では、無益な浪費が多い。簡單に一例を挙げると、紙の家などを近年設置している。どの家も鈔一、二錠を費やしており、無益の極みである。そのほか、このようなことは多岐にわたる」。奉じた聖旨に、「紙の家は疑いなく禁じてしまえ。そのほかは相談して行なえ」欽此。中書省が審議したところ、紙銭を除き、紙を糊で貼り合わせで作った家、金銀、人馬、綵帛、衣服、帳幕等の物については、つつしんで聖旨の事意に従って、即日ことごとく禁止せよ。咨を送るので、檢討のうえ施行することを請う。准此（中書省咨）。

今次の「袁州路の」申について、江西行省としては従前の聖旨の趣旨に沿って施行することとする。

〔注〕

（1） 照略案牘——「元各路府州織染提舉司、人匠提舉司、織染人匠局、織染局等屬官。職與提控案牘略同。」（『元史辭典』、頁九二六）。ただし『元史』卷八五、百官志一には、照略案牘が置かれた衙門を列舉するが、袁州路には確認できない。

（2） 葬也者、……欲人之弗得見也——『禮記』「檀弓」。「國子高曰、葬也者、藏也。藏也者、欲人之弗得見也」。

（3） 仲尼孝子、延陵慈父、……誠便於體——『漢書』卷三六、「楚元王傳」。「夫周公、武王弟也、葬兄甚微。孔子葬母於防、稱古墓而不墳、曰、「丘、東西南北之人也、不可不識也」。爲四尺墳、遇雨而崩。弟子修之、以告孔子、孔子流涕曰、「吾聞之、古者不修墓」。蓋非之也。延陵季子適齊而反、其子死、葬於贏、博之間、穿不及泉、斂以時服、封墳掩坎、其高可隱、而號曰、「骨肉歸復於土、命也、魂氣則無不之也」。夫贏、博去吳千有餘里、季子不歸葬。孔子往觀曰、「延陵季子於禮合矣」。故仲尼孝子、而延陵慈父、舜禹忠臣、周公弟弟、其葬君親骨肉、皆微薄矣。非苟爲儉、誠便於體也」。

（4） 藉尸——遺骸の下に敷きつめることか。『三國志』卷四八、吳書三、「三嗣主傳」の裴松之注に「棺中雲母厚尺許、以白玉璧三十枚藉尸」の文が見える（裴松之は典據を『抱朴子』とするが、今本の同書には見えない）。

（5） 紙糊——元刻本は誤って「紙湖」に作る。關連記事①に據って改める。

〔關連記事〕

- ① 『元典章』卷三十、禮制三、喪禮「禁喪葬紙房子」(至元七年十二月)。本冊、頁二四七に見える。
- ② 『元史』卷一〇五、刑法志四、禁令。本冊、頁二四八參照。
(中島樂章)

二十 〔祖先牌座事理〕 (30-03-07 典章30 禮部葬禮 12 a)

大德四年、中書省咨：江西行省咨：袁州路申：萍鄉州朱惠孫告：「豪強安主侯^①一之等、將惠孫元供養亡母蘇氏魂牌、裝捏大言、恐騙訖銀鈔」。歸問間、侯震翁告：「朱惠孫墳墓庵內、見有供養伊母蘇氏魂牌、上刊寫皇妣字樣、犯上顯然^②」。府司除外、據皇妣二字、係告犯上事理。學老於禮記曲禮下篇^③及朱文公家禮內披究得、皇妣二字、經典該載、不曾奉到上司明文、合與不合回避。

本省參詳、前字樣、儒學提舉司考究、出於經典。累遇詔恩。咨請照詳。施行間、又准本省咨：方季二等、爲潘傑供養亡祖父牌上書寫皇考、恐嚇錢物。除外、所寫字樣、咨請回示。

送刑部、禮部、與翰林國史院講議得、省儒學提舉司考究、出於經典。理宜回避。所犯、今將已追牌座、當官燒毀、今後通行禁止、相應。都省准擬、請依上施行。

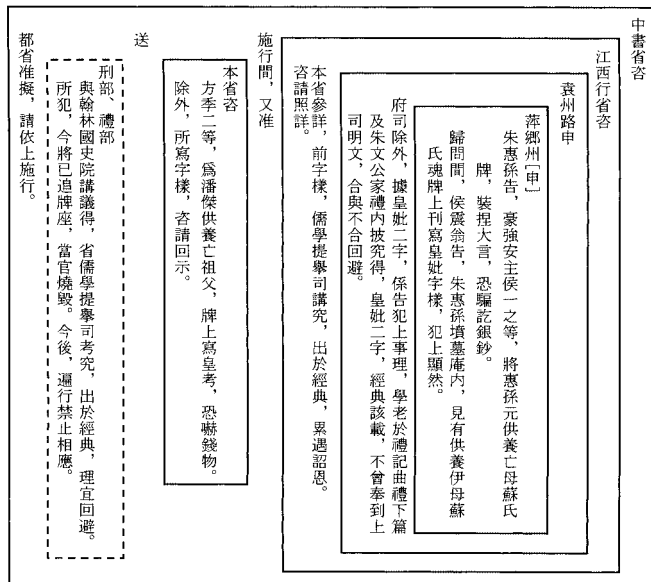
(譯)

〔祖先の位牌問題〕

大德四年(一二三〇)、中書省の咨。江西行省の咨。袁州路の申。萍鄉州の朱惠孫が、「豪強で公事宿を營む侯一之らは、惠孫の元來供養していた亡母蘇氏の位牌について、誇大な言いがかりをつけ、銀・鈔を恐喝した」と告訴した。審問しているうちに、侯震翁が「朱惠孫の墳墓の庵内に、現に彼の母の蘇氏の位牌を供

養しているが、そこには『皇妣』の文字が刻まれており、明らかにお上を犯すものである」と告訴した。路としては恐喝の案件を除き、「皇妣」の二字については、お上を犯すという訴えの事案である。博學な老儒によれば、『禮記』曲禮下篇、および朱文公『家禮』を披覽するに、「皇妣」の二字は經典に記載されてい

【祖先牌座事理】 (典章三〇、禮部卷三)
大德四年



るといふが、上司からの明確な通達はなかった。これを回避すべきであろうか（袁州路申）。

江西行省が検討するに、問題の字句について儒學提舉司が考究したところ、經典にもとづくものである。（本案件は）すでに疊ねて恩赦の詔に遇っている。咨を送るのでご検討を願う（江西行省咨）。この案件を處置している間、また江西行省の咨を受けた。方季二らは、潘杰が亡祖父を供養する位牌の上に「皇考」と書寫したことの爲（に告訴し）、錢物を恐喝した。恐喝については除き、書寫した字句について、咨を送るので回示を請う（江西行省咨）。

刑部・禮部に送付し、翰林國史院と合議させたところ、江西行省儒學提舉司の考究によれば、經典にもとづく。理として回避すべきであろう。違反したものについては、現在、沒收ずみの位牌を官において焼毀し、今後は遍く禁止すれば相應であろう。中書省はこの擬案を准めた。上の通り施行せられよ（中書省咨）。

（注）

① 安主——『元典章』卷三四、兵部一、新附軍「拘刷軍人弟兄男」に、「仰各處行省、差官分頭、與各路管民官、招誘拘刷新附生熟券軍、廂禁土軍、通事、馬軍、并身故手額號止軍弟兄男、聖旨到日爲始、限二百日、赴所在官司、出首免罪。……如限外不行出首、因事發露、有人首告、被捉到官、依逃軍例斷罪。安主知情隱者、減犯人罪二等、兩鄰知而不舉者、減安主罪二等科斷」とある。この場合の「安主」は舊南宋軍の兵士を隱匿した宿主を指す。また宋代には、裁判關係者を宿泊させ身元を保證する「茶食人」を「安停人」とも呼んだ（高橋芳郎『宋代中

國の法制と社會』頁二〇八～二〇九）。「安主」とは宋代の茶食人、明清の歇家に相當する公事宿を指すのだろう。

② 學老——『元史』卷四、世祖本紀一、中統二年（一二六一）九月條に、「王忬請於各路選委博學老儒一人、提舉本路學校、特詔立諸路提舉學校官、以王萬慶、敬鉉等三十人充之」とある。ここでも袁州路の提舉學校官を指すか。

③ 『禮記』曲禮下——「祭王父曰皇祖考、王母曰皇祖妣。父曰皇考、母曰皇妣、夫曰皇辟」。この「皇」はもともと祖父母・父母に對する尊稱であり、皇帝とは關係はない。

④ 朱文公家禮——『家禮』卷一、通禮、祠堂、「凡言祝板者、用版長一尺、高五寸、以紙書文、黏於其上。……於皇考、皇妣、自稱孝子」（前掲吾妻重二校勘本、頁一五七）。

（關連記事）

① 『元史』卷一〇五、刑法志四、禁令。「諸民間祖宗神主、稱皇字者、禁之」。

② 『家禮圖』「神主式」（台灣故宮博物院藏元刊朱子成書本）「禮經及家禮舊本、於高祖考上、皆用皇字。大德年間、省部禁止回避皇字、今用顯可也。」神主の圖では、「顯高祖考某官封諡府君神主」とする。

③ 『新編纂圖增類羣書類要事林廣記』別集卷三、刑法類「諸式廻避」。「其書簡內不得用萬福等字、及銘牌上不許雕刊皇考妣字樣」。ただし、故宮博物院藏至順刊本『事林廣記』では、刑法類に上記の禁令がある一方、前集卷十、家禮類「作神主式」では、程伊川「神主說」に基づき、「皇考某官封諡府君神主」と記している。森田憲司「王朝交替と出版」（『奈良史學』二十號、二〇〇二年）頁六一～六二。

(中島樂章)

二一 (禁治停喪不葬) (30-03-08 典章30 禮部 葬禮 12 b)

延祐五年五月 日、福建閩海道肅政廉訪司、准本道廉訪使趙奉訓牒：

檢會至元十五年欽奉條畫內一款、節該：提刑按察司官所至之處、省察風俗、宣明教化、若有不孝不悌、亂常敗俗、皆糾而繩之。其利害可以興除、及一切不便於民、必當更張者、開申御史臺施行。欽此。

切見、江南民俗、率多遠喪稽葬、習以成風。是省察宣明者、有所未至耳。蓋嘗聞之、「惟送死可以當大事」^③。而「喪具稱家有無」^④、所以使貧富之葬咸遂、人鬼之道俱安也。今閩中此風盛行、停喪不葬、動經一二十年、有一家累至三四柩者。問之則曰、「年月未利、下地未得、貧乏不能勝喪」。按禮、諸侯大夫士葬皆有月數。^⑤是古者不擇年月矣。春秋：「九月丁巳葬定公、雨不克葬。戊午日下昃、乃克葬」。是不擇日矣。「鄭葬簡公、司墓之室當路、毀之則朝而窆、不毀則日中而窆」。是不擇時矣。古之葬者、皆於國都之北。兆域有常處、是不擇地矣。經曰、「喪、與其易也、寧戚」^⑥。苟能盡其哀痛之情、稱家有無、貧而薄葬、曷害於禮。且紙衣、瓦棺、猶可全其孝愛。況留停於家者、已具有棺衣耶。而下貧之戶、不即營葬、輒作佛事、欲為死者妄邀冥福。先賢有言、「天堂無則已、有則君子登。地獄無則已、有則小人入」。今不以君子之道待其所親、而以小人目之、豈得為孝愛乎。移飯僧所費為營葬之資、固不患不勝喪也。矧有附廓僧寺、係焚修之地、公然頓寄靈柩、尤為非宜。夫父子之親、兄弟之愛、夫婦之恩、人皆有之。不幸遇其死亡、隨家厚薄、以時而葬、則為盡孝愛之道。停棺不舉、曠歲歷月、使其流蟲出汁、過者掩鼻、於汝安乎。生者安、則死者亦安矣。掩骼埋肉、王政所先。今民間死者、各有親屬。及至暴露不葬、深乖古者之典、尤傷天

地之和。是宜明白開諭、限以月日、使依期(理)葬、以厚人倫之道、以長孝愛之風、其於教化、豈小補哉。

咨請照驗施行。更為備申憲臺照詳、行下各遵一體施行。

(譯)

(埋葬の遅延を禁止する)

延祐五年(一二一八)五月某日、福建閩海道肅政廉訪司の准けた本道廉訪使趙奉訓の牒。

至元十五年(一二七八)に欽奉した條畫内一款の概略に、次のようであった。「提刑按察司の官は、至るところ風俗を省察し、教化を宣明し、もし不孝・不悌・亂常敗俗などがあれば、みな糾彈して取り締まれ。興除すべき利害、および一切の人民にとつての不利益で必ず改變すべきことは、御史臺に上申して施行せよ」。欽此。

見るところ、江南の民俗は、おおむね埋葬を遅らせることが多く、習い風となっている。これは「提刑按察司」の監察や宣布が行き届いていないということである。ただし「惟だ死を送るは、

【禁治停喪不葬】(典章三〇、禮部卷三)
延祐五年五月

福建閩海道肅政廉訪司 准

本道廉訪使趙奉訓牒

檢會、至元十五年欽奉條畫内一款節該、提刑按察司官所至之處、……必當更張者、開申御史臺施行。欽此。

切見、江南民俗、率多遠喪稽葬、習以成風。……貧乏不能勝喪。按禮、諸侯大夫士葬、……其於教化、豈小補哉。

(咨)牒請照驗施行、更為備申憲臺照詳、行下各(遵)一體施行。

以て大事に當つ可く」して、「喪具は家の有無に應ず」と聞いている。貧者も富者もみな送葬を遂げられ、人間も靈魂もともに安んぜられる所以である。いま福建ではこの風習が盛行し、棺を停めて葬らないこと、ややもすれば十年・二十年を経て、一家に三・四の柩があることもある。これを問いたですと、「年月の巡りが悪く、埋葬地が見つからず、貧乏なので喪葬ができない」などと答える。禮經を按じると、諸侯・大夫・士の葬には皆な〔喪禮に要する〕月數が定められている。古えには年月の巡りを選ぶことはなかったのだ。『春秋』には、「九月丁巳、定公を葬る。雨ふりて葬を克えず。戊午、日下^{かたむ}戻き、乃ち葬を克^おゆ」とある。日を選ぶことはなかったのだ。また「鄭の簡公を葬るに、司墓の室、路に當たる。これを毀たば則ち朝に^{ほうむ}変る。これを毀たざれば則ち日中に^{ほうむ}変る」とある。時を選ぶことはなかったのだ。古の埋葬は、みな國都の北に行ない、墓域には定常の場所があった。地を選ぶことはなかったのだ。經書〔論語〕に「喪は易^{やす}からんよりは寧ろ戚^{かなし}まん」とある。いやしくも哀痛の情を盡していれば、家の有無に應じ、貧乏なので薄葬しても、禮を害うことはない。紙衣・瓦棺がありさえすれば、それでも孝愛を全うすることが出来るのだ。いわんや家に棺を停める者には、すでに棺や紙衣が備わっているではないか。ところが貧乏な戸も、ただちに埋葬せず、えてして佛事を營み、みだりに死者の冥福を求めようとする。先賢の言に「天堂無ければ則ち已む、有れば則ち君子登る。地獄無ければ則ち已む、有れば則ち小人入る」とある。いまでは君子の道をもってその親を待遇せず、小人だと見なしている。これを孝愛といえようか。僧侶を接待する費用を埋葬費にあてれば、もとより喪葬ができないという心配はな

い。いわんや城廓附近の僧寺は、香を焚き修行する場所だというのに、公然と靈柩を預かり置いてるのは、不適切もはなはだしい。父子の親、兄弟の愛、夫婦の恩は、だれにでもある。不幸にしてその死にあえば、家の資力に應じて、しかるべき時に埋葬すれば、孝愛の道を盡すことができる。棺を停めて埋葬せず、いたずらに年月をかさねて虫がわき汁が流れるにまかせ、道行く人は鼻を掩うという有様で、心が安まるだろうか。生者が安んじれば、死者もまた安んじるのだ。遺骸の埋葬は、王政がまっさきにすべきことである。いま民間の死者にはそれぞれ親屬があるのに、遺體を暴露して葬らないのは、深く古えの典禮に乖離し、もっとも天地の和を傷つけることだ。明白に開諭し、月日を限って期限内に埋葬させ、人倫の道を厚くし、孝愛の風を長じさせれば、教化のため裨益すること大であろう。ここに咨〔牒とすべきか?〕を送るので、検討のうえ施行せられたい。更に江南行臺に上申してご検討いただき、各地〔各道?〕に文書を下して一律に施行せられたい。

(注)

(1) 趙奉訓——『元史』卷一六六、趙宏偉列傳。「趙宏偉、字子

英、甘陵人、後徙潁川。……至大二年、召爲內臺都事。仁宗在東宮時、聞其名、遇之甚厚、常以字呼之。及出爲浙東廉訪副使、陛辭之日、仁宗出幣帛、俾擇所欲者即賜之。宏偉至浙東、聞郡人許謙得朱熹道學之傳、延致爲師、於是人知向慕。未幾、擢江南行臺治書侍御史。皇慶二年、致仕。延祐三年、復起爲福建道肅政廉訪使。未幾、以疾辭」。肅政廉訪使は正三品、奉訓大夫は從五品の文散官であり、傳が肅政廉訪使とするのは誤

りの可能性がある。

- (2) 至元十五年欽奉條畫——『永樂大典』卷二六一〇に載せる『南臺備用』に「立江南提刑按察司條畫」計十三條が見える(關連記事①)。その第十一條を節略したものがここで引照されている。ただし、『南臺備用』では同條畫の制定を至元十四年(一二七七)七月とする。

- (3) 惟送死可以當大事——『孟子』離婁下。「養生者、不足以當大事。惟葬死、可以大事」。

- (4) 喪具稱家有無——『禮記』檀弓上。「子游問喪具。夫子曰、稱家有亡」。朱熹『論語精義』卷六上に引く楊時の注解にも、「夫子以從大夫之後、不可徒行也、不以車而爲槨。豈以顔子之賢而與之乎。喪具稱家有無而已、雖無槨可也。故不與」とある。

- (5) 諸侯大夫士葬皆有月數——『儀禮』喪服。正義、「案雜記云、天子七月而葬、九月而卒哭。諸侯五月而葬、七月而卒哭。大夫三月而葬、五月而卒哭。士三月而葬、是月而卒哭。『禮記』曲禮下の「告喪」の正義にも同文が見える。

- (6) 九月丁巳、乃克葬——『春秋左傳』定公十五年九月。「丁巳、葬我君定公。雨、不克葬。戊午、日下昃、乃克葬」。

- (7) 鄭葬簡公……不毀則日中而窆——『春秋左傳』昭公十二年三月。「鄭葬簡公……司墓之室有當道者。毀之則朝而窆、弗毀則日中而窆」。

- (8) 喪、與其易也寧戚——『論語』八佾。「子曰、大哉問。禮、與其奢也、寧儉。喪、與其易也、寧戚」。

- (9) 天堂無則已……有則小人入——『唐國史補』卷上。「李丹爲虔州刺史、與妹書曰。釋迦生中國、設教如周孔。周孔生西方、設

教如釋迦。天堂無則已、有則君子生。地獄無則已、有則小人入。聞者以爲知言」。眞德秀『西山先生大全集』卷四二、「泉州勸孝文」などにもこの語を引く。

- (10) 埋葬——元刻本は「埋」字を誤って「理」に作る。沈刻本に従う。

- (11) 咨請照驗施行——全體を閩海道肅政廉訪司が受けた趙奉訓の牒と解するならば、「咨請」ではなく「牒請」とすべきであらう。

- (12) 各遵——「各道」を誤ったものか。

- ① 『南臺備要』、「立江南提刑按察司條畫」(至元十四年七月)、第十一款。植松「元代條畫考」(三)、頁一二〇参照。

- ② 『新編纂圖增類羣書類要事林廣記』別集卷三、刑法類「停棺不葬」。「皇慶元年三月、中書省刑部呈。徐勝傳陳言、江南風俗、但有親喪、故將尸棺經年暴露、不肯埋葬。合准禁治。都省准呈」。徐勝傳の陳言は本條の六年前だが、本條には言及がない。

(中島樂章)

祭祀(禮部卷之三 典章三十 禮制三)

二二 (祭祀典神祇) (30-04-01 典章30 禮部 祭祀 14 a)

至元九年九月、中書(吏)〔吏禮〕部^①據各路申：乞定奪合祭神宇支破錢數事。照得、庚申年四月 日、詔書條畫內一款^②：五嶽四瀆、名山大川、歷代聖明王、忠臣烈士、載在祀典者、所在官司、歲時致祭。欽此。又奉中書省判送：御史臺呈、該：欽奉聖旨、設立司農司條畫^③、聚衆作社者、竝皆禁斷。餘社既皆禁斷、祀典未盡舉行。是宜照依欽奉到

詔書、檢舉舊例、諸載在祀典者、合行致祭、以廣祈禱之禮。承此。行移太常寺、檢會定合致祭去處。本部逐一擬議到下項合祭神宇去處、各合支破錢數、呈奉都堂鈞旨、送本部、依准所呈施行。神農、高辛、已上係聖帝明王及三代開國之主、皆以功及萬世、澤被生民、故歷代載在祀典、禮未嘗廢。擬令所在官司、三年一祭、擬支鈔不過二十兩。微子【歸德府錄事司】、留侯張良【彭城縣】、已上係自古忠義直烈、儀刑後世、贊揚風化者、故歷代載於祀典、所以激礪人臣使知景。擬令所在人民、歲時致祭。

(譯)

〔祀典にある神祇を祭ること〕

至元九年（一二七二）九月、中書吏禮部の據けた各路の申に、「祭るべき神宇に支給する金額について定奪せられんことを乞うこと」。（吏禮部が）照得するに、庚申年（中統元年・一二六〇）四月某日、詔書條畫内有一款、「五嶽〔中南北東西の各嶽〕四瀆〔江、淮、河、濟の各河川〕・名山大川・歷代聖帝明王・忠臣烈士で祀典に載せられているものは、その所在地の官司が歲時に祭祀をおこなえ」。欽此（詔書條畫）。また、「吏禮部が」奉じた中書省の判送。「中書省の據けた」御史臺の呈の該。聖旨を欽奉して司農司を設立することについての條畫に、「民衆を集めて社をなす者は、みな一様に禁斷せよ」とある。その他の社については既にみな禁斷しているが、祀典がすべて舉行されているわけではない。このことについては、欽奉した詔書に照依して、舊例を調べあげ、およそ祀典に載っているものは祭祀を行い、祈禱の禮を廣めるべきである。承此（中書省判送）。

〔吏禮部が〕太常寺に行移し祭祀を行うべき所を調べて定めた。本部（「吏禮部」）が以下の祭祀すべき神宇の場所とそれぞれ支

出すべき金額とを逐一に擬議し、「中書省に」呈を送って奉じた都堂の鈞旨に、本部（「吏禮部」）に送って、呈するところを准めて施行せよ、とあった。

神農と高辛。上は聖帝明王および三代開國之主であり、皆その

【祭祀典神祇】（典章三〇、禮部卷三）
至元九年九月

中書吏部 據	各路申 乞定奪合祭神宇支破錢數事。
又奉	照得、庚申年四月 日詔書條畫内一款、五嶽四瀆、……欽此。
A	行移太常寺、檢會定合致祭去處。 本部逐一擬議到下項合祭神宇去處、各合支破錢數。 呈奉
	都堂鈞旨 送本部、依准所呈施行。

又奉

A

中書省判送	御史臺呈該 欽奉聖旨、設立司農司條畫、聚衆作社者、並皆禁斷。 餘社既皆禁斷、……合行致祭、以廣祈禱之禮。
承此。	

功績が萬世に及んでおり、生民に恩恵を與えており、ゆえに歴代王朝が祀典に載せているのであり、禮も未だかつて廢されたことがない。〔吏禮部が〕擬するに、所々の官司にて、三年に一度祭祀を行なわせる。擬するに、支出する鈔は二十兩を超えないようにする。微子【歸德府錄事司の管轄】と留侯張良【彭城縣の管轄】。上は古えからの忠義・直烈の士であり、後世の模範であり、褒め讃え感化を促すものであり、ゆえに歴代王朝が祀典に載せ、人臣を激勵して仰慕させてきた。擬するに、所々の人民に、歲時に祭祀させる。

(注)

(1) 中書吏部——中書吏禮部の誤り。『元史』卷七、世祖本紀四に、「〔至元〕九年春正月：申子，併尙書省入中書省，……罷給事中，中書舍人，檢正等官，仍設左右司，省六部爲四，改稱中書。」とあり、至元九年（一二七二）一月に四部制が復活したことがわかる。田中謙二「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』第二卷、汲古書院、二〇〇〇年、頁四二二～四二四）を参照。

(2) 庚申年四月 日、詔書條畫内一款——關連記事①参照。また、この條畫については、植松正「元代條畫考（二）」（『香川大學教育學部研究報告』第Ⅰ部第四五號、一九七八年）頁四六・四七、五九も参照されたい。

(3) 司農司——至元七年（一二七〇）二月二日設立。〔元史〕卷七、世祖本紀四、至元七年二月壬辰の條、参照。〔設立司農司條畫〕については關連記事②参照。この條畫については、植松正「元代條畫考（二）」（『香川大學教育學部研究報告』第Ⅰ

部第四六號、一九七九年）頁七九～八一、九六・九七も参照されたい。

(4) 聚衆作社——『元典章』卷三三、戶部九、農桑、立社「勸農立社事理」一十五款は、至元二八年（一二九一）に定められた條畫であるが、その首條に以下ようにある。「一、諸縣所屬村疇、凡五十家立爲一社，不以是何諸色人等，竝行立社。……仍省會社長，卻不得因而搔擾，亦不得率領社衆，非理動作聚集，以妨農時外，據其餘聚衆作社者，竝行禁斷。若有違犯，從本處官司就便究治」。この條における「聚衆作社」は、村落の「社」すなわち土地神以外に、民衆が任意に社廟を祭ることを指すのであろう。關連記事②に見える「聚衆作社」は、「寺觀、廟宇、禪祭」との關連において觸れられており、淫祠・集會等の禁止の文脈で言及されることがより明白である。

(5) 太常寺——正二品官だが、至元九年の段階では正三品。〔元史〕卷八八、百官志四、太常禮儀院の項を参照。

(6) 神農、高辛：三代開國之主——神農は伏羲のつぎに帝王となり、民に農業を傳授した。高辛は帝嚳の號。黃帝の曾孫、后稷の父にあたる。「三代開國之主」は夏の禹・商の湯王・周の武王。

(7) 支鈔不過二十兩——祭祀の費用に關しては、池内功「元朝郡縣祭祀における官費支出について——黑城出土祭祀費用文書の検討——」（『四國學院大學論集』八五、一九九四年）頁三四・三五を参照。また、同「元朝の郡縣祭祀について」（『中國史における教と國家』雄山閣出版、一九九四年）頁一六二も参照。以下の諸條についても同論文に言及があるが、注記するの煩を避ける。

(8) 微子・張良——宋公微子。唐代には睢陽郡に廟が置かれ、

「准三皇五帝廟，以春秋二時享祭」であったこと、『唐會要』卷二二「前代帝王」の記事に見える。微子廟は商丘縣城西北隅に位置し、宋代には市場となっていた。『元史』卷四十、順帝本紀三、後至元六年（一三四〇）七月甲寅の條に、「（後至元六年）秋七月甲寅，太白晝見。詔封微子爲仁靖公，箕子爲仁獻公，比干加封爲仁顯忠烈公。」とある。張良の廟は徐州沛縣の境内、留城の故地にあった。『括地志』卷三「徐州沛縣」に「故留城在徐州沛縣東南五十五里。今城内有張良廟也。」とある。『元史』卷七六、祭祀志五「武成王」に、「武成王立廟於樞密院公堂之西，以孫武子，張良，管仲，樂毅，諸葛亮以下十人從祀。每歲春秋仲月上戊，以羊一、豕一、犧尊、象尊、籩、豆、俎、爵，樞密院遣官，行三獻禮。」とあるように、武人の神として尊崇を受けていた。

(9) 所以激礪人臣使知景——「景」の下に「仰」を脱するか。〔關連記事〕

① 『元典章』卷三、聖政「崇祭祀」に、「庚申（中統元年・一二二六）年四月，欽奉詔書内一款。五嶽四瀆，名山大川，歷代聖帝明王，忠臣烈士，載在祀典者，所在官司，歲時致祭。」とある。② 『元典章』卷三十、禮部三、禮制三、祭祀、三二「人病禪祭不禁」（本冊、頁二九〇）。

（市丸智子）

二三（配享三皇體例）（30-04-02 典章30 禮部 祭祀 14 a）
大德三年，御史臺准陝西行臺咨：祭享三皇，十（代）〔大〕名醫，近年雖以配享，不見定制。咨請照詳。呈奉中書省〔劄付〕：「送據禮部呈：

移准太常寺關：

送博士廳，照擬得：唐會要所載，「三皇創物垂範，候言藻鑑，宜有欽崇。」於是伏羲、神農、黃帝，俱有廟貌之設，春秋二時致祭。仍以勾芒、祝融、風后、力牧，各附配享之位。稽諸典禮定規，雖百世不易可也。況所謂創物垂範，是即開天建極，立法作則之義。今乃援引夫子廟堂十哲爲例，擬十（代）〔大〕名醫，從而配食。果若如此，是以三皇大聖，限爲醫流專門之祖，揆之以禮，似涉太輕。兼十（代）〔大〕名醫，考之於史，亦無見焉。合無止令醫者於本科所有書內，照勘定擬，相應。

本部參詳，太常寺所擬，即係祀典所載古今之大義。今後配享三皇，宜從太常寺所擬，相應。具呈照詳。得此。都省仰依上施行。

（譯）

（三皇に配享する際の決まり）

大德三年（一二二九）、御史臺の准けた陝西行臺の咨に、「三皇を祭るにさいし、十大名醫を近年配享しているが、定った制度がない。〔御史臺に〕咨を送るので照詳せられんことを請う。〔御史臺が〕呈し奉じた中書省〔の劄付〕。〔中書省が禮部に〕送って據けた禮部の呈。〔禮部が〕移して准けた太常寺の關。

〔太常寺が〕博士廳に送って、〔博士廳が〕照擬したところ、『唐會要』に、「三皇は物事を創めて規範を垂れるものであり、その言行を鑑とし、敬い尊ぶべきである」とある。このために、伏羲・神農・黃帝は、みなそれぞれ廟宇神像を設けているのである。春と秋の二季時に祭祀を行っているのである。なお勾芒・祝融・風后・力牧は、それぞれの配享の位につけている。さまざまな典禮の定規を比較してみると、たとえ百世を経たとしても易えるべきではない。ましていわゆる物事を創めて規範を垂

れるというのは、天地を開いて帝位に就き、法則を定めるといふ意味である。今、孔子廟の十哲になぞらえそれを例として、十代の名醫を擬定して従祀している。もしこのように、三皇大聖を醫術専門の祖に限ってしまうのは、禮にもとづいて考えるに、「三皇を」大いに軽んじることである。ましてや十代の名醫は、史書を考究しても見いだせない。醫者にその診療科目のあ

【配享三皇體例】（典章三〇、禮部卷三）
大德年三月

御史臺准

陝西行臺咨

祭享三皇十代名醫，近年雖以配享，不見定制。咨請照詳。

呈奉

中書省〔劄付〕

送據

禮部呈
多佳

移准

送

博士廳

照擬得，唐會要所載：三皇創物垂範……考之於史，亦無見焉。

合無止令醫者於本科所

合無止令醫者於本科所有書內照勘定擬相應

本部參詳 太常寺所擬，即係祀典所載古今之大義，今後配享三皇，宜從太常寺所擬，相應。

具呈照詳。得此。

都省仰依上施行。

らゆる書籍のうちに調べさせて「十大名醫を」擬定すべきやいなや、「決定いただくのが」相應であろう（太常寺關）。本部（＝禮部）が參詳するに、太常寺の擬してきたことは、祀典が載せている古今の禮の大義に係わることである。今後、三皇に配享するにあたっては、太常寺が擬してきた通りにするのであるが、相應であろう。「禮部が」具呈するので「中書省は」照詳せられよ。得此（禮部呈。都省〔中書省が御史臺に〕仰せて上のとおり施行させる。

(注)

① 陝西行臺——大德元年（一二九七）設立。『元史』卷八十六官志二「陝西諸道行御史臺」に、「陝西諸道行御史臺，設官品秩同內臺〔從一品〕。……大德元年，移雲南行臺於京兆，爲陝西行臺，而雲南改立廉訪司。延祐元（一二三四）年罷」とある。

$$(2)$$

三皇——太皞伏羲・炎帝神農・軒轅黃帝のこと。元代には各地の醫學において三皇が祭られ、「元立醫學以祭三皇，禮同釋奠文宣王，官爲致祭。歲用三月三日，九月九日，州縣通祀」（『明集禮』卷十六、吉禮十六、三皇，「總敘」とあるように、官が祭祀を執行していた。『元史』卷七六、祭祀志五）郡縣三皇廟」に、「郡縣三皇廟　元貞元年（一二九五），初命郡縣通祀三皇，如宣聖釋奠禮。太皞伏羲氏以勾芒氏之神配，炎帝神農氏以祝融氏之神配，軒轅黃帝氏以風后氏，力牧氏之神配。黃帝臣俞跗以下十人，姓名載于醫書者，從祀兩廡。有司歲春秋二季行事，而以醫師主之。」とある。祭祀は醫者が行っていたことがわかる。三皇を醫の開祖として祭ることは、元朝独自の

祭祀であり、元貞元年以降に全国的に行われるようになった。

- (3) 十代名醫——十大名醫とは、俞附・桐君・僦貸季・少師・雷公・鬼臾區・伯高・岐伯・少俞・高陽のこと。『大明集禮』卷十六、吉禮十六「三皇」に「元以俞附、桐君、僦貸季、少師、雷公、鬼臾區、伯、岐伯、少俞、陽十大名醫從祀。國朝因之」とある。また、『明史』卷五十、禮志四、吉禮四「三皇」を参照。なお、本文中の「十代名醫」は、『大明集禮』・『明史』共に「十大名醫」とあり、また二五「三皇配享」（本冊、頁二八〇）においても「十大名醫」とあるため、「十大名醫」に改めた。

- (4) 呈奉中書省送據禮部呈——ここでは文書構成上、「呈奉中書省劄付。送據禮部呈」とすべきであろう。

- (5) 博士廳——太常寺に博士（正七品）が置かれていたことは、『元典章』卷七、吏部一、職品「正七品」の項に見える。太常寺の博士らの執務場所を博士廳と稱したのであろう。『元典章』新集至治條例、禮部、祭祀、「祭祀社稷體例」にも、「移准太常寺關，送博士廳呈，謹按禮記郊特性云，「喪國之社則屋之，……」とある。

- (6) 三皇創物垂範，候言藻鑑，宜有欽崇——「候言藻鑑」の「候」は「永」の誤り、「藻」は「龜」の誤りであろう。聚珍版本『唐會要』卷二二「前代帝王」には、「天寶二年三月二十八日。……六載正月十一日。敕三皇五帝，創物垂範，永言龜鏡，宜有欽崇。」とあり、四庫全書版『唐會要』卷二二「前代帝王」には、「天寶二年三月二十八日。……六載正月十一日。敕三皇五帝，創物垂範，永言殷祀，宜有欽崇。」とある（傍點は筆者）。

による）。

- (7) 本科——元朝は醫學における試験科目を、その診療の専門領域に應じて十科にまとめた。すなわち、大方脈雜醫科、小方脈科、風科、產科兼婦人雜病科、眼科、口齒兼咽喉科、正骨兼金瘡科、瘡腫科、鍼灸科、祝由書禁科である。それぞれの科には習得すべき典籍が指定された。詳しくは、『元典章』卷三二、禮部五、學校一、醫學「醫學科目」を参照のこと。

- (8) 都省仰依上施行——この決定に基づき、各路に禮部から符文が下されて三皇廟の設置を見たことは、王惲の撰文にかかると「大元國衛輝路創建三皇廟碑銘」（『秋澗先生大全集』卷五九、碑）によって證される。碑文によれば、「大德庚子歲夏仲」すなわち大德四年五月、禮部から三皇の祭祀の儀注が下されたことにより、路の諸官、屬吏、醫師、陰陽師らが醵金して廟宇を創建することになった。それ以前、三皇の祭祀は「醫家者流因城隍祠右故壇屋而像之」とあるように、醫師が城隍廟に附設された壇屋において行っていた。

（市丸智子）

二四 〔祭祀三皇錢數〕（30-04-03 典章30 禮部 祭祀 14 b）

湖廣等處行中書省，爲祭祀三皇聖帝合用禮儀。移准中書省咨：送禮部：照得，三皇自唐以來載在祀典。依釋奠至聖文宣王禮儀，官爲致祭，相應。咨請依例施行。准此。又於元貞二年七月，據湖南道呈：潭州茶陵州等處，各於係官錢內，放支中統鈔二十五兩，發下醫學祭祀外³。得此。參詳，緣係已久通例，除已依准各路已支鈔數，除破作支。移准中書省咨：送禮部：照得，先據廣州等路申：春秋享祭三皇，用過物價，於年銷錢內放支。呈准省判，行移合屬施行去訖。本部參詳，

潭州等路、即係一體事理、宜准所擬。都省回咨、請依例施行。

(譯)

〔三皇を祭祀する際の金額について〕

湖廣等處行中書省〔の割付?〕。三皇聖帝を祭祀するのに用いるべき禮儀のことの爲。〔湖廣行省が〕移して准けた中書省の咨。

〔中書省が〕禮部に送って〔據けた禮部の呈〕照得するに、三皇は唐以來祀典に載せる。孔子を祭る釋奠の禮儀によって、官が祭祀を行なうのが、相應であろう〔禮部呈〕。〔中書省が湖廣行省に〕咨するので例のとおりに行任せられんことを請う。准此〔中書省咨〕。また、元貞二年〔二二九六〕七月、〔湖廣行省の〕據けた湖南道宣慰司の呈に、〔潭州・茶陵州等の處では、おのおの官錢のなから、中統鈔二五兩を支出し、醫學に交付して祭祀を行なっている〕得此〔湖南道宣慰司呈〕。〔湖廣行省が〕參詳するに、〔醫學の祭祀を行なうことは〕以前からの通例であり、すでに各路に許してすでに支出している鈔の外に、正規の支出として認めている。

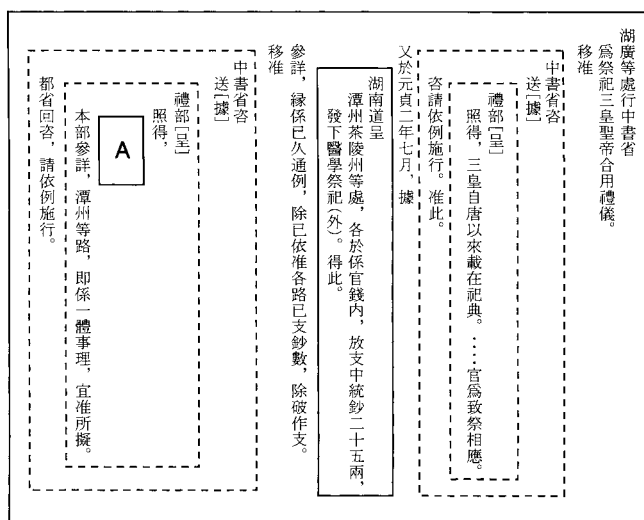
〔湖廣行省が〕移して准けた中書省の咨。〔中書省が〕禮部に送って〔據けた禮部の呈に〕照得するに、先に據けた廣州等路の申に、〔春と秋に三皇を祭るのに用いた金額は、年銷錢のなから支出している〕〔廣州等路申〕。〔禮部が中書省に〕呈して准けた中書省の判送、〔合屬に行移して施行することとした〕〔中書省判送〕。禮部が參詳するに、潭州等路の件は同一の事からであるので、擬したことを准めるべきである〔禮部呈〕。中書省が回咨するに、〔例のとおりに行任せられんことを請う〕とあった〔中書省咨〕。

(注)

(1) 湖南道——湖南道宣慰司のこと。

(2) 潭州・茶陵州——潭州については、『元史』卷六三、地理志六「湖廣等處行中書省」に、「天臨路。【上】……〔至元〕十四年〔二二七七〕、立行省、改潭州路總管府。十八年〔二二八一〕、遷行省於鄂州、徙湖南道宣慰司治潭州」とあり、茶陵州について

【祭祀三皇錢數】(典章三〇、禮部卷三)



照得

A

〔禮部〕	先據
廣州等路申 春秋享祭三皇、用過物價、於年銷錢內放支。	
呈准	省判 行移合屬施行去訖。

ては、『元史』卷六三、地理志六「湖廣等處行中書省」に、「茶陵州。【下】……至元十九年，升爲州。」とある。

(3) 發下醫學祭祀外——「外」は衍字と思われる。

(4) 年銷錢——毎年、路などの官廳でそれぞれ支出する官錢のこと。官廳で物品の購入や官倉の修理の費用などに充てられていた(小林高四郎・岡本敬二編『通制條格の研究譯註』第一冊、中國刑法志研究會、一九六四年、頁六十を参照)。

(市丸智子)

二五 (三皇配享) (30-04-04 典章30 禮部 祭祀 15a)

至大二年正月，行省准中書省咨：湖廣行省咨：爲祭享三皇事理。春秋二時致祭，仍以勾芒、祝融、風后、力牧，各附配享之位，未見勾芒等神服色座次，咨請定奪回示。准此。

送據禮部呈：參詳，三皇開天立極，澤流萬世，有國家者，所當崇祀。自唐天寶以來，伏羲以勾芒配，神農以祝融配，黃帝以風后、力牧配。按禮記月令，「春三月，其帝太皞，其神勾芒。夏三月，其帝炎帝，其

神祝融⁽²⁾」。又史記稱，「黃帝得風后、力牧以治民⁽³⁾」。其配享座次，宜東西相向，以勾芒、祝融居左，風后、力牧以居右。若其相貌冠服，年代遼遠，無從考證，不可妄定，當依古制，以木爲主。書曰，勾芒氏之神、祝融氏之神、風后氏之神、力牧氏之神。所謂十大名醫，此依文廟大儒從祀之例，列置兩廡。如此，尊卑先後之敘，似爲不紊。

於十月初十日，會集到集賢、翰林、太常禮儀院等官一同議得，三皇配享事理，合依禮部所擬，定爲通例，相應。具呈照詳。都省咨請依上施行。

(譯)

〔三皇の配享について〕

至大二年(一三〇九)正月、行省「湖廣行省?」の准けた中書省の咨。「中書省の准けた」湖廣行省の咨。「三皇を祭祀することの爲。春と秋の二回到祭祀を行い、なお勾芒・祝融・風后・力牧を、それぞれの配享の位につけるが、いまだに勾芒等の神の服色・席順の定めがない。〔湖廣行省は中書省に〕咨するので決裁のうえ回示を請う」。准此(湖廣行省咨)。

〔中書省が禮部に〕送って據けた禮部の呈。參詳するに、三皇は天地を開いて帝位に就き、恵みを萬世にもたらすものであるから、支配者たるものは、當然敬い祭祀すべきである。唐の天寶年間以來、伏羲は勾芒を配享とし、神農は祝融を配享とし、黃帝は風后・力牧を配享としている。『禮記』月令を按じるに、「春の三か月は、上帝を太皞(「伏羲」とよび、その下にある補佐の神は勾芒である。夏の三か月は、上帝を炎帝(「神農」とよび、その下にある補佐の神は祝融である)」とある。また、『史記』には、「黃帝は風后・力牧を擧げ用いて人民を治めた」とある。ゆえにその配享の席次は、東西に相い向きあって、勾芒・祝融を左

【三皇配享】(典章三〇、禮部卷三)
至大二年正月

行省准	中書省咨
湖廣行省「咨」	爲祭享三皇事理，春秋一時致祭，仍以勾芒、祝融、風后、力牧，各附配享之位，未見勾芒等神服色座次，咨請定奪回示。准此。
送據	
禮部呈	參詳，三皇開天立極，澤流萬世，有國家者，所當崇祀。自唐天寶以來，……如此，尊卑先後之敘，似爲不紊。於十月初十日，會集到集賢、翰林、太常禮儀院等官，一同議得，三皇配享事理，合依禮部所擬，定爲通例相應具呈照詳。
都省咨請依上施行。	

〔東〕におき、風后・力牧を右〔西〕におくのがよからう。その相貌・冠服のごときは、遙か昔のことであるため、考證に足るものがないので、妄りに定めるべきではなく、古制どおりに位牌を用いる。そこに「勾芒氏の神、祝融氏の神、風后氏の神、力牧氏の神」と書く。いわゆる十大名醫は、孔子廟における大儒を從祀する例によって、本堂の兩脇の廊下に並べ置く。こうすれば尊卑前後の序列が亂れないだろう(禮部呈)。

十月十日に、集賢院・翰林院・太常禮儀院等の官が集まって合議したところ、三皇を配享することについては、禮部の擬したとおり、定めて通例とするのが、相應であろう。〔集賢院・翰

林院・太常禮儀院等の官が」具呈するので照詳せられよ。中書省が咨して上のとおりに施行することを請う(中書省咨)。

(注)

(1) 自唐天寶以來——『唐會要』卷三二「前代帝王」に、「天寶二年……六載正月十一日。……三皇。伏羲【以勾芒配】，神農【以祝融配】，軒轅【以黃帝】，【以風后・力牧配】。」とあるので、天寶六年(七四七)以降のことを示すと考えられる。

(2) 禮記月令——『禮記』「月令」に、「孟春之月，……其帝太皞，其神句芒，……仲春之月，……其帝太暉，其神句芒，……季春之月，……其帝太暉，其神句芒，……孟夏之月，……其帝炎帝，其神祝融，……仲夏之月，……其帝炎帝，其神祝融，……季夏之月，……其帝炎帝，其神祝融，……」とある。

(3) 史記——『史記』卷一、五帝本紀「黃帝」に、「舉風后、力牧、常先、大鴻以治民」とある。

(4) 太常禮儀院——『元史』卷八八、百官志四「太常禮儀院」によれば、正三品衙門であった太常寺を至大元年(一二三〇)に太常禮儀院に格上げして正二品衙門とした。のち四年に太常寺に戻し、延祐元年に再び太常禮儀院となった。

(市丸智子)

二六 (祭社稷風雨例) (30-04-05 典章30 禮部 祭祀 15a)

至元八年正月，中書省據大司農司呈：至元七年十二月二十七日，奏定事目，乞照詳事。都省除外，據下項事理，請照依聖旨事意，施行。准此。

照得，數內一件：自古春秋二仲戊日，祭大社稷於西南隅，立春後丑

日、祭風師於東北郊、立夏後申日、祭雨師、雷師於西南郊^④。近年隨處官府廢此祀事、合無照依舊例降行。奉聖旨：便交那般行去者。欽此。都省除已劄付大司農司、欽依聖旨事意施行外、仰就便移關各部、遍行各路、欽依施行。

(譯)

〔社稷・風雨を祭る例について〕

至元八年(一二七二)正月、中書省の據けた大司農司の呈に、「至元七年十二月二十七日に奏し定めた事目。照詳せられん事を乞う」(大司農司呈)。中書省はそのことは當然のこととして、以下の項目については、聖旨の事意のとおりに行施行せられよ。准此(中書省咨)。

〔中書省が〕照得するに、「至元八年正月三日、尙書省の奏過せる」事内の一件に、「いにしえより仲春月・仲秋月の戌の日に

【祭社稷風雨例】(典章三〇、禮部卷三)
至元八年正月

中書省 據	大司農司呈 至元七年十一月二十七日奏定事目、乞照詳事。
都省除外、據下項事理、請照依聖旨事意施行。准此。	〔回准〕
〔尙書省咨〕	照得、數内一件、自古春秋二仲戊日、祭大社稷於西南隅、……近年隨處官府廢此祀事、合無照依舊例降行。奉聖旨、便交那般行去者。欽此。
都省除已劄付大司農司、欽依聖旨事意施行外、仰就便移關各部、遍行各路、欽依施行。	

は、太社・太稷を城の西南に祭り、立春の後の丑の日には、風師を東北の郊外に祭り、立夏の後の申の日には、雨師・雷師を西南の郊外に祭っている。近年、あちこちの官府でこの祭祀が行なわれなくなっているが、舊例に照依して祭祀を行なうべきかどうか。〔尙書省が〕奉じたる聖旨。『ただちにそのようにおこなえ』。欽此(聖旨)〔尙書省咨〕。中書省はすでに大司農司に劄付して、つつしんで聖旨の事意通りに施行するのは當然のこととして、〔大司農司は〕ただちに各部に文書を送り、遍ねく各路に通知して欽依施行せられよ」(中書省劄付)。

(注)

(1) 大司農司——『元史』卷七、世祖本紀四に、至元七年(一二七〇)十二月丙申朔日の條に司農司から大司農司に名稱變更したことが述べられている。本條は、同年同月二十七日の大司農司の呈であり、名稱變更した直後の案件とわかる。

(2) 春秋二仲戊日——二月と八月のはじめの戌日に社稷を祭っていたことは、『元史』卷十二、世祖本紀九、至元二十年(一二八三)二月戊子の條に見える。また、『元史』卷二六、仁宗本紀三、延祐六年(一二一九)二月丁亥の條に、社稷を戊戌に祭るようにしたとあるが、『元史』には、その日に祭祀を行った事例はない。

(3) 祭大社稷於西南隅——『元史』卷七六、祭祀志五「郡縣社稷」に、「元貞二年(一二九六)冬、復下太常、議置壇於城西南二壇、方廣視太社、太稷、殺其半。」とある。

(4) 立春後丑日：於西南郊——『元史』卷七六、祭祀志五「風雨雷師」に、「風、雨、雷師之祀、自至元七年十二月、大司農

請於立春後丑日、祭風師於東北郊。立夏後申日、祭雷、雨師於西南郊」とある。

(5) 數内一件：欽此——池内功「元朝の郡縣祭祀について」(『中國史における教と國家』雄山閣出版、一九九四年) 頁一五七を參照。

(6) 移關各部——大司農司は正一品だが、それが定められたのは至元二三年(一二八六)であるから、それまでは、三品官だったと考えられる。ゆえに、正三品である六部に平行文書である「關」にて送るように指示が出されたと思われる。

(關連記事)

① 『元史』卷七、世祖本紀四、至元七年(一二七〇)十二月丙申の條に、「(至元七年)十二月丙申朔、……敕歲祀太社、太稷、風師、雨師、雷師」とある。本紀では、日附が一日のこととなっており、本文中の至元七年十二月二七日とは異なっている。

② 『元典章』新集至治條例「禮部、祭祀「祭祀社稷體例」に、「〔中書省〕照得、至元八年正月二十三日尙書省奏過事内一件：自古春秋二仲月上戊日、祭太社太稷於西南郊、立春後丑日、祭風師於東北郊、立夏後申日、祭雨師、雷師於西南郊。近年隨處官司廢此祀事、合依舊例舉行。奉聖旨：便交那般行者。欽此。已經通行各處、欽依施行」とある。本文中の「照得數内一件」の内容と一致するが、新集では、尙書省(この時期の尙書省の設置期間は、至元七年(一二七〇)一月六日～至元九年一月五日である。田中謙二「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』第二卷、汲古書院、二〇〇〇年、頁四一九～四二〇を參照)の上奏となっている。つまり、本文では、中書省の照得と

して、至元八年一月三日の尙書省の上奏が引用された、と考えられるのである。中書省と尙書省の併存時期の兩者の關係が考察できる史料である。また、同年の一月三日の事例が引用されているながら、最終決定が同月の一月中に行われていることから、かなり急を要した事例であったとも考えられる。

(市丸智子)

二七 (祭郊社風雨例) (30-04-06 典章30 禮部 祭祀 15b)

至元九年二月、中書省。禮部承奉尙書省判送：戶部呈：爲各路年例祭祀錢數。批奉都堂鈞旨：送本部再行擬定必合祭祀事理、連判呈省奉此。本部照得、祭祀社稷、風、雨、雷師、釋奠至聖文宣王、立春、俱係各路合行事理。呈奉都堂鈞旨：准呈、仰依上施行。

(譯)

〔郊社・風雨を祭るの例〕

至元九年(一二七二)二月、中書省(の劄付)。禮部の承け奉じた尙書省の判送。(尙書省の據けた)戶部の呈に、「各路の毎年の祭祀における支出金額の規定の爲の爲」。〔戶部が〕批奉した都堂の鈞旨に、「本部(「禮部」)に送って必ず祭祀すべき項目をもう一度擬定させ、〔戶部と禮部と〕連署のうえ尙書省に呈せよ」。奉此(尙書省判送)。本部(「禮部」)が照得するに、「社稷・風師・雨師・雷師を祭祀すること、孔子を釋奠すること、立春の儀式は、各路が行なうべきことである」(禮部呈)。(禮部が)呈して奉じた都堂の鈞旨に、「呈を准める。仰せて上のとおり施行させよ」(都堂鈞旨、中書省劄付)。

【祭郊社風雨例】（典章三〇、禮部卷三）
至元九年二月

中書(省) 禮部 承奉
尚書省判送
戸部呈 爲各路年例祭祀錢數。
批奉都堂鈞旨 送本部再行擬定、必合祭祀事理、連判呈省、奉此。
本部照得、祭祀社稷風雨雷師、……俱係各路合行事理。 〔呈奉〕
都堂鈞旨 准呈、仰依上施行。

〔注〕

- (1) 禮部承奉尚書省判送——尚書省の設置期間（頁六四・六五、關連記事②の尚書省の設置期間を参照）によりこの文書は、至元九年一月五日以前の判送と思われる。また、同日に六部制から四部制に切り替わっているため、この「禮部」という記載によって至元九年一月五日以前の判送であることがさらに裏づけられる。
- (2) 都堂鈞旨——尚書省と中書省の併存時期にあたるが、この場合の都堂の鈞旨は、尚書省内の宰相の指令をいうと思われる。
- (3) 立春——立春の日の前日と當日、地方長官が僚屬を率いて行う迎春の儀式のこと。
- (4) 各路合行事理——池内功前掲「元朝の郡縣祭祀について

て、頁一五七、頁一六三参照。

〔關連記事〕

- ① 「元史」卷七、世祖本紀四、至元九年二月戊申（十九日）の條に、「始祭先農如祭社之儀」とある。直接關係するものではないが、時期的には一致する。

（市丸智子）

二八〔添祭祀錢〕（30-04-07 典章30 禮部 祭祀 15b）

延祐四年正月、行省劄付、該：江州路申：「總管李太中關：祭享三皇、社稷、風雨雷師、支破物價不敷、申乞添給。」移准中書省咨：送據禮部呈：照得、近奉中書省劄付：來呈：奉省判：近爲隨路祭三皇、宣聖、社稷、風、雨、雷師、牲酒器幣、元降物價、府州別無致祭定例。本部議得、祭享三皇、宣聖、社稷、風、雨、雷師、已准各路支給官錢祭祀。緣元降錢數、較之往日、目今物價增貴、委是不敷、擬合約量添給。據未曾降錢數散府諸州、亦宜依上給鈔致祭。所有司縣、既有所屬、宜從本處官司、自行祭享。今將致祭錢數開呈、照詳。得此。

都省依准部擬、遍行依上施行。今承見奉、本部議行、行省咨：江州路總管李太中言、大德九年官定祭祀三皇、宣聖、風、雨、雷師鈔數不敷。若將每祭合用儀物、不限錢數、照依各處時直、對物兩平、從實應付。爲此照得大德九年元擬每祭鈔數、以此參詳、每歲致祭三皇、宣聖、社稷、風、雨、雷師、已准諸路散府、上中下州官給祭祀錢數、置備犧牲、幣帛、香果。較之往日、即今增貴、取買不敷、擬合約量添給。如蒙准呈、移咨各省、照會本部、依上施行。今將每歲元擬、并今次添給鈔數、開呈照詳。得此。

依准部議、都省開咨、請依上施行。諸路大德九年元降錢數、并今次添支。

三皇并宣聖，春秋二祭。每祭，各

元降中統鈔一定。

今次添鈔一定，通作二定。

社稷，春秋二祭。每祭，各

元降中統鈔三十兩。

今次添鈔三十兩，通作一定一十兩。

風、雨、雷師。每祭，各

元降中統鈔二十五兩。

今次添鈔二十五兩，通作一定。

散府上中下州大德九年創給元降錢數、今擬添。

三皇宣聖，春秋二祭。每祭，各

元降中統鈔二十五兩。

今次添鈔二十五兩，通作一定。

社稷，春秋二祭。每祭，各

元降中統鈔二十兩。

今次添鈔二十兩，通作四十兩。

風、雨、雷師。每祭，各

元降中統鈔一十五兩。

今次添鈔一十五兩，通作三十兩。

(譯)

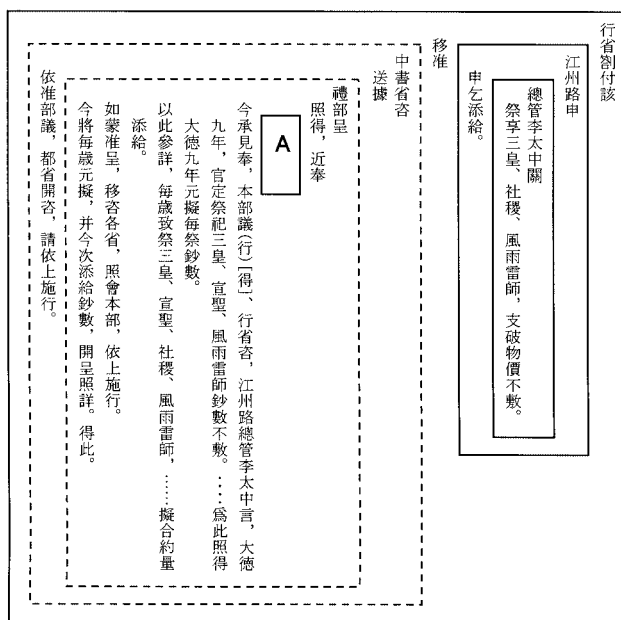
延祐四年(一二二七)正月、「江西」行省の割付の要約に「江州路の申に、「江州路」總管李太中の關に、三皇・社稷・風師・雨師・雷師の祭祀に關して支出する購入經費が不足している、とあった(總管李太中關)。上申して經費の追加を乞う」(江州路申)。移して准けた中書省の咨。送って據けた禮部の呈に、「照得するに、近ごろ准けた中書省の割付に、「禮部」來呈に『奉じた中

書省の判に、近ごろ各路で三皇・宣聖〔孔子〕・社稷・風師・雨師・雷師の祭祀を行う際の祭祀用の犠牲・酒・祭器・玉幣について、もともと支給していた經費は、府州に關しては祭祀の定例がない』とあった。

禮部が議得するに、三皇・宣聖〔孔子〕・社稷・風師・雨師・雷師の祭祀は各路が官錢を支給して祭祀をしている。もともと支

【添祭祀錢】(典章三〇、禮部卷三)

延祐四年正月



A

中書省別付	來呈
奉	省判
近爲陸路祭三皇、宣聖、社稷、風雨雷師、牲酒器幣、元降物價、府州別無致祭定例。	
本部議得、祭享三皇、宣聖、社稷、風雨雷師、已准各路支給官錢祭祀、緣元降錢數、較之往日、目今物價增貴、委是不敷、擬合約量添給、據未曾降錢數府諸州、亦宜依上給鈔致祭。所有司縣、既有所屬、宜從本處官司、自行祭享。今將致祭錢數開呈照詳、得此。	
都省依准部擬、通行依上施行。	

給してきた金額は、昔に比べて現在の物價は高騰しており、まことに不足している。擬するに費用を計算して追加支給すべきである。從來官錢を支給されていない散府諸州についても、上のおりに交鈔を支給して祭祀させるのがよい。錄事司・縣はそれぞれ〔路・州などに〕所屬しているのので、本處の官司に従って、自ら祭祀を行なうべきである。今祭祀の費用を列記したので參照いただきたい。得此（禮部呈）。

中書省は禮部の擬案を准め、遍く上のおりに施行する。今〔中書省の〕見奉を受けたまわり、本部〔禮部〕が議得するに、行省の咨に、江州路總管李太中の言に、「大德九年（二三〇五）に官の定めた三皇・宣聖〔孔子〕・社稷・風師・雨師・雷師の祭祀の交鈔の額は不足している」とある。もしも祭祀ごとに用いるべき儀禮の用品については金額を限定せずに、各地の時價に照らして、公正な對價で實際に基づいて支給すれば〔官民とも都合が良く……〕（行省咨）。このために大德九年にもともと擬した祭

祀ごとの交鈔の金額を調べて、これにもとづいて考えるに、毎年の三皇・宣聖〔孔子〕・社稷・風師・雨師・雷師の祭祀はすでに諸路散府および上中下の各州の官が祭祀の費用を支給し、犧牲、幣帛、香果を準備するのを准めてきた。昔と比べて現在は物價が高騰し、購入には不足しているため、擬するに計算して補填すべきである。もし呈のおりにするのを准めていただければ、各省に咨文を送り、本部〔禮部〕に照會し、上のおりに施行されたい。今、毎年の元の金額と今回の追加の金額とを併せて、呈に列記するので照詳されたい。得此（禮部呈）。禮部の議を准め、中書省が咨文を送るので、上のおりに施行されたい。諸路の大德九年に元々定めた錢數と今回の追加分とを併せる。

三皇ならびに宣聖〔孔子〕は春秋二祭。毎祭、それぞれ元は中統鈔一錠。今回鈔一錠を追加し、合わせて二錠とする。社稷は春秋二祭。毎祭、それぞれ元は中統鈔三十兩。今回鈔三十兩を追加し、合わせて一錠一十兩とする。風師・雨師・雷師。毎祭、それぞれ元は中統鈔二五兩。今回鈔二五兩を追加し、合わせて一錠とする。

散府上中下州は大德九年に初めて元の錢數を支給し、今追加することを擬す。

三皇ならびに宣聖は春秋二祭。毎祭、それぞれ元は中統鈔二五兩。今鈔二十五兩を追加支給して、合わせて一錠とする。

社稷は春秋二祭。毎祭それぞれ元は中統鈔二十兩。今鈔二十兩を追加し、合わせて四十兩とする。

風師・雨師・雷師。毎祭それぞれ元は中統鈔十五兩。今鈔

十五兩を追加し、合わせて三十兩とする。

(注)

(1) 江州路——『元史』卷六十一、地理志五「江西等處行中書省」に「元至元十二年、置江東西宣撫司。十三年、改爲江西大都督府、隸揚州行省。十四年、罷都督府、升江州路、隸龍興行都元帥府、後置行中書省、江州直隸焉。十六年、隸黃蘄等路宣慰司。二十二年、復隸行省。」とある。

(2) 李太中——不詳。太中は太中大夫（從三品の文散官）のこと。下路の總管は從三品であった。歷代の『江西通志』、『九江府志』に該當人物の記載なし。

(3) 牲酒器幣、元降物價——『沈刻元典章校補』「添支各項祭錢」によると、このあとに「不敷」がある。

(4) 議行——「議得」の誤りか。

(5) 對物兩平——公平な價格で買い取ること。主に和買のときに物主（物品の所有者）に對して公平であるという意味で使われている。例えば『元典章』卷二六、戶部十二、科役和買「和買諸物對物估體支價」によれば、「親對物主、令牙行人相視堪中諸物、照依街市實直、兩平收買」。

(6) 若將每祭合用儀物：從實應付——關連記事②では「不惟官民兩便、崇重□□□□天意」と續く。

(關連記事)

① 『黑城出土文書』F 116: W 91。

② 『黑城出土文書』F 116: W 190。

(水越知)

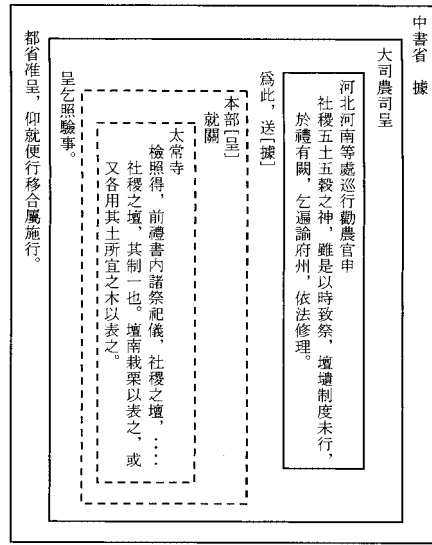
二九〔立社稷壇〕(30-04-08 典章30 禮部 祭祀 16b)

至元十年^① 月、中書省據大司農司呈：河北、河南等處巡行勸農官申：「社稷五土五穀之神^②，雖是以時致祭，壇壝^③制度未行，於禮有闕，乞遍諭府州，依法修理」。爲此，送本部，就關太常寺，檢照得，前(代)禮書內諸祭祀儀，社稷之壇，(或)〔於〕城西南度地之宜，方二千五百尺，高三尺，四出階三等，築垣爲四門，於內，社在東，稷在西。又云，起建別無指定畝數。其石柱之長二尺五，方一尺，刻其上，(剗)〔培〕其下半。社稷之壇，其制一也。壇南栽粟以表之，或又各用其土所宜之木以表之。呈乞照驗事。都省准呈，仰就便行移合屬施行。

(譯)

至元十年(一二七三) 某月、中書省が受けた大司農司の呈。河北河南等處巡行勸農官の申に「社稷は五土五穀の神であり、歲時に祭祀をするとは言え、壇壝の制度がいまだ行なわれていないのは、禮制において闕けるところがある。遍く府州に諭告して禮法に則って整備させることを乞う(勸農官申、大司農司呈)。これについて禮部に送り、〔禮部が〕太常寺に關文を送ったところ、〔太常寺からの回答に〕『調査したところ、前代の禮書内の諸祭の儀典によれば、社稷の壇は、城の西南において場所の善いところを見計らい、二丈五尺四方で高さ三尺、四方に三段の階段を設け、垣根を築き四門を作り、その内側で社を東に置き、稷を西に置く。また言う、創建に際して決まった畝數はない。その石柱の長さは二尺五寸で一尺四方である。その上を削り、その下半分を土中に埋める。社稷の壇はその制度は一律である。壇の南には粟を栽培して標識とし、あるいはまたその土地の適當な木を植えて標識とする』とあった。呈を送るのでご檢討を乞う(禮部呈)。中書省は呈を准め、仰せてただちに所屬官府に行文

【立社稷壇】（典章三〇、禮部卷三）
至元十年 月



して施行させる（中書省割付）。

- (注)
- (1) 至元十年 月——元朝の社稷壇制度の確立については關連記事①、②、③から、まず至元七年（一二七〇）に國家の太社太稷が作られ、十年（一二七三）、もしくは十一年（一二七四）に「諸路立社稷壇壝儀式」が頒下された。本條は「諸路立社稷壇壝儀式」の内容を指すと思われるが、年代の確定には至らない。池内功前掲「元朝の郡縣祭祀について」参照。
- (2) 五土五穀之神——五土は「地」のあらゆる形態をさすが、社稷壇祭祀になかでは天子の太社は東西南北と中央の五つの

方位を示す色の土（黄・青・赤・白・黒）を用い、諸侯の社はそれぞれ封建された土地の方位の色の土を用いた。五穀は一般にあらゆる穀物を指す通稱。五つの穀物が具體的に何を指すか諸説あるが一致しない。ただし社稷が「五土五穀之神」と稱される例は元代以前には『宋史全文』に用例がある。

- (3) 壇壝——原義としては、壇は祭祀のために高く盛り上げた場所、壝はその外周に低くめぐらせた垣の意味だが、通常「壇壝」の語で祭壇を表す。ただ一般的祭壇ではなく社稷壇や先農壇など國家祭祀の祭壇を指す場合に使われる。

- (4) 前禮書——關連記事⑤では「前代禮書」とする。具體的に何を指すのかは不明。社稷壇の制度に關しては『白虎通』、『獨斷』や經書の古い注釋に「天子社稷、土壇方廣五丈、諸侯半之」と記述され、基本的に變わりがない。州縣社稷壇の規定が明記されたものとしては『大唐開元禮』が最も古く、「其壇方二丈五尺、高三尺、四出階三等」とあり、後代、基本的に踏襲されている。また元代の『太常集禮』『永樂大典』卷二〇四二四所引）では「壇之制、高五尺、方廣十之。」とある。

- (5) 或——關連記事⑤では「於」に作る。

- (6) 剖其下半——元刻本は「剖」に作るが、「培」が正しい。『宋史』卷一〇二、禮志五「社稷」に「太社壇廣五丈、高五尺、五色土爲之。稷壇在西、如其制。社以石爲主、形如鐘、長五尺、方一尺、剡其上、培其半」とある。

（關連記事）

- ① 『元史』卷七六、祭祀志五「太社太稷」
- ② 『元史』卷八、世祖本紀、（至元十一年）八月甲辰朔。
- ③ 『元史』卷七六、祭祀志五「郡縣社稷」

④ 『金史』卷三四、禮志

⑤ 『沈刻元典章』新集至治條例、禮部、祭祀「祭祀社稷體例」

(水越知)

三十 (霖雨不止享祭) (30-04-09 典章30 禮部 祭祀 17a)

至元十年七月、中書吏禮部「符文」：奉中書省劄付：據大司農司呈：「先爲隨路霖雨不止、檢會到舊例、霖雨不止、祈祠山川、嶽鎮、海濱、社稷、宗廟」。爲此、移准大司農司咨：於七月十一日、聞奏過、奉聖旨：與省家一處商量祭去者。欽此。請欽依所奉聖旨事意、與中書省商量祭享事。准此。仰行下合屬、如霖雨不止去處、祭享施行。承此。

(譯)

〔霖雨がつづけば祭りをおこなう〕

至元十年(二七三)七月、中書吏禮部(の符文)。奉じた中書省の劄付。據けた大司農司の呈に、「先ごろ各路で長雨が止まなかったことについて、舊例を調べたところ、長雨が止まない場合は山川、五嶽、五鎮、四海、四瀆、社稷、宗廟に祈禱するとあった」(大司農司呈、中書省劄付)。これについて「中書省が」移准した大司農司(尙書省とすべきか)の咨。「七月十一日に聞奏し、奉じた聖旨に『中書省とともに相談して祭祀をせよ』。欽此(聖旨)。奉じた聖旨の趣旨によって、中書省と祭祀のことについて話し合われたい」。准此。「中書省は」仰せて關係官廳に文書を下し、もし長雨が止まない場所があれば、祭祀を實施せよ。承此(吏禮部符文)。

(注)

(1) 中書吏禮部——『元史』卷八五、百官志一「吏部」に「(至

【霖雨不止享祭】(典章三〇、禮部卷三)
至元十年七月

中書吏禮部「符文」 奉	中書省劄付 據
大司農司呈	大司農司呈
先爲隨路霖雨不止、檢會到舊例、霖雨不止、祈祠山川、嶽鎮海濱、社稷宗廟。	爲此、移准
大司農司咨	大司農司咨
於七月十一日、聞奏過、奉聖旨、與省家一處商量祭去者。欽此。	請欽依所奉聖旨事意、與中書省商量祭享事。准此。
仰行下合屬、如霖雨不止去處、祭享施行。承此。	

(元)五年、又合爲吏禮部。尙書仍二員、侍郎、郎中、員外郎各一員。七年、始列尙書六部。吏部尙書一員、侍郎一員、郎中二員、員外郎二員。八年、仍爲吏禮部。尙書、侍郎、郎中各一員、員外郎仍二員。十三年、分置吏部、尙書增置七員、侍郎三員、郎中二員、員外郎四員」とある。

(2) 先爲隨路霖雨不止——『元史』卷八、世祖本紀五によれば、「是歲(至元十年)、諸路蟲蝻災五分、霖雨害稼九分、賑米凡五十四萬五千五百九十石。天下戶一百九十六萬二千七百九十五」とある。

(3) 大司農司咨——中書省(正一品)が大司農司(正二品)の「咨文」を受けるのはおかしい。この「咨文」の主體は尙書省か。

(水越知)

三一 〔祈風雨不得支破官錢〕 (30-04-10 典章30 禮部 祭祀

17a)

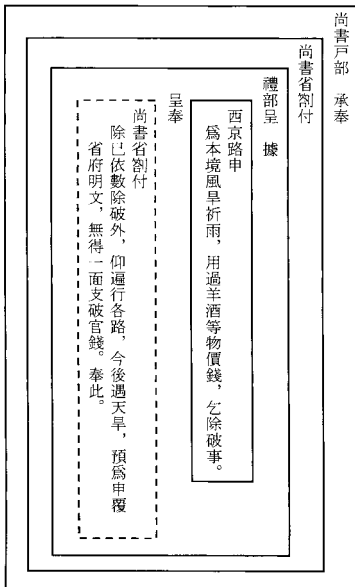
至元七年十月、尙書戸部承奉尙書省劄付：禮部呈：據西京路申^①：爲本境風旱祈雨、用過羊酒等物價錢、乞除破事。呈奉尙書省劄付：除已依數除破外、仰通行各路、今後遇天旱、預爲申覆省府明文、無得一面支破官錢。奉此。

(譯)

〔風雨を祈るに官錢を支出してはならない〕

至元七年(一二七〇)十月、尙書戸部が准けた尙書省の劄付。禮部の呈。據けた西京路の申に「管内の大風・旱魃の際の祈雨について、用いた羊や酒などの費用を、公金から支出することの承認を乞う事の爲」(西京路申)とあった。呈文を送って奉じた尙

【祈風雨不得支破官錢】(典章三〇、禮部卷三)
至元七年十月



書省の劄付。「すでに金額のとおりに支出を承認したほか、遍く各路に文書を下し、今後旱魃の際にはあらかじめ行省に上申して承認の明文を受けて〔支出する〕こととする。一方的に公金を支出してはならない」。奉此(禮部呈、尙書省劄付)。

(注)

(1) 西京路——もと金朝の行政区畫の名で、元朝でも踏襲していたが、『元史』卷十五、世祖本紀十二によれば至元二五年(一二八八)二月丙寅に西京路を大同路に改名している

(水越知)

三二 〔人病禪祭不禁〕 (30-04-11 典章30 禮部 祭祀 17a)

至元六年八月、中書省欽奉聖旨條畫内一款、節該：立定社外、其諸聚衆作社、竝行禁斷。人家或因災病、有許口願赴寺觀、廟宇、禪祭之類、不在禁限。欽此。

(譯)

〔人が病のために禪祭することは禁じない〕

至元六年(一二六九)八月、中書省の欽奉した聖旨條畫内有一款の要約。「制度によって定めた社の外に、衆を集め社會をすることについては、全て禁止する。人びとが厄災や病氣のために願かけをしに寺觀や祠廟に赴き、祈禱をするようなことは許し、禁止の対象とはしない」。欽此。

(注)

(1) 立定社——元朝が社制を施行したのは至元七年(一二七〇)のことである。假に社制のことであっても、行

政組織の問題であり、ここで言う民間信仰組織の社とは直接関係しない。ただ唐代以來「私社」の禁止は歷代踏襲された事項であり、そうしたことを指すかもしれない。なお、『元典章』卷二三・戸部九、立社「勸農立社事理」十五款は、至元七年に大司農卿となった張文謙らが行ってきた條畫を、あらためて中書省の法例として再規定したものである。その第一條に「據其餘聚衆作社者，竝行禁斷」の文言が見える。至元六年八月の「聖旨條畫」はこの條に言及されるのみ、他所に見えない。この年月が誤りである可能性も否定できない。

(2) 口願——寺廟に參詣して口頭で神佛に願掛けすること。『元典章』卷五七、刑部十九「雜禁」に「然所謂口願社火者，其事甚鄙，因徒荷校之醜，亦喜爲之，曾謂明正之神，享此奉乎」とあるほか、『秋澗先生大全文集』卷六二「勸農文」に「或有頑不率教，惰農自安，背本趨末，敗壞淳風，朋游羣飲，稱曰事情，釀酒屠牲，指爲口願，田務方集，耽樂城市，其或別生事端。」とある。

(關連記事)

① 『元史』卷一〇五、刑法志四「禁令」に「諸以非理迎賽祈禱，惑亂民者，禁之」とある。

(水越知)

三三 (革去拜天) (30-04-12 典章32 禮部 祭祀 17b)

至元九年正月、中書吏禮部承奉都堂鈞旨：判送：戸部呈：爲本路年例祭祀錢數。再行擬定必合祭祀事理，連判申呈。本部照得，祭祀社稷、風、雨、雷師，釋奠至聖文宣王，立春日，俱係合行事理，其重五重九拜天，據集禮所載，金人立國之初，重午拜於鞠場，重九拜於都城

外，此係亡金體例，擬合革去。呈奉都堂鈞旨：准呈，移關戸部，照會奉此。

(譯)

〔拜天の儀禮を廢止する〕

至元九年（一二七二）正月、中書吏禮部が受けた都堂の鈞旨。判送。戸部の呈に「本路の例年の祭祀費用のことの爲。必ず祭祀すべきものについて再度検討し原案を作り、〔戸部と禮部と〕連署して〔尙書省に〕呈文を送られたい」。本部〔吏禮部〕が照得したところ、社稷・風師・雨師・雷師を祭祀し、至聖文宣王〔孔子〕に釋奠し、立春の日に祭祀をするのは、いずれも行うべきものであり、重五〔五月五日〕・重九〔九月九日〕の拜天節は、『集禮』の記載によれば、金朝が建國された當初、重五には鞠場で拜天し、重九には都城外で拜天した。これは亡國金朝の法例であり、撤廢することを提案する。呈文を送って受けた都堂の鈞旨。「呈を准め、關文を戸部に送り、照會せよ」。奉此。

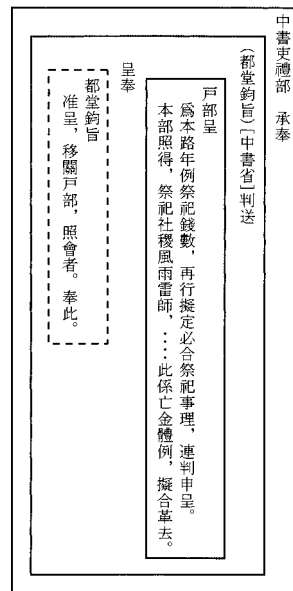
(注)

(1) 至元九年正月——關連記事①が本條と同じときのもだが、日附が至元九年二月となっている。

(2) 判送——關連記事①より尙書省の判送と考えられる。ただし、尙書省から中書吏禮部に直接に文書が行かなかったとするならば、「都堂鈞旨」ではなく、中書省の判送を承奉したと改めるべきか。

(3) 拜天——モンゴル人が独自の宗教風俗として天の祭祀を重視していたことは知られるが、『元史』卷七二、祭祀志一「郊祀上」に「元興朔漠，代有拜天之禮。衣冠尙質，祭器尙純，

【革去拜天】（典章三〇、禮部卷三）
至元九年正月



帝后親之，宗戚助祭。……憲宗即位之二年，秋八月八日，始以冕服拜天於日月山。其十二日，又用孔氏子孫元措言，合祭昊天后土，始大合樂作牌位，以太祖、睿宗配享。歲甲寅，會諸王于顆顆腦兒之西，丁巳秋，駐蹕于軍腦兒，皆祭天於其地。世祖中統二年，親征北方。夏四月己亥，躬祀天于舊桓州之西北。灑馬湏以爲禮，皇族之外，無得而與，皆如其初。」とあり、その後も拜天の祭祀そのものは廢止されず、『元史』卷七七、祭祀志六「國俗舊禮」によれば、毎年六月二十四日に行なわれていた。この條では金朝から踏襲した拜天の禮を廢止し、六月二十四日の祭祀に統一したということだろう。金朝で行なわれた拜天については、『金史』卷三五、禮志八「拜天」に「金因遼舊俗，以重五、中元、重九日行拜天之禮。重五於鞠場，中元於內殿，重九於都城外。其制，剝木爲盤，如舟狀，赤爲質，畫雲鶴文。爲架高五六尺，置盤其上，薦食物其中，聚宗族拜之。若至尊則

於常武殿築臺爲拜天所」とある。また元々遼の風俗であったことがわかる。今井秀周「モンゴルの祭天儀式——モンゴル帝國から元朝の間に——」（『東海女子大學紀要』二二六、二〇〇六年）参照。

④ 集禮——『大金集禮』卷八「皇太子・守國儀」には「重五、九月九日，合與不合拜天射柳，仍於甚處。敕旨。拜天射柳城外」とある。

① 關連記事

① 『元典章』卷三十、禮部三、祭祀、二七「祭郊社風雨例」（頁二八三參照）

（水越知）

三四 禁祭星（30-04-13 典章30 禮部 祭祀 17b）

至元二十四年十二月，福建行省准尙書省咨，該：據忽都于思太常、香山奉御呈：七月十六日，安童法薛第一日，合刺合裏有的時分，奏，「諸處陰陽人每，多因點照祭星，別生事端。今後，教省家遍行文字禁約了呵，免致別生事端」，奏呵，奉聖旨：「那般者。」欽此。

（譯）

〔祭星を禁止する〕

至元二十四年（二二八七）十二月，福建行省が准けた尙書省の咨文の要約。據けた太常の忽都于思・奉御の香山の呈に「七月十六日、アントムのケシクの第一日、カルカにいる時に『各地の陰陽法師たちは、多く祈禱を行って星を祭るに際し、別に騷動を起こしている。今後、尙書省より遍く文書を下して禁止させれば、騷動を起こすには至らないであろう』と奏上したところ、奉じた聖旨には「そのようにせよ」とあった。欽此。

【禁祭星】(典章三〇、禮部卷三)
至元二十四年十二月

福建行省 准

尚書省咨該 據

忽都于思太常、香山奉御呈
七月十六日、安童怯薛第一日、合刺合裏有的時分奏、「諸處陰陽
人每、多因點照祭星、別生事端。今後、教省家遍行文字禁約
了呵、免致別生事端。」奏呵、奉聖旨、「那般者。」欽此。

(注)

(1) 福建行省——『八閩通志』卷一「建置沿革」によれば「至元十五年、置福建行中書省。十六年改置宣慰使司。省罷。俱治福州。二十年、復置行中書省。宣慰使罷。二十二年、改置宣慰使司、并入江西行省。二十三年復置行中書省。宣慰司罷。二十四年、改爲行尚書省。二十八年改置宣慰使司」とある。

(2) 忽都于思——*Qudu's; 『元史』に傳なし。至元年間の禮制の整備に活躍した人物で、『元史』卷六七、禮樂志一「制朝儀始末」には「(至元)八年春二月、立侍儀司、以忽都于思、也先乃爲左右侍儀」、また『元史』卷六八、禮樂志二「制樂始末」には「(至元)二十三年、忽都于思又奏、太廟樂器、編鐘、笙匏、歲久就壞、音律不協」とあるほか、柳貫『柳待制文集』卷八「買住諡文簡」には「維昔世祖皇帝、平壹土宇、肇新禮制。始定廟祧而領之太常、序正朝班而統之侍儀。時則忽都于思公、實以通材敏識、左右經畫、厥既成功」とある。

(3) 香山——『元史』に傳なし。至元年間後期に、禮制關係で

活躍した人物だと思われる。『元史』卷六八、禮樂志二「制樂始末」には「(至元)二十九年四月、太常太卿香山請采石增製編磬、遣孔鑄馳驛往泗州、得磬璞五十八、製磬九十。大樂令毛莊等審聽之、得應律磬五十有八、於是編磬始備」とある。なお『元史』卷一三五に立傳される香山は武宗期の重臣だが同一人物かどうか不明。

(4) 安童——ジャライル王家のアントム Antom、至元二十四年(一二八七)の時點では中書右丞相。

(5) 合刺合——Qalqaの音写。至元二十四年(一二八七)にオッチギン家のナヤンの反亂が起き、クビライは大興安嶺南麓遼河方面へと親征している。『元史』卷十四、世祖本紀十一によると、五月壬寅に出征し、六月乙亥(十六日)にナヤン率いる大軍を遼河のシラ・オルドの地で敗り、ナヤンを捕縛・誅殺し、八月乙丑(七日)に上都に帰着している。カルカの場所は不明だが、遼河の西、シラムレン流域と上都のあいだのどこかであろう。

(6) 陰陽人——占星、占卜、相宅、相墓などを生業とする人々。『元史』卷八一、選舉志一「學校」に「延祐初、令陰陽人依儒、醫例、於路府州設教授一員、凡陰陽人皆管轄之、而上屬於太史焉。」とあるほか、『元典章』卷三三、禮部五、「陰陽學」に詳しい記載がある。

(7) 點照——『宋元語言詞典』(上海辭書出版社、一九八五年)では僧侶や道士などが齋醮を行なうこととあるが、関連記事①から、とくに夜間に燈火の下で行なったものを指すと考えられる。

(8) 祭星——『元史』卷六、世祖本紀三の至元五年(一二六八)

十二月戊寅の記事として「敕二分、二至及聖誕節日、祭屋于司天臺」とあり、その後も司天臺で星を祭らせていたことがわかるが、ここでは公的ではない祭屋に對する禁令であろう。いずれも『禮記』『祭法』に載る傳統的な祭屋儀禮ではない。

（關連記事）

① 『元史』卷一〇五、刑法志四「禁令」。「諸陰陽家者流，輒爲人燃燈祭星，蠱惑人心者，禁之」。

（水越知）